

【案件 1】青森市地域防災計画の修正（案）について

1 市町村地域防災計画修正の手引きに基づく修正

修正前	修正後（案）
<p>【総則・災害予防計画編】</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 3 節 計画の構成</p> <p>第 1 災害予防計画</p> <p>第 2 章 災害予防計画</p> <p>災害の発生を未然に防止し、または被害の拡大を防止するため、青森市及び防災関係機関等の施策、措置等について定める。</p> <p>第 2 風水害等対策編</p> <p>第 1 章 災害応急対策計画</p> <p>風水害等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、風水害等災害の発生を防御し、または被害の拡大を防止するため、青森市及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定める。</p> <p>第 3 章 災害復旧対策計画</p> <p>被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、青森市及び防災関係機関等が講ずべき措置について定める。</p> <p>第 3 地震・津波対策編</p> <p>第 1 章 災害応急対策計画</p> <p>地震・津波災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、地震・津波災害の発生を防御し、または被害の拡大を防止するため、青森市及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定める。</p> <p>第 2 章 災害復旧対策計画</p> <p>被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るた</p>	<p>【総則・災害予防計画編】</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 3 節 計画の構成</p> <p>第 1 災害予防計画</p> <p>第 2 章 災害予防計画</p> <p>災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、青森市及び防災関係機関等の施策、措置等について定める。</p> <p>第 2 風水害等対策編</p> <p>第 1 章 災害応急対策計画</p> <p>風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は被害の拡大を防止するため、青森市及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定める。</p> <p>第 3 章 災害復旧対策計画</p> <p>被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期の復旧・復興を図るため、青森市及び防災関係機関等が講ずべき措置について定める。</p> <p>第 3 地震・津波対策編</p> <p>第 1 章 災害応急対策計画</p> <p>地震・津波災害による被害の拡大を防止し、又は二次的に発生する災害を防御するため、青森市及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定める。</p> <p>第 2 章 災害復旧対策計画</p> <p>被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期の復旧・復興を</p>

め、青森市及び防災関係機関等が講ずべき措置について定める。

第4節 各機関の実施責任

第5 公共的団体等及び市民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、青森市その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

また、市民は、「自らの身の安全は自らが守る」との自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、それぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

第5節 青森市及び防災関係機関等の処理すべき事務

または業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
青森市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災会議に関すること。 2. 防災に関する組織の整備に関すること 3. 防災に関する調査、研究に関すること 4. 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること 5. 防災に関する物資等の備蓄に関すること 6. 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関すること 7. 要配慮者の安全確保に関すること 8. 災害に関する予報・警報等情報の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること 9. 水防活動、消防活動に関すること 10. 災害に関する広報に関すること 11. 避難の勧告・指示に関すること 12. 災害救助法による救助及びそれに準ずる救助に関すること 13. 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること 14. 災害時の保健衛生に関すること 15. 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること 16. 建築物等の応急危険度判定に関すること。

図るため、青森市及び防災関係機関等が講じるべき措置について定める。

第4節 各機関の実施責任

第5 公共的団体等及び市民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害に対する防災力向上に努め、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、青森市その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

また、市民は、「自らの身の安全は自らが守る」との自覚を持ち、平時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、それぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

第5節 青森市及び防災関係機関等の処理すべき事務

又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
青森市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災会議に関すること 2. 防災に関する組織の整備に関すること 3. 防災に関する調査、研究に関すること 4. 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること 5. 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定に関すること 6. 防災に関する物資等の備蓄に関すること 7. 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関すること 8. 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）者の安全確保に関すること 9. 避難行動要支援者に係る名簿の作成等避難支援に関すること 10. 災害に関する予報・警報等情報の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること 11. 水防活動、消防活動に関すること 12. 災害に関する広報に関すること 13. 避難勧告等に関すること 14. 災害救助法による救助及びそれに準じる救助に関すること 15. 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること 16. 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること 17. 罹災証明の発行に関すること

青森市	<ul style="list-style-type: none"> 17. 災害対策に関する隣接市町村等との相互応援協力に関する事 18. その他災害対策に必要な措置に関する事 	青森市	<ul style="list-style-type: none"> 18. 災害対策に関する隣接市町村等との相互応援協力に関する事 19. その他災害対策に必要な措置に関する事
青森警察署	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害に関する予報・警報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関する事 2. 災害時の警備に関する事 3. 災害広報に関する事 	青森警察署	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害に関する予報・警報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関する事 2. 災害時の警備に関する事 3. 災害広報に関する事
青森南警察署	<ul style="list-style-type: none"> 4. 被災者の救助、救出に関する事 5. 災害時の死体の検視に関する事 6. 災害時の交通規制に関する事 7. 災害時の犯罪の予防、取締りに関する事 8. 避難の勧告・指示に関する事 9. 津波警報の市町村への伝達に関する事 10. その他災害対策に必要な措置に関する事 	青森南警察署	<ul style="list-style-type: none"> 4. 被災者の救助、救出に関する事 5. 災害時の遺体の検視・死体調査、身元確認等に関する事 6. 災害時の交通規制に関する事 7. 災害時の犯罪の予防、取締りに関する事 8. 避難勧告等に関する事 9. 大津波警報、津波警報及び津波注意報（以下「津波警報等」という。）の伝達に関する事 10. その他災害対策に必要な措置に関する事
農林水産省東北農政局青森県拠点	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害時における主要食糧（米穀）の供給に係る連絡調整に関する事 2. 農地・農業用施設及び農地海岸施設等の防災対策並びに指導に関する事 3. 農業関係被害状況の収集及び報告に関する事 4. 災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供給あっせん及び病虫害防除の指導に関する事 5. 土地改良機械の緊急貸付けに関する事 6. 農地、農業用施設及び農地海岸施設の災害復旧事業の査定に関する事 7. 被災農林漁業者への資金（土地改良資金、農業経営維持安定資金、経営資金、事業資金等）の融通に関する事 	農林水産省東北農政局青森県拠点	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関する事 2. 農地・農業用施設及び農地海岸施設等の防災対策並びに指導に関する事 3. 農業関係被害状況の収集及び報告に関する事 4. 災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供給あっせん及び病虫害防除の指導に関する事 5. 土地改良機械の緊急貸付けに関する事 6. 農地、農業用施設及び農地海岸施設の災害復旧事業の査定に関する事 7. 被災農林漁業者への資金（土地改良資金、農業経営維持安定資金、経営資金、事業資金等）の融通に関する事
東北森林管理局青森森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> 1. 森林、治山による災害防止に関する事 2. 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関する事 3. 山火事防止対策等に関する事 4. 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事 	東北森林管理局青森森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> 1. 森林、治山による災害防止に関する事 2. 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関する事 3. 災害時における情報収集・連絡及び応急対策に関する事 4. 林野火災防止対策等に関する事 5. 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事
東北運輸局青森運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害時における鉄軌道事業者の安全運行の確保に関する事 2. 災害時における陸上輸送に係る調査及び指導に関する事 3. 災害時における自動車運送事業者に対する運送命令に関する事 4. 災害時における海上輸送に係る調査及び指導に関する事 5. 災害時における船舶運送事業者に対する航海命令に関する事 	東北運輸局青森運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> 1. 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関する事 2. 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関する事

<p>東北地方整備局 青森河川国道事務所 青森国道維持出張所 弘前国道維持出張所</p>	<p>1. 公共土木施設（直轄）の整備に関する事 2. 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関する事 3. その他公共土木施設（直轄）の災害対策に関する事 4. 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関する事</p>	<p>東北地方整備局 青森河川国道事務所 青森国道維持出張所 弘前国道維持出張所</p>	<p>1. 公共土木施設（直轄）の整備に関する事 2. 直轄河川の水防警報及び洪水情報（青森地方気象台との共同）の発表・伝達等水防に関する事 3. 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関する事 4. その他公共土木施設（直轄）の災害対策に関する事 5. 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関する事</p>
<p>東北地方整備局青森港湾事務所</p>	<p>1. 港湾施設及び海岸保全施設等の整備に関する事 2. 港湾施設及び海岸保全施設等に係る災害情報の収集及び災害対策の指導、協力に関する事 3. 港湾施設及び海岸保全施設等の災害応急対策及び災害復旧対策に関する事 4. 海上災害の予防対策等に関する事</p>	<p>東北地方整備局青森港湾事務所</p>	<p>1. 港湾施設及び海岸保全施設等の整備に関する事 2. 港湾施設及び海岸保全施設等に係る災害情報の収集並びに災害対策の指導、協力に関する事 3. 港湾施設及び海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧対策に関する事 4. 海上災害の予防対策等に関する事</p>
<p>第2管区海上保安部 青森海上保安部</p>	<p>1. 海上災害の防災思想の普及啓発及び訓練に関する事 2. 海難救助、海上消防、避難の勧告・指示及び警戒区域の設定並びに救援物資及び人員等の緊急輸送に関する事 3. 海上警備、海上における危険物の保安措置、油排出等の海上災害に対する防除活動及び海上交通の確保に関する事 4. 海上災害に係る自衛隊災害派遣要請に関する事</p>	<p>第2管区海上保安部 青森海上保安部</p>	<p>1. 海上災害の防災思想の普及啓発及び訓練に関する事 2. 海難救助、海上消防、避難勧告等及び警戒区域の設定並びに救援物資及び人員等の緊急輸送に関する事 3. 海上警備、海上における危険物の保安措置、油排出等の海上災害に対する防除活動及び海上交通の確保に関する事 4. 海上災害に係る自衛隊災害派遣要請に関する事</p>
<p>青森地方気象台</p>	<p>1. 気象、水象、地象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 2. 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備に関する事 3. 気象、地象（地震にあつては発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達、及び防災機関や報道機関を通じての市民への周知に関する事 4. 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関する事 5. 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成における技術的な支援・協力に関する事 6. 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関する事</p>	<p>青森地方気象台</p>	<p>1. 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 2. 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表・伝達及び解説に関する事 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事</p>

	7. 県や市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事		5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事
陸上自衛隊第9師団(第5普通科連隊)	1. 災害時における人命及び財産保護のための救援に関する事 2. 災害時における応急復旧の支援に関する事	陸上自衛隊第9師団(第5普通科連隊)	1. 災害時における人命及び財産の保護のための救援活動に関する事 2. 災害時における応急復旧の支援に関する事
日本旅客鉄道(北海道旅客、日本貨物)鉄道株式会社	1. 鉄道事業の整備及び管理に関する事 2. 災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に関する事 3. その他災害対策に関する事	日本旅客鉄道(北海道旅客、日本貨物)鉄道株式会社、青い森鉄道株式会社	1. 鉄道事業の整備及び管理に関する事 2. 災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に関する事 3. その他災害対策に関する事
東日本電信電話(株)青森支店 エヌ・ティ・エー・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ東北支社青森支店 KDDI(株)青森支店	1. 特別警報・警報の青森市への伝達に関する事 2. 災害時優先電話の利用または「非常電報」、「緊急電報」の優先利用に関する事 3. 災害対策機器等による通信の確保に関する事 4. 電気通信設備の早期復旧に関する事 5. 災害時における特設公衆電話の設置に関する事	東日本電信電話(株)青森支店 エヌ・ティ・エー・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ東北青森支店 KDDI(株)青森支店 ソフトバンク(株)	1. 特別警報・警報の青森市への伝達に関する事 2. 災害時優先電話の利用又は「非常電報」、「緊急電報」の優先利用に関する事 3. 災害対策機器等による通信の確保に関する事 4. 電気通信設備の早期復旧に関する事 5. 災害時における災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置に関する事
日本放送協会青森放送局 青森放送(株) (株)青森テレビ 青森朝日放送(株)	1. 放送施設の整備及び管理に関する事 2. 気象予報・警報・特別警報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関する事	日本放送協会青森放送局 青森放送(株) (株)青森テレビ 青森朝日放送(株) (株)エフエム青森	1. 放送施設の整備及び管理に関する事 2. 気象予報・警報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関する事

<p>日本通運 (株)青森支店 十和田観 光電鉄(株) 青森総合 営業所 弘南バス (株)青森営 業所 下北交通 (株)青森出 張所 (公社)青 森県トラ ック協会 青森支部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 輸送施設の整備及び管理に関する こと 2. 災害時における救援物資及び人 員等の緊急陸上輸送に関する こと 	<p>日本通運 (株)青森支店 十和田観 光電鉄(株) 青森総合 営業所 弘南バス (株)青森営 業所 下北交通 (株)青森出 張所 (公社)青 森県トラ ック協会 青森支部 福山通運 (株)青森支 店 佐川急便 (株)青森営 業所 ヤマト運 輸(株)青森 主管支店 西濃運輸 (株)青森支 店</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 輸送施設の整備及び管理に関する こと 2. 災害時における救援物資及び人員等 の緊急陸上輸送に関する こと
<p>商工会、 商工会議 所等商工 業関係団 体</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会員等の被害状況調査及び融資希望 者のとりまとめ、あっせん等の協力 に関する こと 2. 災害時における物価安定についての 協力に関する こと 3. 災害救助用物資、復旧資材の確保に ついての協力、あっせんに関する こと 	<p>商工会、 商工会議 所等、商 工業関係 団体</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会員等の被害状況調査及び融資希望 者のとりまとめ、あっせん等の協力 に関する こと 2. 災害時における物価安定についての 協力に関する こと 3. 災害救助用物資、災害救助・復旧用 資材の確保についての協力、あっせん に関する こと
<p>追加</p>		<p>道の駅運 営管理者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難施設、消火設備等の点検整 備に関する こと 2. 従業員に対する防災教育・訓練 に関する こと
<p>放送機関 (株)エフエム 青森</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 放送施設の整備及び管理に関する こと 2. 大津波警報・津波警報・津波注意報、 地震・津波情報、気象予報・警報・ 	<p>放送機関 コミュニティ エフ エム</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 放送施設の整備及び管理に関する こと 2. 大津波警報・津波警報・津波注意報、 地震・津波情報、災害情報及び被害

青森ケーブルテレビ(株)	特別警報、災害情報等の放送及び防災知識の普及に関すること	青森ケーブルテレビ(株)	状況等の放送並びに防災知識の普及に関すること
病院等 経営者	1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること。 2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること 3. 災害時における病人等の 収容、保護 に関すること 4. 災害時における負傷者の医療、助産 救助 に関すること	病院等 経営者	1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること 2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること 3. 災害時における病人等の 受入れ に関すること 4. 災害時における負傷者の医療、助産 及び保健措置 に関すること
社会福祉施設 経営者	1. 避難施設、消火設備等の点検、整備に関すること。 2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること。 3. 災害時における入所者の保護に関すること。 4. 災害時要援護者の受入れへの協力に関すること。	社会福祉施設 経営者	1. 避難施設、消火設備等の点検、整備に関すること 2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること 3. 災害時における入所者の保護に関すること
多数の者が出入する事業所等(デパート・マーケット・映画館・集会場・工場等)	1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること。 2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること。	多数の者が出入する事業所等(病院、百貨店、工場等)	1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること 2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること 3. 来場者等に対する避難誘導に関すること

第6節 青森市の防災組織

第1 青森市防災会議

青森市の地域内に係る防災に関し、青森市の業務及び**市区域内**の防災関係機関、公共的団体その他防災上**必要**な施設の管理者等を**通じた**総合的かつ計画的な実施を図るため、青森市長(以下「市長」という。)の附属機関として防災会議を設置するものとする。なお、防災会議の組織及び所掌事務は、条例で定めるものとする。

第2 青森市災害対策本部等

青森市の地域内に災害が発生し、**また**は発生するおそれがあるため応急措置を円滑かつ的確に講ずる必要があると認めるときは、市長は、青森市災害対策本部等の**防災組織**を設置し、青森市防災会議と緊密な連絡のもとに災害応急対策を実施するものとする。

第6節 青森市の防災組織

第1 青森市防災会議

青森市の地域内に係る防災に関し、青森市の業務及び**市の区域内**の防災関係機関、公共的団体、その他防災上**重要**な施設の管理者等を**通じる**総合的かつ計画的な実施を図るため、青森市長(以下「市長」という。)の附属機関として防災会議を設置するものとする。なお、防災会議の組織及び所掌事務は、条例で定めるものとする。

第2 青森市災害対策本部等

青森市の地域内に災害が発生し、**又**は発生するおそれがあるため応急措置を円滑かつ的確に講ずる必要があると認めるときは、市長は、青森市災害対策本部等の設置し、青森市防災会議と緊密な連絡のもとに**災害予防対策及び**災害応急対策を実施するものとする。

なお、青森市災害対策本部を設置したときは、青森県災害対策本部に報告するものとする。

【総則・災害予防計画編】

第2章 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、または被害の拡大を防止するために、防災施設の整備、防災に関する教育訓練等その他災害予防対策について定める。

特に「孤立集落をつくらない」という視点に立ち、災害時において迅速な対応ができるよう危機管理体制の強化を図るソフト対策とともに、必要なインフラ整備を行うハード対策が一体となった取組である「防災公共」を推進する。

なお、雪害、火山災害、事故災害については、本章のほか、風水害等対策編第2章で定めるところによる。

第1部 防災意識の高揚

第1節 防災教育及び防災思想の

災害による被害を最小限にいとめるには、防災に携わる職員の資質の向上と市民一人ひとりが日頃から各種災害に対する認識を深め、災害から自己を守るとともに、お互いに助け合うという意識行動が必要である。

このため、防災業務担当職員に対する防災教育の徹底及び市民に対する防災知識の普及を図るものとする。その際、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等の男女双方の視点に十分配慮するように努める。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

第1 防災業務担当職員に対する防災教育

青森市は、防災業務担当職員の災害時における適正な判断力を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、研修会、検討会及び現地調査等を通じ防災教育の徹底を図る。

なお、防災教育はおおむね次のとおりである。

- (1) 地震・津波、気象、風水害等の災害についての一般的知識の習得
- (2) 緊急地震速報を受信した場合の適切な対応に関する知識の習得
- (3) 災害対策基本法を中心とした法令等の知識の習得

【総則・災害予防計画編】

第2章 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するために、防災施設の整備、防災に関する教育訓練等その他災害予防対策について定める。

特に、災害時に人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった取組である「防災公共」を推進する。

なお、雪害、火山災害、事故災害については、本章のほか、風水害等対策編第2章で定めるところによる。

第1部 防災意識の高揚

第1節 防災教育及び防災思想の

災害による被害を最小限にいとめるには、防災に携わる職員の資質の向上と市民一人ひとりが日頃から各種災害に対する認識を深め、災害から自己を守るとともに、お互いに助け合うという意識行動が必要である。

このため、防災業務担当職員に対する防災教育の徹底及び市民に対する防災知識の普及を図るものとする。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、訪日外国人旅行者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するように努める。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

第1 防災業務担当職員に対する防災教育

青森市は、防災業務担当職員の災害時における適正な判断力を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、研修会、検討会及び現地調査等を通じ防災教育の徹底を図る。

なお、防災教育はおおむね次のとおりである。

- (1) 地震・津波、気象、風水害等の災害についての一般的知識の習得
- (2) 緊急地震速報を受信した場合の適切な対応に関する知識の習得
- (3) 災害対策基本法を中心とした法令等の知識の習得

- (4) 災害を体験した者との懇談会
- (5) 災害記録の文献紹介とその検討会

第2 市民に対する防災思想の普及

(1) 青森市は、人的被害を軽減する方策は、住民の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民に対して行うものとする。なお、普及啓発方法及び内容は次による。

① 普及啓発方法

ア 防災の日、防災週間、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間、水防週間、土砂災害防止月間、雪崩防災週間、山地災害防止キャンペーン、火災予防運動期間など、関係行事を通じて防災思想の普及を図る。

イ 放送局、新聞社等の協力を得て、ラジオ、テレビまたは新聞で行う。

ウ 防災に関するパンフレット・ポスター等を作成・配布する。また、ホームページを活用する。

エ 防災に関する講演会、展覧会等を開催する。

② 普及内容

ア 簡単な気象・水象に関すること。

イ 気象予報・警報等に関すること。

ウ 災害時における心得。

エ 災害予防に関すること。

オ 災害危険箇所に関すること。

カ 基礎的な地震・津波災害に関すること。

- ・我が国の沿岸はどこでも津波が来襲する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが他の住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識

- ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間

- (4) 災害を体験した者との懇談会
- (5) 災害記録による災害教訓等の習得

第2 市民に対する防災思想の普及

(1) 青森市は、人的被害を軽減する方策として、住民の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民に対して行うものとする。

なお、普及啓発方法及び内容は次による。

① 普及啓発方法

ア 防災の日、防災週間、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間、水防週間、土砂災害防止月間、雪崩防災週間、山地災害防止キャンペーン、火災予防運動期間など、防災関係行事を通じて講習会、展覧会等を実施し、防災思想の普及を図る。

イ 放送局、新聞社等の協力を得て、ラジオ、テレビ又は新聞で行う。

ウ 防災に関するパンフレット・ハンドブック・ポスター等を作成・配布する。また、ホームページを活用する。

エ 防災に関する講演会等を開催する。

② 普及内容

ア 簡単な気象・水象、地象に関すること。

イ 気象予報・警報等に関すること。

ウ 災害時における心得。

エ 災害予防に関すること。

オ 災害危険箇所に関すること。

カ 基礎的な地震・津波災害に関すること。

- ・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（震度4程度）を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが他の住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識

- ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時

<p>から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性に関する知識 <p>キ 市民のとるべき措置に関すること</p> <p>⑦ 家庭においてとるべき措置内容</p> <p>【平常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭における各自の役割分担 災害時伝言ダイヤル等による家族の安否確認方法 家具等重量物の転倒防止 消火器、バケツ等の消火用具の準備 3日分程度の食料・水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（貴重品（通帳、保険証、現金）服用している薬、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池等）の準備 避難所、避難路の確認 避難所における心得 <ul style="list-style-type: none"> 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取り決め <p>【災害時】</p> <ul style="list-style-type: none"> 身の安全の確保 テレビ、ラジオ、インターネット、市役所、消防署、警察署等からの正確な情報の把 	<p>間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、指定避難所の孤立や指定避難所自体の被災もあり得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性に関する知識 <p>キ 市民のとるべき措置に関すること</p> <p>⑦ 家庭においてとるべき措置内容</p> <p>【平時】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭における各自の役割分担 災害時伝言ダイヤル等による家族の安否確認方法 家具等重量物の転倒防止対策 消火器、バケツ等の消火用具の準備 最低3日分、推奨1週間分の食料・水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（貴重品（通帳、保険証、現金）、服用している薬、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池等）の準備 指定避難所、避難路の確認 指定避難所における行動、警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取り決め 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え <p>【災害時】</p> <ul style="list-style-type: none"> 身の安全の確保 テレビ（ワンセグメント放送を含む）、ラジオ、インターネット、市役所、消防署、
--	--

<p>握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急地震速報を受信した場合の適切な対応 ・自動車や電話の使用の自粛 ・火の使用の自粛 ・灯油等やプロパンガスなどの危険物の安全確保 ・初期消火活動 ・被災者の救出、救援への協力 ・炊き出しや救助物資の配分への協力 ・災害時要援護者の安全確保への協力 ・その他 <p>④ 職場においてとるべき措置内容</p> <p>【平常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場の防災会議による役割分担 ・職場の自衛消防組織の出動体制の整備 ・ロッカーなど重量物の転倒防止 ・消火器、バケツ等の消火用具の準備 ・重要書類等の非常持出品の確認 ・防災訓練への参加 <p>【災害時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身の安全の確保 ・テレビ、ラジオ、インターネット、市役所、消防署、警察署等からの正確な情報の把握 ・緊急地震速報を受信した場合の適切な対応 ・自動車による出勤、帰宅等の自粛、危険物車両の運行の自粛 ・火の使用の自粛 ・危険物の安全確保 ・不特定多数の者が出入りする職場における入場者の安全確保 ・初期消火活動 ・被災者の救出、救援への協力 ・職場同士の相互協力 ・その他 <p>(2) 青森市が行う青少年教育、女性教育等の学級・講座や、青少年団体、女性団体等の社会教育関係団体が実施する研修会など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する内容を組み入れ、地域住民に対する防災思想の推進を図る。</p>	<p>警察署等からの正確な情報の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応 ・自動車や電話の使用の自粛 ・火の使用の自粛 ・灯油等やプロパンガスなどの危険物の安全確保 ・初期消火活動 ・被災者の救出、救援への協力 ・炊き出しや救助物資の配分への協力 ・災害時要援護者の安全確保への協力 ・その他 <p>④ 職場においてとるべき措置内容</p> <p>【平時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場の防災会議による役割分担 ・職場の自衛消防組織の出動体制の整備 ・ロッカーなど重量物の転倒防止対策 ・消火器、バケツ等の消火用具の準備 ・重要書類等の非常持出品の確認 ・防災訓練への参加 <p>【災害時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身の安全の確保 ・テレビ（ワンセグメント放送を含む）、ラジオ、インターネット、市役所、消防署、警察署等からの正確な情報の把握 ・緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応 ・自動車による出勤、帰宅等の自粛、危険物車両の運行の自粛 ・火の使用の自粛 ・危険物の安全確保 ・不特定多数の者が出入りする職場における入場者の安全確保 ・初期消火活動 ・被災者の救出、救護への協力 ・職場同士の相互協力 ・その他 <p>(2) 公民館等の社会教育施設を活用した研修会など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する内容を組み入れ、地域住民に対する防災に関する教育の普及推進を図る。</p>
--	---

(3) ハザードマップ等の作成

青森市は、国、県、防災関係機関等の協力を得ながら、市民の適切な避難や防災知識の普及、防災活動に資するため、次の施策を講ずる。

ア. 津波によって被害が予想される地域について事前に把握し、浸水予測図等を作成するとともに、当該浸水予測図に基づいて避難地等を示す津波ハザードマップの整備を行い、市民等に対し、周知を図る。

イ. 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、市民等に配布する。また、中小河川や内水による浸水に対応した洪水ハザードマップの作成についても、関係機関と連携しながら作成・検討を行う。さらに、主として災害時要援護者が利用する施設や地下街等における浸水被害を防止するとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、作成した洪水ハザードマップを災害時要援護者等が利用する施設等の管理者へ提供する。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合は、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、予測値を示すのか、あるいは数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民に分かりやすく示すよう留意する。

ウ. 土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料を、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、土砂災害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、市民等に配布する。

エ. 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、市民等に配布する。

オ. 高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、高潮災害発

(3) 青森市は、国、県、防災関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう次の施策を講じる。

ア. 津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、県が津波浸水想定を設定するとともに、青森市が当該浸水想定を踏まえて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップを作成し、住民等に配布する。

イ. 浸水想定区域、避難所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を作成し、市民等に配布する。また、中小河川や内水による浸水に対応した洪水ハザードマップの作成についても、関係機関と連携しながら作成・検討を行う。さらに、主として要配慮者が利用する施設や地下街等における浸水被害を防止するとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、作成した洪水ハザードマップを当該施設等の管理者へ提供する。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合は、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、予測値を示すのか、あるいは数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、市民等に分かりやすく示すよう留意する。

ウ. 土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、市民等に配布する。

エ. 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、市民等に配布する。

オ. 高潮による危険箇所や、指定緊急避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風

<p>生時の行動マニュアル等の作成を行い、市民等に配布する。</p> <p>カ. 地震防災マップを作成し、市民等に配布する。</p> <p>キ. 地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。</p> <p>第3 災害教育の伝承</p> <p>青森市は、過去に起こった大災害の教訓や災害記録を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努め、市民が災害教育を伝承する取組を支援するものとする。</p> <p>第4 企業防災の促進</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を踏まえ、企業防災に向けた取組に努める。</p> <p>(1) 事業継続計画（BCP）等の作成</p> <p>企業は、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めることが望ましい。</p> <p>青森市は、事業継続計画（BCP）作成の取組に資する情報提供を行うなど、管内企業の計画作成への取組を支援する。</p> <p>第2節 防災訓練</p> <p>地震・津波、風水害等の災害発生時における応急</p>	<p>水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、市民等に配布する。</p> <p>カ. 地震防災マップを作成し、市民等に配布する。</p> <p>キ. 防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>ク. 地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。</p> <p>第3 災害教育の伝承</p> <p>青森市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努め、市民が災害教育を伝承する取組を支援するものとする。</p> <p>第4 企業防災の促進</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を踏まえ、施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るなど、企業防災に向けた取組に努める。</p> <p>(1) 事業継続計画（BCP）等の作成</p> <p>企業は、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上必要な取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めることが望ましい。</p> <p>青森市は、事業継続計画（BCP）作成の取組に資する情報提供を行うなど、管内企業の計画作成への取組を支援する。</p> <p>第2節 防災訓練</p> <p>災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施</p>
---	---

対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関と住民等の間における連絡協力体制を確立するとともに、防災体制の強化と市民の防災意識の高揚を図ることを目的として、計画的、継続的な防災訓練を実施するものとする。

第1 総合防災訓練の実施

青森市は、**市民の防災意識の高揚を図るとともに**、災害応急対策の迅速かつ的確な遂行を図るため、次の災害想定を単独、**あるいは**組み合わせた防災訓練、**または**さらに大規模地震・津波想定を組み合わせた防災訓練を企画し、**県**、その他の防災関係機関、公私の団体、水防協力団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等及び**災害時要援護者**を含めた住民の参加のもとに、総合防災情報システムを活用しながら、個別防災訓練を有機的に連携させた訓練を行うとともに、相互応援協定等に基づく広域応援等による実践的な総合防災訓練を実施する。

津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行う。

また、訓練方法については、努めて、人・物等を動かす**実働**訓練、状況付与に基づいて被害状況を収集・整理し、状況の予測や判断、活動方針の決定等を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施する。

なお、訓練終了後は評価を実施し、課題、問題点を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。

1 風水害想定

(3) 訓練内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア. **発災対応型訓練**
- イ. 災害広報訓練
- ウ. 通信訓練
- エ. 情報収集伝達訓練
- オ. 災害対策本部設置・運営訓練
- カ. 交通規制訓練
- キ. 避難・避難誘導訓練
- ク. 水防訓練
- ケ. 救助・救出訓練
- コ. 救急・救護訓練
- サ. 応急復旧訓練

するため、防災関係機関と住民等の間における連絡協力体制を確立するとともに、防災体制の強化と市民の防災意識の高揚を図ることを目的として、計画的、継続的な防災訓練を実施するものとする。

第1 総合防災訓練の実施

青森市は、災害応急対策を迅速かつ的確に遂行するため、次の災害想定を単独**若しくは**組み合わせた防災訓練**又は**さらに大規模地震・津波想定を組み合わせた防災訓練を企画し、**県**その他防災関係機関、公私の団体、水防協力団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等及び**要配慮者**を含めた住民の参加のもとに、**青森県**総合防災情報システムを活用しながら、個別防災訓練を有機的に連携させるとともに、相互応援協定等に基づく広域応援等**を含めた**実践的な総合防災訓練を実施する。**この際、夜間等様々な条件に配慮するよう努める。**

津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行う。

訓練方法については、努めて、人・物等を動かす**実働**訓練、状況付与に基づいて被害状況を収集・整理し、状況の予測や判断、活動方針の決定等を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施する。

なお、訓練終了後は評価を実施して、課題、問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。

1 風水害想定

(3) 訓練内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア. 災害広報訓練
- イ. 通信訓練
- ウ. 情報収集伝達訓練
- エ. 災害対策本部設置・運営訓練
- オ. 交通規制訓練
- カ. 避難・避難誘導訓練
- キ. 水防訓練
- ク. 救助・救出訓練
- ケ. 救急・救護訓練
- コ. 応急復旧訓練

<p>シ. 生活関連訓練</p> <p>ス. 土砂災害防御訓練</p> <p>セ. 隣接市町村との連携訓練</p> <p>ソ. 避難所開設・運営訓練</p> <p>タ. 災害時要援護者の安全確保訓練</p> <p>チ. ボランティアの受入れ・活動訓練</p> <p>ツ. その他災害想定に応じて必要と認められる訓練</p> <p>2 大規模林野火災想定</p> <p>(2) 訓練内容は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>ア. 発災対応型訓練</p> <p>イ. 情報収集・伝達訓練</p> <p>ウ. 現場指揮本部設置訓練</p> <p>エ. 航空偵察訓練</p> <p>オ. 空中消火訓練</p> <p>カ. 地上消火訓練</p> <p>キ. 避難・避難誘導訓練</p> <p>ク. その他災害想定に応じて必要と認められる訓練</p> <p>3 地震・津波想定</p> <p>地震・津波を想定した総合防災訓練は、県、市民、その他の防災関係機関等の協力を得て、毎年適切な時期に1回以上、次により実施するよう努めるものとする。</p> <p>また、訓練の実施にあたっては、緊急地震速報に関する訓練を取り入れるよう努めるとともに、必要に応じハザードマップを活用して行う。</p> <p>(1) 訓練内容は、地震発生後の災害応急対策を主体として実施する。</p> <p>(2) 訓練内容は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>ア. 発災対応型訓練</p> <p>イ. 災害広報訓練</p> <p>ウ. 通信訓練</p> <p>エ. 情報収集伝達訓練</p> <p>オ. 津波警報伝達等訓練</p> <p>カ. 災害対策本部設置・運営訓練</p> <p>キ. 交通規制訓練</p> <p>ク. 避難・避難誘導訓練</p> <p>ケ. 消火訓練</p> <p>コ. 土砂災害防御訓練</p>	<p>サ. 給水・炊き出し訓練</p> <p>シ. 土砂災害防御訓練</p> <p>ス. 隣接市町村等との連携訓練</p> <p>セ. 避難所開設・運営訓練</p> <p>ソ. 要配慮者の安全確保訓練</p> <p>タ. ボランティアの受入れ・活動訓練</p> <p>チ. その他災害想定に応じて必要と認められる訓練</p> <p>2 大規模林野火災想定</p> <p>(2) 訓練内容は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>ア. 情報収集・伝達訓練</p> <p>イ. 現場指揮本部設置訓練</p> <p>ウ. 航空偵察訓練</p> <p>エ. 空中消火訓練</p> <p>オ. 地上消火訓練</p> <p>カ. 避難・避難誘導訓練</p> <p>キ. その他災害想定に応じて必要と認められる訓練</p> <p>3 地震・津波災害想定</p> <p>地震・津波災害を想定した総合防災訓練は、県、その他の防災関係機関等の協力を得て、毎年適切な時期に1回以上、次により実施するよう努めるものとする。</p> <p>また、訓練の実施にあたっては、緊急地震速報に関する訓練を取り入れ、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるとともに、必要に応じハザードマップを活用して行う。</p> <p>(1) 訓練内容は、地震発生後の災害応急対策を主体として実施する。</p> <p>(2) 訓練内容は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>ア. 災害広報訓練</p> <p>イ. 通信訓練</p> <p>ウ. 情報収集伝達訓練</p> <p>エ. 津波警報伝達等訓練</p> <p>オ. 災害対策本部設置・運営訓練</p> <p>カ. 交通規制訓練</p> <p>キ. 避難・避難誘導訓練</p> <p>ク. 消火訓練</p> <p>ケ. 土砂災害防御訓練</p>
---	---

- サ. 救助・救出訓練
- シ. 救急・救護訓練
- ス. 応急復旧訓練
- セ. **生活関連**訓練
- ソ. 隣接市町村、隣接県等との連携訓練
- タ. 避難所開設・運営訓練
- チ. **災害時要援護者**の安全確保訓練
- ツ. ボランティアの受入れ・活動訓練
- テ. その他災害想定に応じて必要と認められる訓練

第2部 救援・救護体制の整備

第1節 調査研究

4 防災公共計画の推進

大規模災害時の想定被害箇所を把握し、現状の避難路や**避難場所**等についての総合的な課題の洗い出しを実施した**うえで**、県及び市が一体となって最適な避難路・**避難場所**を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な避難路・**避難場所**を確保するため、必要な対策や優先度について検討を行い、防災公共推進計画を策定する。

第2節 防災業務施設・設備等の整備

第2 観測施設・設備等

- (1) 青森市及び防災関係機関は、気象、地震、津波等の自然現象の観測に必要な施設、設備の整備、**点検**、**更新**をするとともに、観測体制の維持・強化を図るものとする。

第3 通信施設・整備等

- (1) 青森市及び防災関係機関は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、県防災情報ネットワーク、衛星通信、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛生携帯電話、インターネット、電子メール等情報連絡網の整備を図るとともに、民間**団体**・企業、報道機関、市民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に**務める**。

- コ. 救助・救出訓練
- サ. 救急・救護訓練
- シ. 応急復旧訓練
- ス. **給水・炊き出し**訓練
- セ. 隣接市町村等との連携訓練
- ソ. 避難所開設・運営訓練
- タ. **要配慮者**の安全確保訓練
- チ. ボランティアの受入れ・活動訓練
- ツ. その他災害想定に応じて必要と認められる訓練

第2部 救援・救護体制の整備

第1節 調査研究

4 防災公共計画の推進

大規模災害時の想定被害箇所を把握し、現状の避難路や**避難所**等についての総合的な課題の洗い出しを実施した**上で**、県及び市が一体となって最適な避難路・**避難所等**を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な避難路・**避難所等**を確保するため、必要な対策や優先度について検討を行い、防災公共推進計画を策定する。**さらに、市民への周知や計画に位置づけられた施策について、順次実施し、その進捗状況を管理するなどのフォローアップを実施していく。**

第2節 防災業務施設・設備等の整備

第2 観測施設・設備等

- (1) 青森市及び防災関係機関は、気象、**水象**、地震、津波等の自然現象の観測に必要な施設、設備の整備**点検**や**更新**をするとともに、観測体制の維持・強化を図るものとする。

第3 通信施設・整備等

- (1) 青森市及び**各**防災関係機関は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、**青森県**防災情報ネットワーク (**IP電話・文書データ伝送**)、衛星通信、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛生携帯電話、インターネット、電子メール等情報連絡網の整備を図るとともに、民間企業、報道機関、市民等からの情報など、多様な災害**情報及び**関連情報等の収集体制の整備に**努める**。**特に、災害時に孤立する地域が生じるおそれのある地域で停電が発生した場合に**

市は、市民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、市町村防災行政用無線等情報伝達網、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）を整備する。

また、それぞれの通信施設等を防災構造化するなどの整備改善に努めるとともに、これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。さらに、無線設備や非常用電源の保守点検の実施と、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

なお、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるように努める。

第4 消防施設・設備等

消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報設備等の整備、改善並びに性能調査の実施により、災害時等の即応体制の確立を図る。

特に、危険物災害、高層ビル火災及び林野火災等に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図るものとする。

第5 救助資機材等

- (1) 人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材、薬品等を整備、点検する。

第7 海上災害対策施設・設備等

- (1) 青森市及び防災関係機関は、大量排出油等の拡散防止、回収した排出油等の処理のための施設・設備及び排出油等の物理的、化学的処理のための資機材を整備、点検する。

第9 広域防災拠点等を追加

備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう努める。

市は、市民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、市町村防災行政用無線等情報伝達網及び全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、災害情報共有システム（Lアラート）を整備する。

また、それぞれの通信施設等を防災構造化するなどの整備改善に努めるとともに、これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。さらに、無線設備や非常用電源の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

なお、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるように努める。

第4 消防施設・設備等

消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報設備その他消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査を実施し、災害時等の即応体制の確立を図る。

特に、危険物災害、高層ビル火災及び林野火災等に対処するための資機材の整備を図る。

第5 救助資機材等

- (1) 人命救助に必要な救急車、油圧切断機、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材、薬品等を整備、点検する。

第7 海上災害対策施設・設備等

- (1) 青森市及び防災関係機関は、大量流出油等の拡散防止、吸引、回収した流出油等の処理のための施設・設備及び流出油等の物理的、化学的処理のための資機材を整備、点検する。

第9 広域防災拠点等

大規模災害時に警察・消防・自衛隊等から派遣される要員や救援物資搬送施設（二次物資拠

第9 その他施設・設備等

1 重機類

(1) 青森市は、**災害のため**被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要な重機類を**確保できる体制の整備・点検を図る**。また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握及び関係機関や民間事業者との連携に努める。

第3節 防災情報ネットワーク

災害時において、迅速かつ的確な応急対策を実施するため、県、市町村、防災関係機関を接続した防災情報ネットワーク及び総合防災情報システムを活用し、一般通信の輻輳に影響されない専用回線による通信網を確保する。

第1 防災情報ネットワークの活用

第2 総合防災情報システムの活用

(3) 防災情報の共有化

② 市民への情報提供

インターネットを活用し、危険箇所や**避難所**の所在、防災啓発に関する情報等をホームページ等により市民に提供する。

点)等のための活動拠点を確保する。

※ 一次物資拠点は県が設置する広域物資輸送拠点

※ 二次物資拠点は市町村が設置する地域内輸送拠点

第10 その他施設・設備等

1 重機類

(1) 青森市は、被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要な重機類を整備・点検する。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握及び関係機関や民間事業者との連携に努める。**さらに、特に防災活動上必要な学校、公民館、道の駅などの公共施設等及び指定避難所(指定緊急避難場所に指定している施設を含む。)**を定期的に点検する。

第3節 青森県防災情報ネットワーク

災害時における一般通信の輻輳に影響されない本県独自の通信網を確保することにより、災害予防対策に役立てるとともに、災害時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、県、市町村(消防本部を含む。以下、この節において同じ。)、防災関係機関を接続した青森県防災情報ネットワーク及び青森県総合防災情報システムの活用を推進するものとする。

第1 青森県防災情報ネットワークの活用

以下、「防災情報ネットワーク」を「青森県防災情報ネットワーク」に修正する。

第2 青森県総合防災情報システムの活用

以下、「総合防災情報システム」を「青森県総合防災情報システム」に修正する。

(3) 防災情報の共有化

② 市民への情報提供

インターネットを活用し、危険箇所や**指定避難所**及び**指定緊急避難場所**(以下「**指定避難所等**」という。)の所在、防災啓発に関する情報等をホームページ等により市民に提供する。

第3 青森市の災害対策機能の充実

青森市は、総合防災情報システムと一体となって機能するため、組織体制等を整備するとともに、情報システムなどの災害対策機能の充実を図る。

第4節 避難対策

災害時において住家を失った市民及び水害、土砂災害、火災等の災害危険箇所周辺の市民を保護するとともに、災害発生時等における市民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難所及び避難路の選定、避難訓練、避難に関する広報、避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。

また、大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の避難場所及び避難路等についての総合的な課題の洗い出しを実施し、県と一体となって最適な避難場所及び避難路を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な避難場所及び避難路を確保する。

第1 避難所の選定

1 指定緊急避難場所の指定を追加

2 指定避難所の指定を追加

第3 青森市の災害対策機能の充実

青森市及び防災関係機関は、青森県総合防災情報システムの活用等により、災害応急対策を実施する必要があることから、必要な組織体制等を整備するとともに、情報システムなどの災害対策機能の充実を図る。

第4節 避難対策

災害時等における市民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難所及び避難路の選定、避難訓練及び避難に関する広報の実施、避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。

また、大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の指定避難所及び避難路等についての総合的な課題の洗い出しを実施し、県と一体となって最適な指定避難所及び避難路等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な指定避難所及び避難路を確保する。

第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

1 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所は、災害の想定等により、必要に応じて近隣市町村の協力により、近隣市町村に設けることができるものとする。

2 指定避難所の指定

指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることなどが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災

<p>4 道路盛土等の活用</p> <p>避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合は、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。</p> <p>5 臨時ヘリポートの確保</p> <p>避難場所が孤立するおそれが想定され、かつ救援物資等を空輸以外で輸送ができない場合は、その周囲にヘリコプターが臨時で離着陸できる場所の確保に努める。</p>	<p>害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものなどを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。</p> <p>なお、指定に当たっては、次の事項についても留意する。</p> <p>ア. 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）が避難できるような場所を選定すること</p> <p>イ. 洪水流の遡上域よりも高所にあるところとすること</p> <p>ウ. 大規模な土砂災害、浸水などの危険のないところとすること</p> <p>エ. 地区分けをする場合においては、町会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避けること</p> <p>オ. 一般の避難所で生活することが困難な要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるとともに、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めること</p> <p>なお、指定避難所の指定に当たっては、施設管理者とあらかじめ協定を締結するものとする。</p> <p>6 道路盛土等の活用</p> <p>指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合は、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。</p> <p>7 臨時ヘリポートの確保</p> <p>指定避難所等が孤立するおそれが想定され、かつ救援物資等を空輸以外で輸送ができない場合は、その周囲にヘリコプターが臨時で離着陸できる場所の確保に努める。</p>
---	--

6 避難所の事前指定

避難所を次のとおり、事前指定する。なお、災害の状況により、指定避難所のみでは足りない場合、または、市区域内で適当な施設を確保できない場合は、隣接市町村等に対する避難場所の提供の要請、または、**有る施設や民間施設等**の使用措置を講ずる。

この際、施設管理者との使用方法等についての事前協議、輸送事業者等との事前**協議**などを実施しておくものとする。

第2 避難所の整備

避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の整備のほか、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮、空調、洋式トイレなど**災害時要援護者**にも配慮した避難の実施に必要な施設、設備の整備に努める。

さらに、避難者が災害情報を入手しやすいように、テレビ、ラジオなどの機器の整備を図る。

第5 避難標識の整備

災害時における市民及び観光客等の一時滞在者の迅速かつ安全な避難誘導を行うため、案内標識や誘導標識等の計画的な整備を進める。

第7 避難路及び避難場所周辺の交通規制

青森市は、災害時における混乱を防止し避難を容易にするため、必要に応じ青森警察署、青森南

8 指定避難所等の事前指定

指定避難所等を次のとおり、事前指定する。なお、災害の状況により、指定避難所のみでは足りない場合、又は市区域内で適当な施設を確保できない場合は、隣接市町村等に対する避難所の提供の要請又は**有る施設や民間施設等**の使用措置を講じる。

この際、施設管理者との使用方法等についての事前協議、輸送事業者等との事前**調整**などを実施しておくものとする。

第2 避難所の整備

避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等のほか、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮、空調、洋式トイレなど**要配慮者**にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備、**備蓄場所の確保**に努める。

また、**避難生活に必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資を備蓄するよう努める。**

さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器や、避難生活の環境を良好に保つための換気・照明等の設備の整備を図る。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

第5 標識の設置等

指定避難所等を指定したときは、指定避難所等及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置することにより、地域住民に周知し、速やかな避難に資するよう努める。また、誘導標識は、日本工業規格に基づく災害種別一般記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難所であるかを明示するよう努める。

第7 避難路及び緊急避難場所並びに避難所周辺の交通規制

青森市は、災害時における混乱を防止し避難を容易にするため、必要に応じ青森警察署、青森南

警察署、道路管理者と協力し、避難路及び避難場所周辺の駐車規制等の交通規制を実施する。

第8 避難訓練の実施

青森市は、市民の防災意識の高揚を図るため、定期的に避難訓練を実施する。

第9 避難に関する広報

青森市は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次により広報活動を実施する。

(1) 避難所等の広報

市民に対して、避難所等に関する次の事項について、周知徹底を図る。

- ア. 避難所の名称
- イ. 避難所の所在位置
- ウ. その他必要な事項

(2) 避難のための心得の周知徹底

市民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。

- ア. 避難準備の知識
- イ. 避難時の心得
- ウ. 避難後の心得

(3) を追加

第10 避難計画の策定

青森市は、次の事項に留意して避難計画を策定する。

警察署、道路管理者と協力し、避難路、指定緊急避難場所及び避難所周辺の駐車規制等の交通規制を実施する。

第8 避難訓練の実施

青森市は、市民の防災意識の高揚を図るため、定期的に避難訓練を実施する。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

第9 避難に関する広報

青森市は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次により広報活動を実施する。

(1) 避難所等の広報

市民に対して、避難所等に関する次の事項について、周知徹底を図る。

- ア. 指定避難所等の名称
- イ. 指定避難所の所在位置
- ウ. 避難地区分け
- エ. その他必要な事項

(2) 避難のための心得の周知徹底

市民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。特に避難時の心得については、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて日頃から周知徹底に努める。

- ア. 避難準備の知識
- イ. 避難時の心得
- ウ. 避難後の心得

(3) 避難所の運営管理に必要な知識の普及

青森市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

第10 避難計画の策定

青森市は、次の事項に留意して避難計画を策定する。避難計画の策定に当たっては、水害、土砂災害、複数河川の氾濫、台風等により高潮と洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを

- (1) 避難勧告、または指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難の勧告、または指示の発令対象区域（町会・町内会、または自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位）、避難所の名称、所在地、対象人口及び高齢者、障害者等災害時要援護者の状況
- (3) 避難所への誘導方法
- (4) 高齢者、障害者等災害時要援護者の適切な避難誘導體制
- (5) 避難所における高齢者、障害者等災害時要援護者のための施設・設備の整備
- (6) 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ①井戸、貯水槽等給水施設・設備、給水措置
 - ②給食施設・設備、給食措置
 - ③毛布、寝具等の支給措置
 - ④被服、生活必需品の支給措置
 - ⑤負傷者に対する応急救護設備、応急救護措置
 - ⑥その他避難所開設に伴う通信施設、仮設トイレ、テレビ、ラジオ、マット、非常用電源等の整備
- (7) 避難所の管理に関する事項
 - ①避難所の秩序保持
 - ②避難者に対する災害情報の伝達
 - ③避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - ④避難者に対する各種相談業務の実施
 - ⑤その他必要な事項
- (8) 災害時における広報

(9) を追加

第5節 文教対策

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保し、学校、その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するために防災組織体制の整備、防災教育、文教施設の不燃・堅ろう構造化の促進等を図るものとする。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教

考慮するよう努める。

- (1) 避難勧告等を発令する基準及び伝達方法
- (2) 避難勧告等を発令する対象区域（町会・町内会、又は自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位）、指定避難所の名称、所在地、対象世帯数並びに対象者数及び避難行動要支援者の状況
- (3) 指定避難所への経路及び誘導方法
- (4) 避難行動要支援者の適切な避難誘導體制
- (5) 指定避難所における要配慮者のための施設・設備の整備
- (6) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ①給水措置
 - ②給食措置
 - ③毛布、寝具等の支給措置
 - ④被服、生活必需品の支給措置
 - ⑤負傷者に対する応急救護措置
 - ⑥その他避難所開設に伴う通信施設、仮設トイレ、テレビ、ラジオ、マット、非常用電源等の設備等の整備
- (7) 避難所の管理に関する事項
 - ①避難者受入中の秩序保持
 - ②避難者に対する災害情報の伝達
 - ③避難者に対する応急対策実施状況の周知
 - ④避難者に対する各種相談の受付
 - ⑤その他必要な事項
- (8) 災害時における広報

(9) 自主防災組織等との連携

住民の円滑な避難のため、必要に応じて避難所の開錠・開設について、自主防災組織等の地域コミュニティを活用して行う。

第5節 文教対策

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保するとともに、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため、防災組織体制の整備、防災教育、文教施設の不燃堅ろう構造化の促進等を図るものとする。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防

育の普及促進を図る。

第1 防災組織体制の整備

災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連帯等について組織体制を整備しておく。

災害発生時には、危機管理責任者（校長等）を中心に遺漏なく対応し、児童生徒等の安全を確実に確保し、速やかに状況把握、応急手当、被害の拡大の防止・軽減を図る。

第2 防災教育の実施

学校等における防災教育は、安全教育の一環として様々な災害の発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動をとれるよう、関連教科や総合的な学習の時間における安全学習、学級（ホームルーム）活動と学校行事における安全指導を中心に、児童生徒等の発達段階を考慮し、学校の教育活動全体を通して適切に行う。

1 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な普及を図るため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、災害時のボランティア経験者の講話、避難訓練の実施及び県、市が行う防災訓練への参加等、体験をとおした防災教育を実施する。

2 教科等における防災教育

社会、理科、保健、家庭科等の教科等を通して、自然災害の発生の仕組み、防災対策や災害時の正しい行動及び災害時の危険等についての教育を行う。

また、総合的な学習の時間等において、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等を題材とし、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

災に関する教育の普及促進を図る。

第1 防災組織体制の整備及び防災に関する計画の策定

学校等は、災害予防、災害応急対策及び復旧等の防災活動に迅速かつ適切に対応するため、平素から災害に備えて職員の役割分担の明確化等を行うことにより、防災組織体制の整備を推進する。

また、施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校等における安全に関する事項をとりまとめた防災に関する計画（学校安全計画等）を策定し、その周知徹底を図る。

第2 防災教育の実施

学校等における防災教育は、安全教育の一環として様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動をとれるよう、各教科・道徳（小・中学校）での安全に関する学習、特別活動の学級（ホームルーム）活動及び学校行事等の学校等の教育活動全体を通して、児童生徒等の発達段階等を考慮しながら適切に行う。

1 学校等の行事としての防災教育

児童生徒等及び職員一人一人の防災意識の高揚のため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、災害時のボランティア経験者の講話、避難訓練の実施及び県、市が行う防災訓練への参加等、体験を通じた防災教育を実施する。

2 教科等における防災教育

社会、理科、保健、家庭科等の教科等を通して、自然災害の発生の仕組み、防災対策や災害時の正しい行動及び災害時の危険等についての教育を行う。

また、総合的な学習の時間等における自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等を通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

3 職員に対する防災研修

学校での防災教育の充実を図るための指導方法、災害時における児童生徒等に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火法等、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

また、指導に当たる職員は災害時を想定し、緊急時に迅速な行動がとれるようにしておく。

第3 防災上必要な計画及び訓練

危機管理責任者（学校長等）は、児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ確かな行動をとれるよう、必要な計画を策定するとともに、訓練を実施する。

- (1) 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設・設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難場所、避難経路、時期及び誘導、その指示、伝達の方法並びに保護者との連絡・引渡しの方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に当たっては、関係機関との連絡を密にして、専門的立場からの指導・助言を受ける。
- (2) 学校等における訓練は、学校安全計画等に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。
- (3) 訓練実施後は、訓練内容を検証するとともに、必要に応じ計画を修正する。

第4 登下校時の安全確保

1 通学路の安全確保

- (1) 通学路については、警察署、道路管理者、消防機関及び地元関係者との連携を図り、学区内の危険箇所を把握したうえで適宜点検を行うとともに、児童生徒等への注意喚起と保護者への周知徹底を図る。
- (2) 平常時の通学路に異常が生じる場合に備え、あらかじめ緊急時の通学路を設定する。
- (3) 災害時における通学路の状況を把握するための計画をあらかじめ定める。
- (4) 児童生徒等の個々の通学路及び誘導方法について、常に保護者と連携をとり、確認する。

3 職員に対する防災研修

職員の防災意識の高揚及び防災教育に関する指導力の向上のため、施設の立地条件等を踏まえた災害予防、避難行動や避難所開設等の災害応急対策、防災教育の指導内容等の安全管理・防災教育に関する研修を行い、災害時の職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

第3 学校防災マニュアルの作成及び訓練の実施

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に迅速かつ確かな行動をとれるよう、学校防災マニュアルを作成するとともに、訓練を実施する。

- (1) 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設・設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮の上、避難の場所、避難経路、時期及び誘導、その指示、伝達の方法並びに保護者との連絡・引渡しの方法等を示したマニュアルを作成し、その周知徹底を図る。マニュアルの作成に当たっては、関係機関との連携を密にして専門的立場から指導・助言を受ける。
- (2) 訓練は、実践的な想定に基づき行う。学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。
- (3) 訓練実施後は、評価を実施し、必要に応じマニュアルを修正する。

第4 登下校時の安全確保

1 通学路の安全確保

- (1) 通学路については、警察署、消防機関等と連携をとり、学区内の危険箇所を把握して点検を行う。
- (2) 平常時の通学路に異常が生じる場合に備え、あらかじめ緊急時の通学路を設定する。
- (3) 異常気象及び災害時における通学路の状況を把握するための計画をあらかじめ定める。
- (4) 児童生徒等の個々の通学路及び誘導方法について、常に保護者と連携をとり、確認する。

(5) 通学路の安全点検を定期的実施するとともに、災害発生時に想定される危険について考慮し、その対応を計画に盛り込むなど職員の共通理解を図る。

(6) 幼児の登下校時には、原則として個人または小グループごとに保護者が付き添う。

2 登下校時の安全指導

(1) 災害時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。

(2) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

(3) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

第6 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設及び設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

第8 文化財の災害予防

市内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これらの文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であることから、文化財の所有者又は管理者は、現況を正確に把握し、予想される様々な災害に対して予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに、青森市教育委員会は文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進しなければならない。

また、文化財の所有者又は管理者は、良好な状況の下に、文化財の維持管理に努めるものとし、国指定のものにあつては、文化庁長官若しくは法の定めるところにより、指定または委任を受けた県教育委員会及び青森市教育委員会の指示に、県指定のものにあつては、県教育委員会の指示に従い管理しなければならない。

(5) 及び (6) を削除

2 登下校時の安全指導

(1) 異常気象及び災害時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。

(2) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

(3) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

第6 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

第8 文化財の災害予防

市内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これらの文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策を計画し、文化財保護のための施設・設備の整備等の災害対策に努めるとともに文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進するよう努める。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況の下で文化財の維持管理に当たるものとし、国指定のものにあつては、文化庁長官若しくは法の定めるところにより指定又は委託を受けた県教育委員会及び青森市教育委員会、県指定のものにあつては、県教育委員会の指示に従い管理するように努める。

第6節 警備対策

青森警察署長並びに青森南警察署長は、災害発生時における市民の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持するため、災害警備体制を確立し、災害警備用資機材の整備を図るものとする。

第1 措置内容

1 危険箇所等の把握

災害の発生が予想される危険箇所、危険物貯蔵所、避難場所、避難路及び避難所の収容能力等を把握する。

2 災害警備訓練

災害警備に関して警察職員に計画的な教養と災害警備訓練を実施するとともに、必要に応じて防災関係機関及び市民と協力して総合的な訓練を行う。

3 災害警備活動体制の確立

各種の災害時を想定し、防災関係機関、自主防犯組織、ボランティア組織等との協力体制を図り、地域の実情を踏まえた最も効果的な災害警備体制を確立する。

5 災害警備用物資の備蓄

関係機関との連携を緊密にして、医薬品及び食料品等の警備に必要な物資を計画的に備蓄するとともに、点検整備をする。

7 防災意識の高揚

日頃から市民に対して、災害時における避難措置、危険物等の保安、犯罪予防、交通規制及びその他公共の安全と秩序の維持に関する広報活動を行い、市民の防災意識の高揚を図り、災害時の混乱を未然に防止する。

第3部 地域防災活動の促進

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されるような事態において被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するには、市民が自主的に自主防災組織等を結成し、出火防止、初期消火、被災者の救出・救護、避難誘導等を組織的に行える体制を整備しておく必要がある。

第6節 警備対策

青森警察署長並びに青森南警察署長は、災害時における市民の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持するため、災害警備体制を確立し、災害警備用資機材の整備を図るものとする。

第1 措置内容

1 危険箇所等の把握

災害の発生が予想される危険箇所、危険物貯蔵所、避難所、避難路及び避難所の受入可能人数等を把握する。

2 災害警備訓練

警察職員に対して、災害警備に関する計画的な教養と災害警備訓練を実施するとともに、必要に応じて防災関係機関及び市民と協力して総合的な訓練を行う。

3 災害警備活動体制の確立

各種の災害時を想定し、防災関係機関、自主防犯組織、ボランティア組織等との協力体制を整備し、地域の実情を踏まえた最も効果的な災害警備体制を確立する。

5 災害警備用物資の備蓄

関係機関との連携を緊密にして、警備に当たる警察職員に係る医薬品及び食料品等の必要な物資を計画的に備蓄・管理する。

7 防災意識の高揚

日頃から市民に対して、災害時における避難措置、危険物等の保安、犯罪予防、交通規制及びその他公共の安全と秩序の維持に関する広報活動を実施し、市民の防災意識の高揚を図り、災害時の混乱を未然に防止する。

第3部 地域防災活動の促進

大規模な災害が発生し、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されるような事態になった場合において、被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するには、市民が自主的に自主防災組織等を結成し、出火防止、初期消火、被災者の救出・救護、避難誘導等を組織的に行える体制を整備しておく必要があ

第4部 自治体・民間団体・企業・地域・ボランティア等との連携

第1節 自主防災組織の確立

第1 自主防災組織の現況

自主防災組織は年々増加しており、自主防災組織において積極的な防災活動を実施しているが、今後も自主防災組織の結成を促進するとともに、市民が地域の実情に応じた防災計画に基づいて、平常時及び災害発生時において効果的な防災活動が行えるよう指導する。

第3 自主防災組織の防災活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び災害時において効果的で、災害時要援護者にも配慮した防災活動を次により行う。

(1) 平常時の活動

- ア. 情報収集伝達体制の確立
- イ. 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ. 活動地域内の防災巡視の実施
- エ. 火気使用設備・器具等の点検
- オ. 防災資機材の備蓄及び管理
- カ. 災害時要援護者の把握

(2) 災害時の活動

- ア. 初期消火活動
- イ. 災害危険箇所等の巡視
- ウ. 地域内の被害状況等の情報の収集、地域住民に対する避難勧告・避難指示（緊急）の伝達
- エ. 救出・救護の実施及び協力
- オ. 集団避難の実施
- カ. 炊き出しや救助物資の配分に対する協力

第2節 災害時要援護者等安全確保対策

災害に備えて、地域住民の中でも特に、避難行動に支援を必要とする災害時要援護者を保護するため、関連施設の安全性の確保及び支援体制、避難誘導体制等の整備並びに応急仮設住宅供給における配慮等を行うものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

る。

第4部 自治体・民間団体・企業・地域・ボランティア等との連携

第1節 自主防災組織の確立

第1 自主防災組織の現況

自主防災組織は年々増加しており、自主防災組織において積極的な防災活動を実施している。今後も自主防災組織の結成を促進するとともに、市民が地域の実情に応じた防災計画に基づいて、平時、災害時において効果的な防災活動を行うよう指導する。

第3 自主防災組織の防災活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき、平時及び災害時において効果的で、災害時要援護者にも配慮した防災活動を次により行う。

(1) 平時の活動

- ア. 情報の収集伝達体制の確立
- イ. 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ. 活動地域内の防災巡視の実施
- エ. 火気使用設備・器具等の点検
- オ. 防災資機材の備蓄及び管理
- カ. 要配慮者の把握

(2) 災害時の活動

- ア. 初期消火活動
- イ. 災害危険箇所等の巡視
- ウ. 地域内の被害状況等の情報の収集、地域住民に対する避難指示（緊急）等の伝達、避難誘導
- エ. 救出・救護の実施及び協力
- オ. 集団避難の実施
- カ. 炊き出しや救助物資の配分に対する協力

第2節 要配慮者等安全確保対策

災害に備えて、地域住民の中でも特に配慮を要するよう配慮者を保護するため、要配慮者利用施設の安全性の確保、要配慮者の支援体制の整備、避難誘導体制等の整備、応急仮設住宅供給における配慮等を行うものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第1 災害時要援護者関連施設の安全性の確保

- (1) 災害時要援護者関連施設の管理者は、施設の防災力の強化を図るとともに、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。
- (2) 国、県は、災害時要援護者関連施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の国土保全事業を推進する。
- (3) を追加

第2 災害時要援護者の支援体制の整備等

- (1) 青森市及び防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会を通して、市民に対し災害時要援護者の安全確保に関する啓発、普及活動を積極的に行う。また、外国人に配慮した多言語による防災知識の普及に努める。
- (2) 青森市は、町会及び町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団関係者、管轄警察署、避難支援者、その他関係機関等と連携し、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する避難行動要支援者の支援に努める。
- (3) 青森市は、上記の取組を支援するため、関係部局や青森県で保有把握している避難行動要支援者に係る個人情報を利用し、避難行動要支援者名簿を編成する。また、名簿に掲載する者の範囲は以下の通りとする。
 - ① 満75歳以上の方だけからなる世帯の者（ただし、同じ世帯の他の方が75歳未満であっても避難行動要支援者である場合はこれに含む）
 - ② 介護保険法における要介護認定3～5の者
 - ③ 1級から3級までの身体障がい者の者（ただし、4級以下の者であっても避難行動に支援を要する場合はこれに含む。）
 - ④ 知的障がい者の者
 - ⑤ 精神障がい者の者
 - ⑥ 難病患者の者
 - ⑦ その他、避難行動に支援を必要とする者（傷

第1 要配慮者利用施設の安全性の確保

- (1) 要配慮者利用施設の管理者は、施設の防災性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。
- (2) 要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の国土保全事業を推進する。
- (3) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第2 要配慮者の支援体制の整備等

- (1) 青森市は、災害対策基本法に基づき、地域に居住する避難行動要支援者（災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者）の把握に努めるものとする。

また、青森市地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。
- (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の通りとする。
 - ① 満75歳以上の方だけからなる世帯の者（ただし、同じ世帯の他の方が75歳未満であっても避難行動要支援者である場合はこれに含む）
 - ② 介護保険法における要介護認定3～5の者
 - ③ 1級から3級までの身体障がい者の者（ただし、4級以下の者であっても避難行動に支援を要する場合はこれに含む。）
 - ④ 知的障がい者の者
 - ⑤ 精神障がい者の者
 - ⑥ 難病患者の者
 - ⑦ その他、避難行動に支援を必要とする者（傷
- (3) (1)の名簿に記載する事項は次のとおりとする。

<p>病者、乳幼児、妊産婦、外国人等)</p> <p>(4) 青森市は、前項の名簿を適宜更新し、避難行動要支援者の把握に努める。</p> <p>(5) 青森市から避難行動要支援者名簿の提供を受けた者及び、その情報を共有する者は、名簿等の個人情報の保管について、その漏えい、滅失等がないよう、必要な措置を講じること。また、正当な理由がなく、名簿等から知り得た避難行動要支援者に関する秘密を漏らしてはならない。名簿等の提供及び共有を受けなくなった以降についても同様とする。</p> <p>(6) 青森市は個人情報の漏えい防止を担保するため、地域支援等関係者に対し、情報管理の徹底を求めることに努める。</p> <p>第3 災害時要援護者への情報伝達・避難誘導体制等の整備</p> <p>(1) 青森市及び防災関係機関並びに災害時要援護者関連施設管理者は、災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握と関係者との共有に努めるとともに、これらの者に係る避</p>	<p>ア. 氏名</p> <p>イ. 生年月日</p> <p>ウ. 性別</p> <p>エ. 住所又は居所</p> <p>オ. 電話番号その他の連絡先</p> <p>カ. 避難支援等を必要とする理由</p> <p>キ. その他避難支援等の実施に関して市長が必要と認める事項</p> <p>(4) (1) の名簿を作成するにあたり、市長は、知事その他の関係機関に対して情報の提供を求めることができる。また、災害の発生に備え、同意が得られた又は条例で定めた避難行動要支援者に係る(1)の名簿を消防署、消防団、警察署、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織等避難支援等の実施に携わる関係者に提供するものとする。この際、市長は、名簿を提供する関係者に対して、名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じるよう求める。</p> <p>(5) 青森市は、地域に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者一人ひとりに対応した支援計画を策定しておく。</p> <p>(6) 青森市等防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に市民に対して要配慮者の安全確保に関する普及啓発活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努めるとともに、障害者に配慮し、障害の内容や程度に応じた防災知識の普及に努める。</p> <p>(7) 青森市等防災関係機関は、災害時の避難行動要支援者に係る避難支援等の災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施するものとする。</p> <p>第3 要配慮者の情報伝達及び避難誘導体制等の整備等</p> <p>(1) 青森市は、避難支援等に携わる関係者として青森市地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供</p>
--	---

難誘導体制を整備しておく。

なお、避難支援等関係者が避難行動要支援者の避難誘導や安否確認を行う際は、日頃から地域住民全体で話し合い、ルールを決めておくなど、自身の安全確保にも充分留意すること。その際、避難行動要支援者には、避難支援等関係者が助けられない可能性もあることを説明し、理解を得ておくこと。

- (2) 青森市及び防災関係機関並びに災害時要援護者関連施設管理者は、高齢者、障害者等の災害時要援護者に配慮した分かりやすい情報伝達体制を整備しておく。
- (3) 青森市及び防災関係機関並びに災害時要援護者関連施設管理者は、被災した高齢者、障害者等の災害時要援護者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

第4 要配慮者利用施設における支援体制等の整備を追加

第4 応急仮設住宅供給における配慮

青森市は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障害者の優先的入居及び高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等災害時要援護者に配慮した計画を定めておく。

第5 連絡体制等の整備

災害時要援護者関連施設管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における地震・津波情報等防災情報の収集・連絡体制並びに施設が被災した際

し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

- (2) 青森市は、避難行動要支援者名簿について、居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- (3) 青森市等防災関係機関は、被災した避難行動要支援者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

第4 要配慮者利用施設における支援体制等の整備

- (1) 要配慮者利用施設の管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。
- (2) 要配慮者利用施設の管理者は、平時から市、防災関係機関、福祉関係者及び近隣住民等との連携を密にし、災害時における要配慮者の避難生活環境や避難誘導体制の整備を進める。
- (3) 県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

第5 応急仮設住宅供給における配慮

青森市は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障害者の優先的入居及び高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等要配慮者に配慮した計画を定めておく。

第6 避難所における連絡体制等の整備

要配慮者利用施設管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅

の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

また、**災害時要援護者**に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、避難所等での文字媒体の活用等に努める。

第6 防災訓練における**災害時要援護者**への配慮

青森市及び防災関係機関並びに**災害時要援護者関連施設管理者**は、防災訓練を実施する際、**災害時要援護者**に十分配慮し、地域において**災害時要援護者**を支援する体制が整備されるよう努める。

第3節 防災ボランティア活動対策

第1 関係機関の連携・協力

青森市は、県及び青森市社会福祉協議会等関係機関と平常時から**相互の交流**を深め、**防災ボランティア活動**に対する連携、協力に努める。

特に、**近隣市町村及び社会福祉協議会**については、被災時の円滑な連携を行えるよう、平常時からの交流に努める。

第4 防災訓練等への参加

県及び青森市は、**県教育委員会及び青森市教育委員会**と協力して、青森市社会福祉協議会、日本赤十字社青森県支部**青森市地区**へ防災訓練等への参加を呼びかけるとともに、防災ボランティア受入等の訓練を行うことにより、災害時の手順の確認を行う。

また、青森市、青森市社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部**青森市地区**は、地域で活動するその他のボランティア団体等にも参加を働きかけるとともに、防災意識の**啓発**を図る。

第5 ボランティア団体間のネットワークの推進

青森市社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部**青森市地区**は、平常時から**県及び県教育委員会**、青森市及び青森市教育委員会と連携し、登録ボランティア団体又はボランティア活動団体が、地域において相互に交流・協力を深めるよう、交流会や研究会等を通じて、それぞれの主体的活

速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

また、**避難所における要配慮者**に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、避難所等での文字媒体（**電光掲示板等**）の活用等に努める。

第7 防災訓練における**要配慮者**への配慮

防災訓練を実施する際、**要配慮者**に十分配慮し、地域において**要配慮者**を支援する体制が整備されるよう努める。

第3節 防災ボランティア活動対策

第1 関係機関の連携・協力

青森市は、県及び青森市社会福祉協議会等関係機関と平時から**地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成**を図るとともに、ボランティア団体と協力して、発災時の**防災ボランティアとの連携**について検討する。

第4 防災訓練等への参加

青森市は、青森市教育委員会と協力して、青森市社会福祉協議会、日本赤十字社青森県支部へ防災訓練等への参加を呼びかけるとともに、防災ボランティア受入等の訓練を行うことにより、災害時の手順の確認を行う。

また、青森市、青森市社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、地域で活動するその他のボランティア団体等にも参加を働きかける**など**防災意識の**高揚**を図る。

第5 ボランティア団体間のネットワークの推進

青森市社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、平時から**県、県教育委員会**、青森市及び青森市教育委員会と連携し、登録ボランティア団体又はボランティア活動団体が、地域において相互に交流・協力を深めるよう、交流会や研究会等を通じて、それぞれの主体的活動を生かしたネ

動を生かしたネットワークを築けるよう支援する。

第6 防犯ボランティアの受入体制の整備

県、青森市及び防災関係機関は、災害時においてボランティアの技能が生かされ、効果的に活動できるよう、ボランティアに対するニーズの把握、防災ボランティアセンターの設置方法、ボランティアの受付及び調整方法、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等、平常時から受入体制の整備を図る。

第5部 自然保全と災害に強い都市整備

第1節 防災事業

第1 地域保全事業

治山事業及び治水事業については、その有機的関連性にかんがみ、水源地から河口までの水系を一体として捉え、治水、利水の調整を図りつつ、総合的な事業の計画的推進を図るものとする。

造林事業については、地域保全的機能を重視し、防災にも目を向け積極的な推進を図るものとする。

海岸保全事業については、埋立または干拓事業、港湾事業、道路事業、都市計画事業等との関連を考慮し、整備するものとする。

農地防災事業については、治山、治水、海岸保全その他各種事業との調整を図りつつ、その計画的促進を図るものとする。

1 治山対策事業

青森市では、これまで山地治山事業、水土保持治山事業、水源地域整備事業、防災林造成事業、保安林整備事業及び地すべり防止事業が県において実施されており、また、小規模治山事業については、青森市において実施するなど、山地災害の未然防止を図ってきたところである。

しかし、青森市には、いまだに山地災害危険地区、小規模山地崩壊危険地区、海岸侵食危険地区、なだれ危険箇所等が存在しており、危険

ネットワークを築けるよう支援する。

第6 防犯ボランティア活動の環境整備

青森市等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社青森県支部、青森市社会福祉協議会やボランティア団体との連携を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

第5部 自然保全と災害に強い都市整備

第1節 防災事業

第1 地域保全事業

治山事業及び治水事業については、その有機的関連性に鑑み、水源地から河口までの水系を一体として捉え、治水、利水の調整を図りつつ、総合的な事業の計画的推進を図る。

なお、一般の造林事業についても、地域保全的機能を重視し、積極的な推進を図る。

海岸保全事業については、埋立又は干拓事業、港湾事業、道路事業、都市計画事業等との関連を考慮し、整備する。

農地防災事業については、治山、治水、海岸保全その他各種事業との調整を図りつつ、その計画的促進を図るものとする。

1 治山対策事業

これまで山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図るため、治山事業に関する計画に基づき、保安施設事業及び地すべり防止事業が県において実施され、また小規模治山事業については、青森市において実施するなど、山地災害の未然防止を図ってきたところであるが、青森市には、いまだに山地災害危険地区、小規模山地崩壊危険地区、海岸侵食危険地区、なだれ危険箇所が存在しており、危険

度の高い地区については、早急な防止対策が必要であり、かつ水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図ることが地元住民から強く望まれている。

このため他事業との調整を図りつつ、その対策を計画的に推進するよう国、県に働きかけるものとする。

2 砂防対策事業

(1) 砂防事業

青森市では、これまで土石流対策として、土砂の流下調節、直接抑止のための砂防堰堤、溪床の縦横侵食防止のための床固工、流路工の工事が実施されてきたところであるが、青森市域には、土石流危険渓流が多くあり、かつ危険度の高い地区が多いため、その対策の計画的推進を国、県に働きかけるものとする。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業

青森市では、これまで集中豪雨等に伴う急傾斜地の崩壊による災害に対処するため、その所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難または不適当と認められるものについて、野内浦島地区、浅虫蛸谷地区をはじめとして、危険度の高いものから順次急傾斜崩壊対策事業が実施されてきたところである。

しかし、青森市域には、次のとおり急傾斜地崩壊危険箇所が次のとおりあり、その危険度の高い地区も多いため、今後も急傾斜地対策事業の計画的推進を国、県に働きかけるものとする。

4 海岸防災対策事業

青森市の海岸線の延長は、42,714mに及んでおり、その内 21,557mが海岸保全区域に指定されている。青森海岸は、これまでも浸食、越波、飛沫等の要因による様々な被害を受けたが、約 40 年間にわたり海岸保全施設等による海岸整備事業を行い、安全、利用、環境面において調和のとれた海岸づくりが行われてきた。

なお、海岸防災対策事業は、後背地水面等の関連により、建設海岸及び港湾海岸（国土交通省所管）、漁港海岸（農林水産省水産庁所管）並

度の高い地区については、早急な防止対策が必要であり、かつ、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図ることが地元住民から強く望まれている。

このため他事業との調整を図りつつ、その対策を計画的に推進するよう国、県に働きかける。

2 砂防対策事業

(1) 砂防事業

青森市では、これまで土石流対策として、土砂の流下調節、直接抑止のための砂防堰堤、溪床の縦横侵食防止のための床固工、流路工の工事が実施され、その管理状況も良好であるが、青森市域には、土石流危険渓流を多く抱えており、かつ危険度の高い地区が多く、その対策の計画的推進を国、県に働きかける。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業

青森市では、これまで集中豪雨等に伴う急傾斜地の崩壊による災害に対処するため、その所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当と認められるものについて、野内浦島地区、浅虫蛸谷地区をはじめとして、危険度の高いものから順次急傾斜崩壊対策事業が実施されてきたところである。

しかし、青森市域には、次のとおり急傾斜地崩壊危険箇所があり、その危険度の高い地区も多いため、今後も急傾斜地崩壊対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

4 海岸防災対策事業

青森市の海岸線の延長は、42,714mに及んでおり、その内 21,557mが海岸保全区域に指定されている。青森海岸は、これまでも浸食、越波、飛沫等の要因による様々な被害を受けたが、約 40 年間にわたり海岸保全施設等による海岸整備事業を行い、安全、利用、環境面において調和のとれた海岸づくりが行われてきた。

なお、海岸防災対策事業は、水管理・国土保全局所管海岸（国土交通省所管）、港湾局所管海岸（国土交通省所管）、漁港海岸（農林水産

びに農地海岸（農林水産省農村振興局所管）に分かれて実施しているので、連絡調整を図るよう関係機関に働きかける。

5 農地防災対策事業

(2) ため池等整備事業

エ. 地すべり防止を追加

第2 その他の防災事業

4 危険地域からの移転対策事業

(1) 防災集団移転

たびたび災害に襲われる地域にあつては、市民の恒久的な安全を確保するため、住居そのものを安全な場所に移転する防災集団移転等の事業制度を積極的に利用するものとする。

第2 都市基盤施設の整備

1 道路（街路）の整備

都市交通を処理するとともに、**地区の災害に対する危険性を考慮し**、避難路、延焼遮断帯、緊急輸走路、消防用道路等の都市防災上の機能を高めるため、道路の整備を行う。

また、市街地における雨水からの浸水を防止するため、側溝の新設及び改修等を行う。

2 後援緑地の整備

都市のやすらぎ空間の確保とともに、**地区の災害に対する危険性を考慮し**、避難場所、避難路、延焼遮断帯の都市防災上の空間の確保のため、**他の都市基盤施設との調和を図りながら都市公園等の充実を図る。**

3 下水道事業

都市生活環境の向上及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地の浸水を防止するため、**都市下水路及び下水道施設を効率的に整備する。**

省水産庁所管) **及び農地海岸**（農林水産省農村振興局所管）に分かれて実施しているので連絡調整を図るよう関係機関に働きかける。

5 農地防災対策事業

(2) ため池等整備事業

エ. 地すべり防止

地すべり対策は、調査に基づき農地地すべり危険地としてリストアップされた箇所を中心とした県における地すべり対策事業の実施を働きかけ、農地及び農業用施設の災害を未然に防止するよう努める。

第2 その他の防災事業

4 危険地域からの移転対策事業

(1) 防災集団移転促進事業

災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する。

第2 都市基盤施設の整備

1 道路（街路）の整備

都市交通を処理するとともに、避難路、延焼遮断帯、緊急輸走路、消防用道路等の都市防災上の機能を高めるため、道路の整備を行う。

2 公園緑地の整備

都市のやすらぎ空間の確保とともに、**指定緊急避難場所、避難路、延焼遮断帯の都市防災上の空間の確保のため**、**公園の整備及び外周部の植栽緑地化事業を推進する。**

3 下水道事業

公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地の浸水を防止するため、**ポンプ場、下水管渠の新設又は改修事業を実施する。**

4 ライフライン共同収容施設の整備事業

ライフライン機能及び歩行空間、安全な道路交通の確保のため、電線共同溝等の整備事業を推進するほか、特に、3次救急医療機関等の人命に関する重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

第6 風水害に対する建築物の安全性の確保

劇場や映画館・集会所等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するとともに、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

強風による落下物の防止対策を図るとともに、防水扉及び防水板の整備など、施設を浸水被害から守るための対策が講じられるよう、その促進に努める。

第3節 建築物等対策

第2 一般建築物等災害予防

2 窓ガラス、看板及び天井等の耐震性の向上

青森市は県と連携して、市街地の道路に面する建築物の窓ガラス、外装タイル、看板等工作物の破損落下による被害を防止するため、窓ガラス等の設置状況等について調査を実施し、必要があるものについては、点検、改修などの指導を行う。

特に、通学路及び避難場所周辺においては、改修を要する建築物の所有者、管理者に対して強力な改修指導を行う。

また、建築物における天井材等の落下防止対策を講ずるものとする。

第4節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

災害による電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の被害を未然に防止するため、耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など、「防災事業」及び「都市災害対策」に関連して、必要な措置を講ずるものとする。

4 ライフライン共同収容施設の整備事業

ライフライン機能の確保のため、電線共同溝等の整備事業を推進するほか、特に、3次救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

第6 風水害に対する建築物の安全性の確保

劇場や映画館・集会所等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するとともに、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を図るため、基準の遵守の指導等に努める。

強風による落下物の防止対策を図るとともに、防水扉及び防水板の整備など、施設を浸水被害から守るための対策が講じられるよう努める。

第3節 建築物等対策

第2 一般建築物等災害予防

2 窓ガラス、看板及び天井等対策

青森市は県と連携して、市街地の道路に面する建築物の窓ガラス、外装タイル、看板等工作物の破損落下による被害を防止するため、窓ガラス等の設置状況等について調査を実施し、必要があるものについては、点検、改修などの指導を行う。

特に、通学路及び指定緊急避難場所周辺においては、改修を要する建築物の所有者、管理者に対して強力な改修指導を行う。

また、建築物における天井の脱落防止等の落下防止対策を講じるものとする。

第4節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

災害による電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の被害を未然に防止し、又は軽減を図るため、耐浪性・耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など、必要な措置を講じるものとする。

<p>第1 電力施設</p> <p>6 広報活動</p> <p>(2) PRの方法</p> <p>ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を配付・作成する。</p> <p>第3 上水道施設</p> <p>1 上水道施設の耐震性強化等</p> <p>(3) 浄水施設及び送配水施設</p> <p>イ. 送配水幹線については、耐震性継手、伸縮可撓管、緊急遮断弁等耐震性の高い構造、工法を採用するほか、異なる送配水系統間の相互連絡及び連絡管の整備を行う。</p> <p>配水管路は、管路の多系統化、ループ化等の整備を行う。</p> <p>(5) 既存施設</p> <p>既存の上水道施設の耐震性診断を行い、また、既設管の漏水防止作業を実施するとともに、破損及び老朽化の早期発見に努め、更新等の改良を行う。</p> <p>3 防災用施設、資機材等の整備充実</p> <p>水道施設の被害等による応急給水活動に備え、緊急時給水拠点となる浄水場、耐震性貯水槽等の施設及び応急給水のための給水車、給水タンク、給水スタンド、給水袋、消毒剤、簡易ろ過機、給水ポンプ、可搬式発電機等の資機材の整備増強を図る。</p> <p>また、仮配管等の設置に備え、配管、バルブ等の水道資材の備蓄と民間資材の備蓄量及び備蓄場所の把握をしておく。</p> <p>第4 下水道施設</p> <p>1 下水道施設の耐震性強化</p> <p>(1) 管渠</p> <p>地盤の軟弱な地区などに敷設されている下水道管渠に重点をおき、補強を行う。</p> <p>また、新たに下水道管渠を敷設する場合は、基礎、地盤条件等総合的な見地から検討・計画するものとし、地盤の悪い箇所に敷設する場合</p>	<p>第1 電力施設</p> <p>6 広報活動</p> <p>(2) PRの方法</p> <p>ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成・配布する。</p> <p>第3 上水道施設</p> <p>1 上水道施設の耐震性強化等</p> <p>(3) 浄水施設及び送配水施設</p> <p>イ. 送配水幹線については、耐震性継手、伸縮可撓管、緊急遮断弁等耐震性の高い構造、工法を採用するほか、異なる送配水系統間の相互連絡及び連絡管の整備を行う。</p> <p>配水管路は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化、共同溝の整備等を行う。</p> <p>(5) 既存施設</p> <p>既存の上水道施設については、耐震性診断を行うほか、既設管については漏水防止作業を実施し、破損及び老朽化を発見した場合は敷設替え等の改良を行う。</p> <p>3 防災用施設、資機材等の整備充実</p> <p>水道施設の被害等による応急給水活動に備え、連絡管の整備や浄水場、耐震性貯水槽等の施設及び応急給水のための給水車、給水タンク、簡易水栓、ポリタンク、消毒剤、浄化水、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材の整備増強を図る。</p> <p>また、仮配管等の設置に備え、配管、バルブ等の水道資材の備蓄と民間資材の備蓄量及び備蓄場所の把握をしておく。</p> <p>第4 下水道施設</p> <p>1 下水道施設の耐震性強化</p> <p>(1) 管渠</p> <p>地盤の軟弱な地区などに敷設されている下水道管渠に重点を置き、補強する。</p> <p>新たに下水道管渠を敷設する場合は、基礎、地盤条件等総合的な見地から検討・計画し、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、適切</p>
---	---

は、適切な管渠基礎工を行うとともに、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用するなどの工法で実施する。

3 防災体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資材、車両等について体制を確立しておく。また、災害時に対応できるよう日常の訓練に努める。

第5 電気通信施設

2 長期防災対策の推進

- (1) 豪雨、洪水、高潮、津波等のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐震構造化を行う。
- (2) 豪雨または豪雪のおそれが地域の電気通信設備等について、耐風または耐雪構造化を行う。
- (3) 地震または火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震及び耐火構造化を行う。

第5節 交通施設対策

災害による交通施設の被害は、社会経済活動に大きな影響を及ぼすばかりでなく、災害時の応急対策活動の障害ともなることから、ミッシングリンクの解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化、津波に対する安全性の確保等に努めるものとする。

第1 道路・橋梁防災対策

国・県・青森市は、災害時において避難路・緊急輸送ルート確保を早期にかつ確実に図るため、道路の交通機能を拡充するとともに、次により道路、橋梁の耐震、耐浪性の強化及び防災施設の整備を図る。また、山間道路については、豪雨や台風による土砂崩れや落石等の災害を防止するため、法面処理工、落石覆工等を実施する。

発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。

な管渠基礎工、マンホールと管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用するなどの工法で実施する。

3 防災体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資材、車両等の確保体制を確立しておく。また、災害時に対応できるよう日常の訓練に努める。

第5 電気通信施設

2 長期防災対策の推進

- (1) 豪雨、洪水、高潮、津波等のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
- (2) 強風又は豪雪のおそれが地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。
- (3) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震及び耐火構造化を行う。

第5節 交通施設対策

災害による交通施設の被害は、社会経済活動に大きな影響を及ぼすばかりでなく、災害時の応急対策活動の障害ともなることから、代替路を確保するための道路の整備、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化、津波に対する安全性の確保等に努めるものとする。

第1 道路・橋梁防災対策

国・県・青森市は、災害時において避難路・緊急輸送ルート確保を早期にかつ確実に図るため、道路の交通機能を拡充するとともに、次により道路、橋梁の耐震、耐浪性の強化及び防災施設の整備を図る。また、山間道路については、豪雨や台風による土砂崩れや落石等の災害を防止するため、法面処理工、落石防護工等を実施する。

発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道

<p>1 道路の整備</p> <p>(1) 道路法面、盛土欠落危険調査</p> <p>道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面、盛土欠落危険調査を実施する。</p> <p>2 橋梁の整備</p> <p>(1) 橋梁耐震点検調査</p> <p>構造の改善補強等が必要な箇所を把握するため、橋梁耐震点検調査を実施する。</p> <p>3 横断歩道橋の整備</p> <p>(2) 横断歩道橋の落下防止補強工事</p> <p>上記(1)の調査に基づき、補強等の対策が必要とされた横断歩道橋について、落下防止補強工事を実施する。</p> <p>5 道路啓開用資機材の整備及び計画の作成</p> <p>事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるようレッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材を確保できる体制の整備を図る。また、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。</p> <p>第2 港湾・漁港防災対策</p> <p>4 機能維持・継続のための対策の検討及び協定の締結</p> <p>発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、発災時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討する。また、その検討に基づき、港湾の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講ずる。</p>	<p>路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進に関する法律に基づく、道路事業等に合わせた電柱等の新設抑制及び既設撤去の推進等により、無電柱化の推進を図る。</p> <p>1 道路の整備</p> <p>(1) 道路法面、盛土崩落危険調査</p> <p>道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面、盛土崩落危険調査を実施する。</p> <p>2 橋梁の整備</p> <p>(1) 橋梁耐震レベルの把握</p> <p>構造の改善補強等が必要な箇所を把握するため、各道路橋示方書により確認しておく。</p> <p>3 横断歩道橋の整備</p> <p>(2) 横断歩道橋の工事</p> <p>上記(1)の調査に基づき、補強等の対策が必要とされた横断歩道橋について、適切な補修工事等を実施する。</p> <p>5 道路啓開用資機材の整備及び計画の作成</p> <p>道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、より実効性の高い計画へと深化を図るものとする。</p> <p>第2 港湾・漁港防災対策</p> <p>4 機能維持・継続のための対策の検討及び協定の締結</p> <p>発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討する。また、その検討に基づき、その所管する港湾及び漁港の障害物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策</p>
--	--

<p>第6節 積雪期の地震災害対策</p> <p>第4 積雪期の避難所、避難路の確保</p> <p>(1) 避難所の確保</p> <p>地域の人口及び地形、なだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難所を指定する。</p> <p>第7節 津波災害対策</p> <p>第2 津波防災の観点からのまちづくりの推進</p> <p>1 津波に強いまちづくり</p> <p>津波による被害のおそれのある地域における土地利用について、土地利用の現状、将来の発展性、市民生活の利便性を十分考慮し、高地移転など津波による被害をできるだけ少なくするよう計画的に誘導する。津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間での避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。</p> <p>また、施設を整備する場合、その配置及び構造について、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建物の耐浪化、非常電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、津波による浸水の危険性の低い場所への誘導について配慮する。</p> <p>2 公共施設等及び交通基盤施設等の整備</p> <p>津波による被害のおそれのある地域において公共・公用施設を整備する場合、避難・救援の拠点として、また、道路・鉄道等の交通施設を整備する場合は、避難路、救援路としての機能に配慮する。</p>	<p>を講じる。</p> <p>第6節 積雪期の地震災害対策</p> <p>第4 積雪期の避難所、避難路等の確保等</p> <p>(1) 避難所等の確保等</p> <p>地域の人口及び地形、なだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難所等を指定する。</p> <p>第7節 津波災害対策</p> <p>第2 津波防災の観点からのまちづくりの推進</p> <p>1 津波に強いまちづくり</p> <p>浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）及び避難路・避難階段等の整備等、都市計画と連携した避難関連施設の効率的・計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設等の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。この際、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間での避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。</p> <p>また、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、津波による浸水の危険性の低い場所への誘導について配慮する。</p> <p>なお、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。</p> <p>2 避難関連施設の整備</p> <p>青森市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電</p>
--	---

<p>3 建築物等の安全確保</p> <p>水産関連施設を整備する者及び越流等により浸水のおそれがある臨海部に建築をする者は、施設や建築物の耐浪化に努める。</p> <p>4 海岸防災林の保全を削除</p> <p>第3 津波警報等、避難指示（緊急）等の伝達体制の整備</p> <p>3 通報・通信手段の確保</p> <p>様々な環境下にある、市民等及び職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政用無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む）、インターネット、携帯電話等（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、海浜地への津波警報伝達の浸透を図るため、サイレン、半鐘、広報車等の多様な手段を確保する。</p> <p>第4 津波監視体制等の確立</p> <p>1 津波監視体制の確立</p> <p>(1) 国、県とともに、沖合を含むより多くの地点における津波観測データを充実し、関係機関等で共有するとともに、公表する。</p> <p>(2) 発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行くこと等を防止するため、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備を図る。</p> <p>(3) 過去の津波災害の状況及び海岸の形状等か</p>	<p>時の信号滅灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図るよう努める。</p> <p>3 ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国、県、市及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、電話等のライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>第3 津波警報等、避難指示（緊急）等の伝達体制の整備</p> <p>3 通報・通信手段の確保</p> <p>様々な環境下にある市民、要配慮者利用施設等の管理者等及び職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政用無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、携帯電話等（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、海浜地への津波警報伝達の浸透を図るため、サイレン、半鐘、広報車等の多様な手段を確保する。</p> <p>第4 津波監視体制等の確立</p> <p>1 津波監視体制の確立</p> <p>(1) を削除</p> <p>(1) 発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行くこと等を防止するため、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備を図る。</p> <p>(2) 過去の津波災害の状況及び海岸の形状等か</p>
--	--

<p>ら津波による被害が想定される地域を設定する。</p> <p>(4) 津波警報が発表されたときはもとより、震度4以上の強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波の来襲に備え、直ちに海岸から離れた高台等の安全地域からの目視、監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いて海面監視を開始するよう監視人、監視場所を定めるとともに、漁業協同組合、海水浴場の管理者等の協力を得て、海面監視情報の通報、伝達体制を確立する。</p> <p>第5 津波警戒の周知徹底</p> <p>1 市民、観光客、海水浴客、釣り客等への周知事項</p> <p>(5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気を緩めない。</p> <p>第6 津波避難計画の策定</p> <p>次の事項に留意して津波避難計画を策定しておく。</p> <p>(1) 津波浸水等予測図</p> <p>(2) 津波避難対象地域の指定等</p> <p>(3) 初動体制（職員の参集等）の整備</p> <p>(4) 津波警報、津波情報等の収集・伝達方法等の整備</p> <p>(5) 避難勧告・指示（緊急）の発令時期及び発令基準</p> <p>(6) 津波防災対策の啓発・教育</p> <p>(7) 津波避難訓練</p> <p>(8) その他、津波避難対策のための措置</p> <p>第8節 水害予防対策</p> <p>第5 市民への情報伝達体制の整備</p> <p>災害に関する気象警報・注意報及び気象情報等、避難の勧告及び指示等を迅速かつ的確に伝達するため、情報伝達体制を確立し、防災行政無線等の整備を図る。</p> <p>また、市民から防災関係機関への災害情報の連絡通信体制を確立する。</p>	<p>ら、津波による被害が想定される地域を設定する。</p> <p>(4) を削除</p> <p>第5 津波警戒の周知徹底</p> <p>1 市民、観光客、海水浴客、釣り客等への周知事項</p> <p>(5) 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等の解除まで気を緩めない。</p> <p>第6 津波避難計画の策定</p> <p>次の事項に留意して津波避難計画を策定しておく。</p> <p>(1) 津波浸水想定</p> <p>(2) 津波避難対象地域の指定等</p> <p>(3) 指定緊急避難場所の指定等</p> <p>(4) 避難誘導等に従事する者の安全確保</p> <p>(5) 初動体制（職員の参集等）の整備</p> <p>(6) 津波警報、津波情報等の収集・伝達方法等の整備</p> <p>(7) 避難指示（緊急）の発令時期及び発令基準</p> <p>(8) 指定緊急避難場所、避難路</p> <p>(9) 津波防災対策の啓発・教育</p> <p>(10) 津波避難訓練</p> <p>(11) その他、津波避難対策のための措置</p> <p>第8節 水害予防対策</p> <p>第5 市民への情報伝達体制の整備</p> <p>災害に関する気象警報（特別警報を含む。）・注意報及び気象情報等、避難の勧告及び指示等を迅速かつ的確に伝達するため、避難指示（緊急）等発令基準の明確化、情報伝達体制を確立し、防災行政無線等の整備を図る。</p> <p>また、市民から防災関係機関への災害情報の連</p>
--	--

第8 浸水想定区域等

- (1) 青森市は、国土交通大臣及び県知事による浸水想定区域の指定があったときは、本計画において当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方式、避難所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- (2) 青森市は、浸水想定区域に地下街**または高齢者、障害者、乳幼児、その他特に防災上の配慮を要する者等の災害時要援護者が**利用する施設があるときは、本計画においてこれらの名称及び所在地を**定め**、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報の伝達方法を定める。
- (3) 青森市は、青森市地域防災計画において定められた**伝達方式、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項について、平時から市民に周知させるため、**これらの事項を記載した洪水ハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
- (4) 及び (5) を追加

第9 高潮防災対策の推進

青森市は、**国、県と協力して**高潮災害のおそれのある区域について必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した**高潮防潮防災対策を推進するよう努める。**

絡通信体制を確立する。

第8 浸水想定区域等

- (1) 青森市は、国土交通大臣及び県知事による浸水想定区域の指定があったときは、本計画において当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方式、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- (2) 青森市は、浸水想定区域に地下街**又は主として要配慮者が**利用する施設があるときは、本計画にこれらの名称及び所在地を**掲載し、また、**当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報の伝達方法を定める。
- (3) 青森市は、青森市地域防災計画において定められた**事項を住民に周知するため、**これらの事項を記載した洪水ハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- (4) 青森市は、**雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。**
- (5) 青森市は、**住民自ら地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。**

第9 高潮防災対策の推進

青森市は、高潮災害のおそれのある区域について、必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、**避難指示（緊急）等発令基準の明確化、**施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した**高潮防災対策を推進する。**

第10節 土砂災害予防対策

集中豪雨等による土砂災害及び地震災害に起因する土砂災害を未然に防止し、**または被害の拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、危険箇所の把握、土砂災害警戒情報の発表、危険区域内における行為制限の周知徹底、土砂災害防止に配慮した土地利用の誘導、土砂災害緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の提供、市民への情報伝達体制の整備及び避難体制の整備を図るものとする。**

第2 土砂災害危険箇所の把握及び市民等への周知徹底

土砂災害危険箇所を本計画に掲載するとともに、土砂災害ハザードマップによって市民に周知徹底し、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、**異常現象その他注意事項等を啓発するため、次の措置を講ずる。**

- (1) 国土交通省及び県が主催する例年6月の「土砂災害防止月間」において、県が配付するパンフレット等の積極的な活用を図る。
- (2) 随時、関係機関に協力を要請し、地区ごとに土砂災害に関する講習会等を開催する。
- (3) 青森市教育委員会と連携をとり、危険箇所の多い地区の児童生徒等を対象とした土砂災害防止教育を推進する。
- (4) 土砂災害に関する防災訓練の実施に努める。

第3 土砂災害警戒情報の伝達及び避難勧告等の発令基準

青森県と青森地方気象台は、**大雨による土砂災害のおそれが高まったときに市長が避難勧告等を発令する際の判断や市民の自主避難の参考となる事**を目的として土砂災害警戒情報を共同で発表する。また、県は、その補足情報として土砂災害の危険度を県のホームページ等で提供する。

青森市は、土砂災害警戒情報の発表を受けたときは、本計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び市民その他関係ある団体等へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒情報の趣旨等の理解を促進し、市民の自主避難の判断等にも利用できるよう、日頃から広報紙等へ掲載するなど、市民への周知に努める。

市長は、大雨警報や土砂災害警戒情報が発表さ

第10節 土砂災害予防対策

集中豪雨等による土砂災害及び地震災害に起因する土砂災害を未然に防止し、**又は被害の拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、危険箇所の把握、土砂災害警戒情報の収集、市民への情報伝達体制及び避難体制の整備等**を図るものとする。

第2 土砂災害危険箇所の把握及び市民等への周知徹底

土砂災害危険箇所を本計画に掲載するとともに、土砂災害ハザードマップによって市民に周知徹底し、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、**異常（前兆）現象等についての普及啓発を図る。**

- (1) ～ (4) を削除

第3 土砂災害警戒情報の伝達及び避難勧告等の発令基準

青森県と青森地方気象台は、**大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援する**目的として土砂災害警戒情報を共同で発表する。また、県は、その補足情報として土砂災害の危険度を県のホームページ等で提供する。

青森市は、**県から土砂災害警戒情報の発表の通知**を受けたときは、本計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び市民その他関係のある団体等へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒情報の趣旨等の理解を促進し、住民の自主避難の判断等にも利用できるよう、日頃から広報誌等へ掲載するなど、市民等への周知に努

れた場合または台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合においては、大雨時の避難そのものにも危険が伴うことなどを念頭におきながら、県が提供する補足情報を参考とし、溪流・斜面の状況、気象状況及び次の基準等を含めて総合的に判断した上で、余裕のある避難行動に配慮して速やかに避難勧告等を発令する。

める。

青森市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

青森市は、避難勧告の発令の際には、避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じうることを住民にも周知するものとする。

種別	基準
避難準備・高齢者等避難開始	2時間後に土砂災害監視基準を超過することが予測される時
避難勧告	1時間後に土砂災害監視基準を超過することが予測される時
避難指示(緊急)	現在、土砂災害監視基準を超過している時

種別	基準
避難準備・高齢者等避難開始	<ol style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
避難勧告	<ol style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録の短時間大雨情報が発表された場合 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
避難指示(緊急)	<ol style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合 土砂災害警戒情報が発表されており、さ

- らに記録的短時間大雨情報が発表された場合
- 3. 土砂災害が発生した場合
- 4. 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合
- 5. 避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合

第4 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報

国は河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流または河道閉塞による湛水といった重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、県は地すべりを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、それぞれ当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市が適切に市民の避難勧告等の判断を行えるように土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

第5 防災関係機関における情報収集、伝達体制の整備

災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ、防災情報提供装置等を整備するとともに、これらの情報通信網の多ルート化を図る。

また、関係機関の協力を得て、土砂災害に関する情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた市民及び関係機関への情報提供体制の整備や、リアルタイムで情報を整理、提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。

さらに、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、市民と連携し、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるとともに、降雨、水位等の実況情報伝達体制の整備促進を図るものとする。

第6 市民への情報伝達体制等の整備

第4 土砂災害緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の収集

国は河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流または河道閉塞による湛水といった重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、県は、地すべりを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、それぞれ当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村に対して土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供することとされていることから、青森市は、当該情報に基づいて適切に避難勧告等の判断を行う。

第5 防災関係機関における情報収集、伝達体制の整備

災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ、防災情報提供装置等を整備し、また、これらの情報通信網の多ルート化を図るとともに、関係機関の協力を得て、土砂災害に関する情報をリアルタイムで提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。さらに、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

青森市は、避難勧告等の発令又は解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第6 市民への情報伝達体制等の整備

災害に関する気象予報・警報、土砂災害警戒情報、避難の勧告及び指示等を迅速かつ的確に伝達するための情報伝達体制を確立するとともに、防災行政用無線等の整備を図る。特に、土砂災害危険箇所周辺の市民に対しては、情報が毎戸に確実に伝達されるよう配慮する。

第8 避難体制の整備

危険箇所周辺の市民が迅速かつ円滑に避難できるよう、第2章第2部第4節「避難対策」に準ずるほか、土石流（山津波）危険溪流等の土砂災害警戒区域における次のような異常（前兆）現象の市民の日常観察、並びに覚知した場合の青森市への速やかな通報、青森市から県及び防災関係機関への通報並びに土砂災害警戒情報等を利用した警戒・避難準備等の避難体制の整備を図るものとする。

第9 土砂災害防止に配慮した土地利用の誘導

(4) を追加

第10 土砂災害防止法による施策

青森市は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域における市民の安全確保のための対策を講じる。

- (1) 青森市は、県による土砂災害警戒区域の指定を受けたときは、警戒区域ごとに予報・警報・土砂災害警戒情報等の伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を本計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、市民に周知するよう努める。

- (2) 土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設がある場合には、

災害に関する気象予報・警報、土砂災害警戒情報、避難勧告等を迅速かつ確実に市民に伝達するため、情報伝達体制を確立するとともに、防災行政用無線等の整備を図る。特に、土砂災害危険箇所周辺の市民に対しては、情報が毎戸に確実に伝達されるよう配慮する。

第8 避難体制の整備

危険箇所周辺の市民が迅速かつ円滑に避難できるよう、第2章第2部第4節「避難対策」に準じるほか、土砂災害警戒区域等における次の前兆現象の住民の日常観察、覚知した場合の市への通報、青森市から県等防災関係機関への通報並びに土砂災害警戒情報等を利用した警戒・避難準備等の避難体制の整備を図る。

第9 土砂災害防止に配慮した土地利用の誘導

(4) 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化の実施を促進

第10 土砂災害防止法による施策

青森市は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域における市民の安全確保のための対策を講じる。

- (1) 青森市は、県による土砂災害警戒区域の指定を受けたときは、警戒区域ごとに予報・警報・土砂災害警戒情報等の伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を本計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に係る事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を本計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、住民等に周知するよう努める。

- (2) 青森市は、本計画において、要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の

当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害警戒情報等土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

- (3) 市長は、本計画に基づき、土砂災害警戒情報等土砂災害に関する情報の伝達方法、**避難地**に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえに必要な事項を市民に周知するため、これらの事項を記載したハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

第11節 火災予防対策

第1 建築物の防火対策の推進

- (3) 消防用設備等の設置促進及び維持管理の徹底
消防機関は、火災による人命の安全を確保するため、防火対象物における**消火・通報・避難等**に関する消防用設備等の適正な設置を促進し、これを常時有効な状態に維持するよう**指導を徹底する**

(4) 予防査察指導の強化

消防機関は、火災発生を未然に防止するため、防火対象物、危険物製造所等に対し、計画的かつ継続的に予防査察を実施するとともに、消防法令に違反しているものに対しては改善の指導を行い、**悪質なものは改善命令**、告発等の措置を行い、**火災予防**を徹底する。また、一般家庭に対しても、火災予防運動期間等を利用し、住宅防火診断等を実施して、市民に火災予防条例等の周知徹底を図る。

第2 防火思想の普及

(1) 一般家庭に対する指導

②消防機関は、火災予防運動を実施し、火災予防**等**の諸行事を通じて広く市民に対し防火思想の普及徹底を図る。

(2) 学校及び教育研究機関の実験室、薬局等に対する指導

学校及び教育研究機関の実験室、薬局等にお

円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるとともに、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

- (3) 市長は、本計画に基づき、土砂災害警戒情報等土砂災害に関する情報の伝達方法、**避難場所及び避難経路**に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上に必要な事項を市民**等**に周知するため、これらの事項を記載したハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

第11節 火災予防対策

第1 建築物の防火対策の推進

- (3) 消防用設備等の設置促進及び維持管理の徹底
消防機関は、火災による人命の安全を確保するため、防火対象物**に対する消防用設備等の適正な設置及び維持に係る指導を徹底する**。

(4) 予防査察指導の強化

消防機関は、火災発生を未然に防止するため、防火対象物、危険物製造所等に対し、計画的かつ継続的に予防査察を実施するとともに、消防法令に違反しているものに対しては改善の指導を行い、**重大なものについては、警告命令**、告発等の措置を行い、**違反処理**を徹底する。また、一般家庭に対しても、火災予防運動期間等を利用し、住宅防火診断等を実施して、市民に火災予防条例等の周知徹底を図る。

第2 防火思想の普及

(1) 一般家庭に対する指導

②消防機関は、火災予防運動を実施し、火災予防**に関する**諸行事を通じて広く市民に対し防火思想の普及徹底を図る。

(2) 学校及び教育研究機関の実験室、薬局等に対する指導

学校及び教育研究機関の実験室、薬局等にお

ける薬品類は、地震動による落下等により発火、爆発の危険性を有していることから、当該機関における危険物容器の転落防止について指導する。

(3) 民間防火組織の育成

①火災予防の知識を習得させ出火防止を図るとともに、地域住民の防火防災意識の高揚を図るため、女性防火クラブを育成指導する。

第3 消防体制の充実・強化

(1) 消防計画の作成

消防機関は、具体的に実施すべき業務の内容等を詳細に明示した消防計画を作成し、消防体制の計画的、総合的な充実強化を図る。

(2) 消防力の整備、充実

消防機関は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」により、消防機械器具及び消防水利施設等の整備・充実を図る。なお、大規模災害に対処するため、木造家屋密集地等優先順位を考慮して消防水利の整備促進を図るほか、海水・河川水等の活用、水泳プール、ため池等の消防水利としての活用等を考慮し、状況の把握に努める。

また、地域社会の安全を確保し、とりわけ大規模災害時に的確な防災活動を遂行するために必要な消防団員の確保に努めるとともに、入団促進活動、イメージアップ活動、地域交流活動及び文化教養研修活動を実施するなど、その活動の活性化を図る。

(3) 消防団の充実強化

地域防災力の充実強化に向け、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、消防団の充実強化等に関する基本的施策として、必要な措置を講ずる。

第12節 危険物施設等対策

青森地域広域事務組合消防本部は、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射線使用施設での地震・津波災害を防止するため、これらの施設における規制、保安指導、保安教育等の実施、自主保安体制の確立等を図るものとする。

ける薬品類は、地震動による落下等により発火、爆発の危険性を有していることから、消防機関は、当該機関における危険物容器の転落防止について指導する。

(3) 民間防火組織の育成指導

①火災予防の知識を習得させ出火防止を図るとともに、地域住民の防火防災意識の高揚を図るため、女性（婦人）防火クラブを育成指導する。

第3 消防体制の充実・強化

(1) 消防計画の作成

消防機関は、具体的に実施すべき業務の内容等を詳細に明示した消防計画を作成し、消防体制の計画的、総合的な充実強化を図る。

(2) 消防力の充実強化

消防機関は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」により、消防機械器具及び消防水利施設等の整備充実を図る。なお、大規模災害に対処するため、木造家屋密集地、指定避難所等優先順位を考慮して耐震性貯水槽等の消防水利の整備促進を図るほか、海水、河川等の自然水利、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等、適正な配置に努める。

また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

(3) を削除

第12節 危険物施設等対策

地震・津波災害による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射線使用施設での被害を軽減するため、これらの施設における規制、保安指導、保安教育等の実施、自主保安体制の確立等を図るものとする。

<p>3 保安教育等</p> <p>事業所の所有者、管理者、占有者または危険物保安監督者は、危険物取扱者等に対し保安管理の意識向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。</p> <p>4 自主保安体制の整備</p> <p>事業者は、地震時における火災、爆発及び漏洩等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。</p> <p>(2) 保安のための検査、定期点検</p> <p>第6 放射線使用施設</p> <p>放射線使用施設の管理者は、法令で定める技術基準を遵守する。県及び放射線使用施設の管理者とともに、地震時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防措置を行う。</p> <p>【風水害等対策編】</p> <p>第1章 災害応急対策計画</p> <p>風水害等の災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、災害の発生を防御し、または被害の拡大を防止するために実施すべき応急的措置等は次のとおりとする。</p> <p>特に発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。</p> <p>なお、雪害、火山災害、事故災害については、本章のほか第2章で定めるところによる。</p> <p>第2節 動員計画</p> <p>第2 配備体制及び市職員の動員計画</p> <p>1 配備体制</p> <p>(3) 配備要員・実施内容</p> <p>非常配備体制2号「配備要員」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部各班の班長 ・各部の災害対策要員 	<p>3 保安教育等</p> <p>事業所の所有者、管理者、占有者又は危険物保安監督者は、危険物取扱者等に対し保安管理体制の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。</p> <p>4 自主保安体制の整備</p> <p>事業者は、地震時における火災、爆発及び漏えい等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。</p> <p>(2) 保安検査、定期点検</p> <p>第6 放射線使用施設</p> <p>放射線使用施設の管理者は、法令で定める技術基準を遵守する。県及び放射線使用施設の管理者とともに、地震・津波災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防措置を行う。</p> <p>【風水害等対策編】</p> <p>第1章 災害応急対策計画</p> <p>風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害が発生した場合の被害の軽減を図るために実施すべき応急的措置等は次のとおりとする。</p> <p>特に発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。</p> <p>なお、雪害、火山災害、事故災害については、本章のほか第2章で定めるところによる。</p> <p>第2節 動員計画</p> <p>第2 配備体制及び市職員の動員計画</p> <p>1 配備体制</p> <p>(3) 配備要員・実施内容</p> <p>非常配備体制2号「配備要員」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部各班の班長 ・各部の災害対策要員
---	--

4 業務継続性の確保

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、業務継続性の確保を図ることとする。

5 複合災害対策

複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、先発災害に多くの要員を動員し、後発災害に望ましい配分ができない可能性も考慮した図上訓練等を実施することとする。

・災害対策本部が設置された場合は、全職員（ただし、災害状況により、本部長の指示で規模を縮小できる。）

4 業務継続性の確保

(1) 方針

県、市及び防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施内容

県、市及び防災関係機関は、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

特に、県及び市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

5 複合災害対策

(1) 方針

地震・津波、風水害等、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対策が困難となる事象をいう。）の発生の可能性を認識し、備えを充実するものとする。

第3節 気象予報・警報等の発表及び伝達

第2 実施内容

1 気象予報・警報等の収集及び伝達

(1) 気象予報・警報等の発表

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、**県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。**

ア 特別警報・警報・注意報

警報・注意報の概要は次のとおりである。

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮 によって 重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警戒して行う予報
警報	暴風、暴風雨、大雨、大雪、高潮等によ

(2) 実施責任者

県、市、防災関係機関等は、連携して災害対策を行う。

(3) 実施内容

ア 県、市、防災関係機関等は、災害応急対策に当たる要員、資機材等の投入判断について、あらかじめ複合災害を想定しておくとともに、外部からの支援を早期に要請するようマニュアル等の整備に努める。

イ 様々な複合災害を想定した図上訓練の実施結果を踏まえてマニュアル等を見直すこととする。

第3節 気象予報・警報等の発表及び伝達

第2 実施内容

1 気象予報・警報等の収集及び伝達

(1) 気象予報・警報等の発表

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、**現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。**

ア 特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の概要は次のとおりである。

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮 が特に異常であるため 、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合 に 、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、 洪水 、大雪、 暴風 、 暴風雪 、 波浪 、

	って重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報		高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	強風、風雪、大雨、大雪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報	注意報	強風、風雪、大雨、大雪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
イ 特別警報・警報・注意報の種類と概要 特別警報・警報・注意報の種類と概要は次のとおりである。具体的な発表基準は別表「警報・注意報発表基準一覧表」に示す。		イ 特別警報・警報・注意報の種類と概要 特別警報・警報・注意報の種類と概要は次のとおりである。具体的な発表基準は別表「警報・注意報発表基準一覧表」に示す。	
種類	概要	種類	概要
大雨 特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	大雨 特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
暴風 特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に発表される。	暴風 特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮 特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に発表される。	高潮 特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
波浪 特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧による雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に発表される。	波浪 特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪 特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧による雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に発表される。	暴風雪 特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雨 特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に発表される。	大雨 特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあ	大雨警報	大雨による重大な土砂災害が発生するおそれ

	ると予想されたときに発表される。 大雨警報は、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。		があると予想されたときに発表される。 特に警戒すべき事項を明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表は継続される。
洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水のために堤防が損傷（破堤、溢水を含む）を受けることなどによる浸水があげられる。	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程が遮られることなどによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雨	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雨	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雪	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	強風	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
波浪	高い波により災害が発生するおそれがあると	波浪	高い波により災害が発生するおそれがあると

注意報	予想されたときに発表される。
高潮 注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃霧 注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷 注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥 注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ 注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷 注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪 注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪 注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜 注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温 注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が起こるおそれのあるときに発表される。

エ 気象情報

注意報	予想されたときに発表される。
高潮 注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃霧 注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷 注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥 注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ 注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷 注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪 注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪 注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜 注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温 注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が起こるおそれのあるときに発表される。

エ 気象情報

気象情報の種類及びその内容は次のとおりである。

a 気象情報

気象の予報等について、警報・注意報に先立って警戒を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の警戒事項を解説する場合等に発表する。

対象とする現象により、台風、大雨、大雪、暴風（雪）、高波、高潮、雷、乾燥、低温、高温、長雨、少雨、梅雨、黄砂などの情報がある。

b 土砂災害警戒情報

県と青森地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。

c 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（1時間に90mm以上）を地上の雨量計により観測、または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた解析雨量）したときに、より一層の警戒を呼び掛けるために府県気象情報の一種として発表する。

d 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発

気象情報の種類及びその内容は次のとおりである。

a 気象情報

気象の予報等について、**特別警報・警報・注意報**に先立って警戒を喚起する場合や、**特別警報・警報・注意報**が発表された後の経過や予想、防災上の警戒事項を解説する場合等に発表する。

対象とする現象により、台風、大雨、大雪、暴風（雪）、高波、高潮、雷、乾燥、低温、高温、長雨、少雨、梅雨、黄砂などの情報がある。

b 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である土砂災害警戒判定メッシュ情報で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。

c 記録的短時間大雨情報

青森県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

「青森県の発表基準は、1時間90ミリ以上を観測又は解析したときである。」

d 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発

生する可能性が高まった時に、府県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(2) 気象予報・警報等の伝達

ア 青森地方気象台は、気象警報等を発表した場合は、県、県警察本部、東日本電信電話株式会社、青森海上保安部、青森河川国道事務所、放送機関及びその他必要と認める機関に伝達する。

ただし、東日本電信電話株式会社への伝達は特別警報・警報に限る。

イ 県は、防災情報ネットワークにより、速やかに県の出先機関、青森市及び消防本部に伝達する。

ウ 東日本電信電話株式会社は、特別警報・警報を各支店、青森市に伝達する。

エ 青森海上保安部は、暴風（雪）警報が発表された場合等、気象情報を鑑みて、必要に応じ船舶代理店及び所有者等海事関係者に対し、避難勧告の措置を講ずる。

オ 放送機関は、市民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。

カ その他の機関にあつては、それぞれの災害担当業務に応じ適切な措置を講ず

生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(2) 気象予報・警報等の伝達

ア 青森地方気象台は、気象警報等を発表した場合は、県、県警察本部、東日本電信電話株式会社、青森海上保安部、青森河川国道事務所、放送機関及びその他必要と認める機関に伝達する。

ただし、東日本電信電話株式会社への伝達は特別警報・警報に限る。

イ 県は、防災情報ネットワークにより、速やかに県の出先機関、青森市及び消防本部に伝達する。特に、気象等の特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市へ伝達する。県警察本部においても、関係市町村に伝達するよう努める。

ウ 東日本電信電話株式会社は、特別警報・警報を各支店、青森市に伝達する。

エ 青森海上保安部は、暴風（雪）警報が発表された場合等、気象情報を鑑みて、必要に応じ、船舶、所有者及び代理店等の海事関係者に対し、航行警報、安全通報及び船舶、航空機の巡回等により、避難勧告の措置を講じる。

オ 青森河川国道事務所は、青森地方気象台からの通報及び自ら観測した水位、流量等により水防警報発令の判断をする。

カ 放送機関は、市民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。

キ その他の機関にあつては、それぞれの災害担当業務に応じ適切な措置を講じ

る。

キ 青森市は、必要に応じ、直ちに住民及び関係ある公私の団体に周知する。

ク 市は、気象等の特別警報・警報・注意報〔噴火警報（居住地域）等〕について、県、消防庁、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、住民へ周知する。

特に、気象等の特別警報〔特別警報に位置づけられる噴火警報（居住地域）〕について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに広報車等により住民へ周知する。

3 避難判断水位の周知及び伝達

(1) 避難判断水位の周知

県は洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な被害を生じるおそれのある河川を「水位周知河川」として指定し、市民の避難等の目安となる「**避難判断水位**」を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を青森市に通知するとともに報道機関の協力を得て一般に周知する。

(2) 避難判断水位到達情報の伝達

4 水防警報及び水防指令並びに避難判断水位

(1) 水防警報の発表及び水防指令の発令並びに伝達

ア 水防警報の発表

A 水防警報の種類

る。

ク 青森市は、必要に応じ、直ちに住民及び関係ある公私の団体に周知する。特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により市民へ周知する。

ケ 県及び市は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設等の管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等の活用により、伝達手段の多重化、多様化を図る。

3 水位到達情報の周知及び伝達

(1) 水位到達情報の周知

国土交通大臣又は知事は洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な被害を生じるおそれのある河川を「水位周知河川」として指定し、市民の避難等の目安となる「**氾濫危険水位**」を定め、当該河川の水位がこれに達したとき、また、避難判断水位を下回ったときは、青森市に通知するとともに報道機関の協力を得て一般に周知する。

青森市は、管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な被害を生じるおそれのある排水施設等を「水位周知下水道」として指定し、市民の避難等の目安となる「**雨水出水特別警戒水位**」を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、青森市に通知するとともに報道機関の協力を得て一般に周知する。

(2) 氾濫危険情報の伝達系統図

4 水防警報及び水防指令の発令並びに伝達

(1) 水防警報の発表及び水防指令の発令並びに伝達

ア 水防警報の発表

A 水防警報の種類

種類	内容	発表基準
(待機)※	水防団員が出動できるように待機	上流の降雨及び水位状況により、水防団待機水位に達し、待機の必要があると認められたとき
準備	水防資機材の準備点検・水門等の開閉準備・水防団幹部の出動等に対するもの	水防団待機水位を超え、はん濫注意水位以上に達すると思われ、準備の必要があると認められたとき
出動	水防団員の出動を通知するもの	はん濫注意水位を超えまたは超えるおそれがあり、出動の必要があると認められたとき
解除	水防活動の終了を通知するもの	水防作業の必要がなくなったとき
情報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により、特に警戒を必要とする事項を通知するもの	適宜

種類	内容	発表基準
(待機)※	水防団の足留めを行う。	雨量・水位・流量その他の河川状況等により必要と認められるとき
準備	水防管理者は、水防警報を受け、直ちに水防団に通知する。水防団は、河川、堤防を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況等を水防管理者に随時報告する。(水防資機材の準備点検、水門等の開閉の準備、水防団幹部の出動に対するもの。)	水位が「水防団待機水位」に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
出動	水防団員の出動を通知するもの	水位・流量その他の河川状況等により「はん濫注意水位」を越え、又は越えるおそれがあり、なお増水が予想され出動の必要があると認められるとき
解除	水防活動の終了を通知するもの	水防作業の必要がなくなったとき
情報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により、特に警戒を必要とする事項を通知するもの	適宜

(2) 水防指令の発令

配備の種類	水防指令	配備状況
待機	第1指令	省略

(2) 水防指令の発令

配備の種類	水防指令	配備状況
待機	第1指令 (待機指令)	省略

準備	第2指令	省略
出動	第3指令	省略
解除	第4指令	省略

6 噴火警報等の発表及び伝達

(1) 噴火警報等の発表

仙台湾管区気象台は、火山現象に関する観測成果等に基づき、火山現象の状況を一般及び関係機関に周知し、防災に資するため、次により噴火警報等を発表する。

ア. 噴火警報等の種類

- (ア) 噴火警報
- (イ) 噴火予報
- (ウ) 降灰予報
- (エ) 火山現象に関する情報等

イ. 対象火山

岩木山、八甲田山、恐山、十和田

ウ. 噴火警報等の発表基準

- (ア) 噴火警報 (居住区域)・噴火警報 (火口周辺)・噴火警報 (周辺海域)

気象庁 (又は仙台湾管区気象台) 火山監視・情報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象 (大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象) の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」 (生命に危険を及ぼす範囲) を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報 (居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報 (火口周辺)」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報 (周辺海域)」として発表する。

噴火警報 (居住地域) は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山

準備	第2指令 (準備指令)	省略
出動	第3指令 (出動指令)	省略
解除	第4指令 (解除指令)	省略

6 噴火警報等の発表及び伝達

(1) 噴火警報等の発表

仙台湾管区気象台及び気象庁本庁は、火山現象に関する観測成果等に基づき、火山現象の状況を一般及び関係機関に周知し、防災に資するため、次により噴火警報等を発表する。

ア. 噴火警報等の種類

- (ア) 噴火警報
- (イ) 噴火予報
- (ウ) 噴火警戒レベル
- (エ) 噴火速報
- (オ) 火山の状況に関する解説情報
- (カ) 降灰予報
- (キ) 火山ガス予報
- (ク) 火山現象に関する情報等

イ. 対象火山

岩木山、八甲田山、恐山、十和田

ウ. 噴火警報等の概要

- (ア) 噴火警報・予報

仙台湾管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象 (大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象) の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」 (生命に危険を及ぼす範囲) を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報 (居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報 (火口周辺)」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報 (周辺海域)」として発表する。

噴火警報 (居住地域) は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

噴火警報は、解除する場合等には、噴

<p>現象特別警報に位置づけられる。</p> <p>(イ) 噴火予報</p> <p>気象庁（又は仙台管区気象台）火山監視・情報センターが、警報の解除を行う場合等に発表する。</p> <p>(ウ) 降灰警報</p> <p>噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3（入山危険の火口周辺警報）相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生からおおむね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。</p>	<p>火予報を発表する。</p> <p>(イ) 噴火予報</p> <p>仙台管区気象台が、予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表する。</p> <p>(ウ) 噴火警戒レベル</p> <p>仙台管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。</p> <p>活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。</p> <p>噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市・県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。青森県の活火山の噴火警戒レベル運用状況を下表に示す。</p> <p>(エ) 噴火速報</p> <p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。</p> <p>なお、次のような場合には発表しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合 ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合 <p>(オ) 火山の状況に関する解説情報</p> <p>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。</p>
---	---

(カ) 降灰予報

気象庁は、以下の３種類の降灰予報を提供する。

①降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（３時間毎）に発表。
- ・１８時間先（３時間毎）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

②降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山^{※１}に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後５～１０分程度で発表。
- ・噴火発生から１時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※１ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

③降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山^{※２}に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後２０～３０分程度で発表。
- ・噴火発生から６時間先まで（１時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※２ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰

<p>(エ) 火山現象に関する情報等</p> <p>噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等を周知するために発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山の状況に関する解説情報 <p>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項をとりまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。</p> 火山活動解説資料 <p>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にまとめたもので、毎月または必要に応じて臨時に発表する。</p> 週間火山概況 <p>過去一週間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめたもので、毎週金曜日に発表する。</p> 月間火山概況 <p>毎月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめたもので、毎月上旬に発表する。</p> 噴火に関する火山観測報 <p>噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報をただちに発表する。</p> <p>(オ) 噴火予報及び噴火警報の構成・内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 火山名 予報または警報の名称 発表年月日時分(年には元号を用いる) 発表担当官署等名 見出し 本文 <ol style="list-style-type: none"> 火山活動の状況及び予報・警報事項 	<p>が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</p> <p>降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表。</p> <p>(キ) 火山ガス予報</p> <p>居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報で、気象庁(及び仙台管区気象台)が発表する。</p> <p>(ク) 火山現象に関する情報等</p> <p>噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等を周知するために発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山活動解説資料 <p>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。</p> 週間火山概況 <p>過去一週間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめたもので、毎週金曜日に発表する。</p> 月間火山概況 <p>毎月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめたもので、毎月上旬に発表する。</p> 噴火に関する火山観測報 <p>主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報をただちに発表する。</p>
--	--

- b. 対象市町村等
- c. 防災上の警戒事項等
- d. その他必要と認める事項

(2) 噴火警報の通報

- (ア) 青森地方気象台は、噴火警報を他の機関に先立って県に通報する。
- (イ) 青森地方気象台は、県、県警察本部、青森海上保安部、青森河川国道事務所、放送機関及びその他必要と認める機関に速やかに通報する。
- (ウ) 県は、青森地方気象台から受けた情報に基づき、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係市町村及び関係機関に対し、通報または要請するものとする。
- (エ) 放送機関は、必要に応じ、市民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。
- (オ) 青森市は、特別警報に位置づけられる噴火警報（居住地域）について県、消防庁、NTT から通報を受けた時または自ら知ったときには直ちに住民及び関係機関に周知する。

7 火災警報の発令及び伝達

(3) 火災警報の発令

市長は、火災警報を発令したときは、青森消防本部（青森消防団、浪岡消防団）、関係機関及び報道機関を通じて、市民に周知するものとする。

8 災害が発生するおそれのある異常現象発見時

(2) 噴火警報の通報

- (ア) 青森地方気象台は、県、県警察本部、青森海上保安部、青森河川国道事務所、放送機関及びその他必要と認める機関に速やかに通報する。
- (イ) 県は、青森地方気象台から噴火警報、「臨時」であることを明記した火山の状況に関する解説情報（以下「臨時の解説情報」という。）、噴火速報等の通報を受けたときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係市町村及び関係機関に対し、通報し、又は要請するものとする。特に特別警報に位置づけられている噴火警報（居住地域）の通報を受けたときは、直ちにかつ確実に市町村に通知する。
- (エ) 放送機関は、必要に応じ、市民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。
- (オ) 青森市は、県から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の通報を受けたときは、本計画の定めるところにより、直ちに関係機関及び市民、登山者その他関係のある公私の団体に対し伝達する。この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通知又は警告をする。なお、特別警報に位置づけられている噴火警報（居住地域）の通報を受けたときは、直ちに住民、登山者等へ伝達する。

7 火災警報の発令及び伝達

(3) 火災警報の発令

青森市長は、火災気象通報を受けた場合又は火災の予防上危険であると認めた場合、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため、火災警報を発令する。

8 災害が発生するおそれのある異常現象発見時

の通報

(2) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、市長、警察官または海上保安官に通報する。

(3) 警察官、海上保安官の通報

通報を受けた警察官または海上保安官は、直ちに市長に通報するとともに、それぞれ警察署または海上保安部に通報する。

(4) 本部長（市長）の通報

通報を受けた本部長（市長）は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

なお、危険が切迫している場合は、危険区域の市民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。

ア 青森地方気象台

イ 県（防災危機管理課）

第4節 情報収集及び被害等報告

第2 情報の収集、伝達

1 警報等が発令され災害が発生するおそれがある段階

(1) 災害情報の収集

各本部長（各部長等）は、警報等が発表され、災害が発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、所属職員をもって情報把握に当たらせるとともに、消防機関及び各町会長及び町内会長等から情報を収集し、その結果を県（防災危機管理課）に報告する。

2 災害が発生し、又は拡大するおそれがある段階

(2) 被害状況の報告等

ウ 総務部危機管理班長（総務部危機管理課長）は、各部より報告された被害状況のとりまとめ結果及び次の状況を県（防災危機管理課）に総合防災情報システム等により報告する。

(カ) 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、県警察関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努める。

の通報

(2) 通報及び措置

ア 発見者の通報

異常現象を発見した者は、市長、警察官又は海上保安官に通報する。

イ 警察官、海上保安官の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに市長に通報するとともに、それぞれ警察署又は海上保安部に通報する。

ウ 本部長（市長）の通報

通報を受けた本部長（市長）は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

なお、危険が切迫している場合は、危険区域の市民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。

(ア) 青森地方気象台

(イ) 県（防災危機管理課）

第4節 情報収集及び被害等報告

第2 情報の収集、伝達

1 警報等が発表され災害が発生するおそれがある段階

(1) 災害情報の収集

本部長（市長）は、警報等が発表され災害が発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、所属職員をもって情報把握に当たらせるとともに、消防機関及び各町会長及び町内会長等から情報を収集し、その結果を県（防災危機管理課）に報告する。

2 災害が発生し、又は拡大するおそれがある段階

(2) 被害状況の報告等

ウ 総務部危機管理班長（総務部危機管理課長）は、各部より報告された被害状況のとりまとめ結果及び次の状況を県（防災危機管理課）に総合防災情報システム等により報告する。

(カ) 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、県警察関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努める。また、行方不明者として

なお、次に該当する火災・災害等については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。〔『火災・災害等即報要領』〕

(4) 災害即報

地震が発生し、当該市域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

3 災害発生後、事態がある程度落ち着いた段階

(1) 総務部危機管理班長（総務部危機管理課長）は、災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階で様式1～4により、災害状況を逐次、県（防災危機管理課）に報告するとともに、必要に応じ、次の状況を関係機関に報告する。また、各班長は、県の各部局に上記の被害調査報告分担区分により被害内容等について報告する。

ア. 被害の状況

イ. 避難の勧告・指示または警戒区域の設定状況

ウ. 避難所の設置状況

エ. 避難生活の状況

オ. 救護所の設置及び活動状況

カ. 傷病者の収容状況

キ. 観光客等の状況

ク. 応急給水の状況

ケ. その他

第3 報告の方法及び要領

1 方法

(1) 被害状況等の報告は、総合防災情報システム、防災情報ネットワーク、固定電話・ファックス、衛星携帯電話等、最も迅速確実な方法により行うものとする。また、報告を的確に行うため、総合防災情報システムの地理情報システム等を有効に活用するとともに、災害現場映像情報を収集伝達するものとする。

把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は、県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

なお、次に該当する火災・災害等については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。〔『火災・災害等即報要領』〕

(4) 災害即報

地震が発生し、当該市域内で震度5弱以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

3 災害発生後、事態がある程度落ち着いた段階

(1) 総務部危機管理班長（総務部危機管理課長）は、災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階で様式1～4により、災害状況を逐次、県（防災危機管理課）に報告するとともに、必要に応じ、次の状況を関係機関に報告する。また、各班長は、県の各部局に上記の被害調査報告分担区分により被害内容等について報告する。

ア. 被害の状況

イ. 避難勧告等又は警戒区域の設定状況

ウ. 避難所の開設状況

エ. 避難生活の状況

オ. 救護所の設置及び活動状況

カ. 傷病者の収容状況

キ. 観光客等の状況

ク. 応急給食・給水の状況

ケ. その他

第3 報告の方法及び要領

1 方法

(1) 被害状況等の報告は、青森県総合防災情報システム、青森県防災情報ネットワーク、固定電話・ファックス、衛星携帯電話等、最も迅速確実な方法により行う。また、報告を的確に行うため、青森県総合防災情報システムの地理情報システム等を有効に活用するとともに、災害現場映像情報を収集伝達するものとする。

<p>(2) 固定電話が途絶した場合は、防災情報ネットワークまたは警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。</p> <p>2 要領</p> <p>(4) 県（防災危機管理課）への報告に当たっては、総合防災情報システムに被害や避難の状況を入力するとともに、地図上に被害箇所を入力して行う。また、防災ヘリ緊急運航要請及び資機材の応援要請等についても総合防災情報システムに入力して行うものとする。</p> <p>第5節 通信連絡</p> <p>第2 通信連絡手段</p> <p>市長は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネット等必要な通信手段を確保するとともに、情報の質・内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行う。</p> <p>(1) 防災情報ネットワークを活用し、県と直接情報連絡を行う。</p> <p>(4) 災害に関する緊急通信が必要な場合は、一時的には、公衆電気通信設備により確保するが、その利用ができない場合、非常通話等による電気通信設備の優先利用、防災機関等の無線による非常通信の利用、専用通信施設の利用など、各種通信手段の活用により通信連絡を行う。</p> <p>第4 通信連絡</p> <p>1 防災情報ネットワーク</p> <p>光イーサ回線や衛星携帯電話回線等により、県と市町村、消防本部、県合同庁舎、県出先機関及び防災関係機関を有機的に結び災害時の情報伝達を行う。</p> <p>2 電気通信設備（電話・電報）の優先利用</p> <p>(2) 非常・緊急電報</p> <p>災害時において、通信施設が壊れるかまたは輻輳してかかりにくい場合、災害の予防もしくは救援、交通、電話等の確保または社会秩序の維持のため必要な事項及びその他災害に関し</p>	<p>(2) 固定電話が途絶した場合は、青森県防災情報ネットワークまたは警察無線等他機関の無線通信設備等を利用する。</p> <p>2 要領</p> <p>(4) 県（防災危機管理課）への報告を的確に行うため、青森県総合防災情報システムに被害や避難の状況を入力するとともに、地図上に被害箇所を入力して行う。また、防災ヘリ緊急運航要請及び資機材の応援要請等についても青森県総合防災情報システムに入力して行うものとする。</p> <p>第5節 通信連絡</p> <p>第2 通信連絡手段</p> <p>市長は、災害時における通信連絡を的確に行うため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール等必要な通信手段を確保するとともに、情報の質・内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行う。</p> <p>(1) 青森県防災情報ネットワークを活用し、県と直接情報連絡を行う。</p> <p>(4) 災害に関する緊急通信が必要な場合は、一時的には、公衆電気通信設備により確保するが、その利用ができない場合、災害時優先電話等による電気通信設備の優先利用、防災機関等の無線による非常通信の利用、専用通信施設の利用など、各種通信手段の活用により通信連絡を行う。</p> <p>第4 通信連絡</p> <p>1 青森県防災情報ネットワーク</p> <p>光イーサ回線や衛星携帯電話回線等により、県と市町村及び防災関係機関を有機的に結び災害時の情報伝達を行う。</p> <p>2 電気通信設備（電話・電報）の優先利用</p> <p>(2) 非常・緊急電報</p> <p>災害時において、通信施設が壊れ、又は輻輳してかかりにくい場合、災害の予防若しくは救援、交通、電話等の確保又は社会秩序の維持のため必要な事項及びその他災害に関し公共の</p>
---	---

公共の利益のため緊急に通信することを要する電報については、「非常**また**は緊急電報」として取り扱い、他の電報に優先して配達することとなっており、これらの非常・緊急電報を活用して通信連絡を行う。

3 無線等**施設**の利用

災害時において電気通信設備を利用することができないとき、または利用することが著しく困難なときは、青森市の無線設備を利用するとともに、防災関係機関の無線施設及び専用電話**施設**を利用して通信を確保するものとする。

(2) 非常通信の利用

災害時において有線通信**等**が利用できない場合**また**はこれを利用することが著しく困難な場合は、おおむね次に掲げる防災機関の無線通信施設を利用する**ものとし、その**利用にあたって必要な手続き等については、あらかじめ協議し定めておく**ものとする**。

4 他機関の通信設備の利用

災害時において電気通信施設の利用が**できなくなった場合**または緊急に通信の必要がある場合は、おおむね次に掲げる**有線電気通信設備等の使用を求めるものとし、その**使用にあたって必要な手続き等については、あらかじめ協議し定めておく**ものとする**。

第6節 災害広報・情報提供

風水害等による災害が発生し、**また**は発生するおそれがある場合において、社会秩序の維持及び**不安解消**を図るため、観光客等にも配慮しながら、災害情報、事前措置、市民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を図るものとする。

第2 青森市の災害広報

2 災害広報の内容

(1) 緊急情報（市民の生命、財産の保護及び**不安解消**を図るための情報）

ア．災害対策本部の設置に関する事項

イ．災害の概況

利益のため緊急に通信することを要する電報については、「非常**又**は緊急電報」として取り扱い、他の**交換手扱い電話**、電報に優先して配達することとなっており、これらの非常・緊急電報を活用して通信連絡を行う。

3 無線等**設備**の利用

災害時において電気通信設備を利用することができないとき、または利用することが著しく困難なときは、**衛星携帯電話**や青森市の無線設備を利用するとともに、防災関係機関の無線施設及び専用電話**設備**を利用して通信を確保するものとする。

(2) 非常通信の利用

災害時において有線通信**を**利用できない場合**又**はこれを利用することが著しく困難な場合は、おおむね次に掲げる防災機関の無線通信**設備**を利用する。**この**利用にあたって必要な手続き等については、あらかじめ協議し、定めておく。

4 専用通信設備の利用

災害時において、電気通信設備の利用が**できない場合**または緊急に通信の必要がある場合は、おおむね次に掲げる**専用通信設備**の利用を図る。**この**利用にあたって必要な手続き等については、あらかじめ協議し、定めておく。

第6節 災害広報・情報提供

風水害等による災害が発生し、**又**は発生するおそれがある場合において、社会秩序の維持及び**民心安定**を図るため、**在日外国人、訪日外国人を含む**観光客等にも配慮しながら、災害情報、事前措置、市民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を図るものとする。

第2 青森市の災害広報

2 災害広報の内容

(1) 緊急情報（市民の生命、財産の保護及び**不安解消**を図るための情報）

ア．災害対策本部の設置に関する事項

イ．災害の概況

<p>ウ. 青森市及び各防災関係機関の応急措置に関する事項</p> <p>エ. 避難の勧告、指示</p> <p>オ. 防疫に関する事項</p> <p>カ. 火災状況</p> <p>キ. 医療救護所の開設状況</p> <p>ク. 道路、河川等の公共施設の被害状況</p> <p>ケ. 二次災害を含む被害の防止に関する事項</p> <p>(2) 生活情報（被災住民の生活維持のため必要となる情報）</p> <p>ア. 電気、ガス、水道等の供給の状況</p> <p>イ. 道路交通等に関する事項</p> <p>ウ. 給食、給水の実施状況</p> <p>エ. 一般的な市民生活に関する情報</p> <p>オ. その他、社会秩序の維持等のため必要な事項</p> <p>3 災害広報の実施方法</p> <p>(1) 市民への広報</p> <p>ア. 市民に対する広報は、必要に応じ随時、迅速かつ的確に行うものとする。</p> <p>イ. 災害広報の実施方法は、おおむね次の方法によるものとし、情報の内容及び緊急性等に応じて適切な方法により行うものとする。</p> <p>(ア) 防災行政無線（同報系無線）、有線放送等の施設による広報</p> <p>(イ) 広報車による広報</p> <p>(ウ) 報道機関による広報</p> <p>(エ) 広報紙の掲示、配布</p> <p>(オ) 職員の派遣</p> <p>(カ) その他インターネットのホームページ、緊急速報メール、ツイッター、フェイスブック、アマチュア無線等様々な広報媒体を効果的に用いての広報</p> <p>ウ. 災害時要援護者への広報</p> <p>福祉政策班長（福祉政策課長）は、関係各班と連携し、町会及び町内会、災害ボランティア、国際交流協会等の協力を得て、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に対する災害広報に努めるものとする。</p>	<p>ウ. 青森市及び各防災関係機関の応急措置に関する事項</p> <p>エ. 避難勧告等の発令状況</p> <p>オ. 防疫に関する事項</p> <p>カ. 火災状況</p> <p>キ. 避難所、医療救護所の開設状況</p> <p>ク. 道路、河川等の公共施設の被害状況</p> <p>ケ. 二次災害を含む被害の防止に関する事項</p> <p>コ. その他必要な事項</p> <p>(2) 生活情報（被災住民の生活維持のため必要となる情報）</p> <p>ア. 電気、ガス、水道等供給の状況</p> <p>イ. 道路交通等に関する事項</p> <p>ウ. 給食、給水の実施状況</p> <p>エ. 一般的な市民生活に関する情報</p> <p>オ. その他、社会秩序の維持及び民心の安定のため必要な事項</p> <p>3 災害広報の実施方法</p> <p>(1) 市民への広報</p> <p>ア. 市民に対する広報は、必要に応じ随時、迅速かつ的確に行うものとする。</p> <p>イ. 災害広報の実施方法は、おおむね次の方法によるものとし、情報の内容及び緊急性等に応じて適切な方法により行うものとする。</p> <p>(ア) 防災行政無線（同報系無線）、有線放送等の設備による広報</p> <p>(イ) 広報車による広報</p> <p>(ウ) 報道機関による広報</p> <p>(エ) 広報紙の掲示、配布</p> <p>(オ) 避難所への職員の派遣</p> <p>(カ) その他インターネットのホームページや防災メール、緊急速報メール、ツイッター、フェイスブック、アマチュア無線等様々な広報媒体を効果的に用いての広報</p> <p>ウ. 要配慮者への広報</p> <p>福祉政策班長（福祉政策課長）は、関係各班と連携し、町会及び町内会、災害ボランティア、国際交流協会等の協力を得て、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対する災害広報に努めるものとする。</p>
---	---

(2) 報道機関への広報

広報広聴班長（広報広聴課長）と浪岡総務班長（浪岡総務課長）は連携し、被害状況、災害応急対策実施状況、**避難の勧告・指示**の状況その他市民及び罹災者に対する注意事項等の広報資料をとりまとめ、適宜市政記者室へ送付するなど、報道機関への的確な情報提供に努める。

4 市民相談窓口の開設等

(4) を追加

第7節 避難

風水害等による災害が発生し、**または発生するおそれがある場合**において、災害から市民を保護するため、警戒区域の設定等さらには、危険区域内の市民を適切に安全地域に避難させ、**必要に応じ避難所に収容し、人命保護と避難者の援護を図るものとする。**

第1 実施責任者等

1 実施責任者

(1) 避難の勧告または指示

第2 避難の勧告、指示の基準

避難の勧告、指示の発令基準は、おおむね次のとおりである。

(2) 報道機関への広報

広報広聴班長（広報広聴課長）と浪岡総務班長（浪岡総務課長）は連携し、被害状況、災害応急対策実施状況、**避難勧告等の発令**状況その他市民及び罹災者に対する注意事項等の広報資料をとりまとめ、適宜市政記者室へ送付するなど、報道機関への的確な情報提供に努める。

4 市民相談窓口の開設等

(4) 被災地方公共団体は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、地方公共団体は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者などが含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第7節 避難

風水害等による災害が発生し、**又は発生するおそれがある場合**において、災害から市民（**訪日外国人を含む。**）を保護するため、警戒区域の設定等さらには危険区域内の市民を適切に安全地域に避難させるとともに、必要に応じて避難所に開設し、避難者を保護するものとする。

第1 実施責任者等

1 実施責任者

(1) 避難勧告等

第2 避難勧告等の基準

避難勧告等の発令基準は、おおむね次のとおりである。

基準		洪水予報河川	その他の河川など
避難準備・高齢者等避難開始	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象予報・警報、土砂災害警戒情報等が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき。 2. 災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当であるとき。 3. 上記の場合において、特に避難行動に時間を要する災害時要援護者等に対する避難行動支援対策を行う必要があるとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定河川洪水予報により、氾濫警戒情報が発表された場合 2. 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3. 夜間・早朝に、避難準備・高齢者等避難開始を発令するような状況が想定される場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防団待機水位を越えた状態で、次のいずれかにより、引き続き水位の上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> ① 上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ② 流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③ 上流で大量又は強い降雨（実況雨量や予測雨量）が見込まれる場合 2. 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3. 夜間・早朝に避難準備・高齢者等避難開始を発令するような状況が想定される場合 4. 水位観測所がない河川あるいは水位設定のない河川では、洪水警報が発表されている状況で、上記①～③を参考に基準を設定する。
避難勧告	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき。 2. 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定河川洪水予報により、氾濫危険情報が発表された場合 2. 指定河川洪水予報により、水位が堤防天端高を越える事が予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） 3. 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4. 夜間・早朝に、避難勧告を発令するような状況が想定される場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 氾濫注意水位を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> ① 上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ② 流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ③ 上流で大量又は強い降雨（実況雨量や予測雨量）が見込まれる場合 2. 異常な漏水・侵食等が発見された場合 3. 水位観測所がない河川あるいは水位設定のない河川では、洪水警報が発表されている状況で、上記①～③を参考に基準を設定する。
避難指示（緊急）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2. 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 決壊や越水・溢水が発生した場合 2. 氾濫危険水位を超えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれがある場合） 3. 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4. 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する） 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 決壊や越水・溢水が発生した場合 2. 水位観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合 3. 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4. 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）

※洪水警報の危険度分布において、濃い紫で示される最大危険度が出現してからは命が奪われるような洪水害がすでに発生していてもおかしくない極めて危険な状況となる

第3 避難勧告等の伝達

避難勧告等についての市民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。なお、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫するなど、積極的な避難行動の喚起に努める。

1 週対徹底の方法、内容

- (1) 避難勧告等の伝達は、最も迅速的確に市民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。
- ア. 信号（警鐘、サイレン）により伝達する。
 - イ. ラジオ、テレビ放送により伝達する。
 - ウ. 防災行政無線（同報無線）、有線放送により伝達する。
 - エ. 広報車により伝達する。
 - オ. 情報連絡者（各部・各機関の職員、町会長及び町内会長等）による戸別訪問、拡声器等によ

め、遅くともそれより前の薄い紫が出現した段階で（更に氾濫注意水位が設定されている河川では氾濫注意水位を超えた時点で）安全な場所に避難する必要がある。

第3 避難勧告等の伝達

住民に対する避難のための準備情報の提供や避難勧告等を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

また、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

避難についての住民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。

なお、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、積極的な避難行動の喚起に努める。

特に、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して早めの段階で避難準備・高齢者等避難開始を伝達するなど、危険が切迫する前に十分な余裕をもって、避難勧告等を行う。

洪水、高潮及び土砂災害について、市は避難勧告等の対象地域及び判断時期、避難勧告等解除などに関して、国及び県に必要な助言を求めるものとする。

1 週対徹底の方法、内容

- (1) 避難勧告等の伝達は、最も迅速かつ的確に市民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。
- ア. 信号（警鐘、サイレン）により伝達する。
 - イ. ラジオ、テレビ放送により伝達する。
 - ウ. 防災行政無線（同報無線）、有線放送により伝達する。
 - エ. 広報車により伝達する。
 - オ. 情報連絡者（各部・各機関の職員、町会長及び町内会長等）による戸別訪問、拡声器等

<p>り伝達する。</p> <p>カ. 電話により伝達する。</p> <p>(2) 避難の勧告、指示をする者は、次の内容を明示して実施する。</p> <p>ア. 避難が必要である状況</p> <p>イ. 危険区域</p> <p>ウ. 避難対象者</p> <p>エ. 避難経路</p> <p>オ. 避難所</p> <p>カ. 移動方法</p> <p>キ. 避難時の留意事項</p> <p>2 関係機関相互の通知及び報告</p> <p>(1) 避難の勧告または指示を行ったときは、次の系統により関係機関に通知または報告するものとする。</p> <p>ア. 本部長（市長）は、避難を勧告し、若しくは指示をしたとき、または他の実施責任者が避難の指示をした旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を知事（防災危機管理課）に報告するものとする。</p> <p>また、避難勧告及び指示を解除した場合も同様とする。</p> <p>この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(ア) 避難の勧告または指示を発令した場合</p> <p>a 災害等の規模及び状況</p> <p>b 勧告・指示の別</p> <p>c 避難の勧告または指示をした日時</p> <p>d 避難の勧告または指示をした地域</p> <p>e 対象世帯数及び対象人数</p> <p>f 避難所開設予定箇所数</p> <p>(イ) 避難勧告等を解除した場合</p> <p>避難の勧告または指示を解除した日時</p> <p>イ. 警察官または海上保安官が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を本部長（市長）に通知するものとする。</p> <p>ウ. 水防管理者（市長）が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を青森警察署長並びに青森南警察署長に通知するものとする。</p> <p>エ. 知事またはその命を受けた職員が避難の指</p>	<p>により伝達する。</p> <p>カ. 電話により伝達する。</p> <p>キ. Lアラート（災害情報共有システム）</p> <p>ク. 携帯電話（緊急速報メール機能を含む）</p> <p>(2) 本部長（市長）等の避難勧告等を発令する者は、次の内容を明示して実施する。</p> <p>ア. 避難が必要である状況、避難勧告等の理由</p> <p>イ. 危険区域</p> <p>ウ. 避難対象者</p> <p>エ. 避難経路</p> <p>オ. 避難所</p> <p>カ. 移動方法</p> <p>キ. 避難時の留意事項</p> <p>2 関係機関相互の通知及び連絡</p> <p>(1) 避難勧告等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知または報告する。</p> <p>ア. 本部長（市長）が避難勧告等を発令したとき又は他の実施責任者が避難のための立退きを指示した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を知事（防災危機管理課）に報告する。また、避難勧告等を解除した場合も同様とする。</p> <p>この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(ア) 避難勧告等を発令した場合</p> <p>a 災害等の規模及び状況</p> <p>b 勧告・指示の別</p> <p>c 避難勧告等を発令した日時</p> <p>d 避難勧告等の対象地域</p> <p>e 対象世帯数及び対象人数</p> <p>f 避難所開設予定箇所数</p> <p>(イ) 避難勧告等を解除した場合</p> <p>避難勧告等を解除した日時</p> <p>イ. 警察官又は海上保安官が避難のための立退きの指示をしたときは、直ちにその旨を本部長（市長）に通知する。</p> <p>ウ. 水防管理者（市長）が避難のための立退きの指示をしたときは、その旨を青森警察署長並びに青森南警察署長に通知する。</p> <p>エ. 知事又はその命を受けた職員が避難の指示</p>
---	--

<p>示をしたときは、直ちにその旨を青森警察署長並びに青森南警察署長に通知するものとする。</p> <p>オ. 本部長（市長）は、避難を勧告し、若しくは指示したとき、または他の実施責任者が避難の指示をした旨の通知を受けたときは、避難所開設等の必要な措置の実施のため、災害対策本部の関係各班に伝達するものとする。</p> <p>(2) 避難の勧告または指示を行ったときは、(1)のほか、他の関係機関と相互に連絡をし、協力するものとする。</p> <p>(3) 警戒区域の設定を実施した警察官または海上保安官は、その旨を本部長（市長）に通知するものとする。</p> <p>第4 避難方法</p> <p>避難の勧告または指示を行ったときの誘導等は、次のとおりとする。</p> <p>1 原則的な避難形態</p> <p>(1) 避難の勧告または指示が発令された場合の避難の単位は、指定する避難所になるべく一定地域または町会及び町内会などの単位とする。</p> <p>(2) 避難の勧告または指示を発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、市民は自ら判断し、最寄りの最も安全と思われる場所への自主避難に努めるものとする。</p> <p>2 避難誘導及び移送</p> <p>(1) 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、災害時要支援者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。</p> <p>(4) 避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。</p>	<p>をしたときは、直ちにその旨を青森警察署長並びに青森南警察署長に通知するものとする。</p> <p>(2) 避難勧告等が発令したときは、(1)のほか、他の関係機関と相互に連絡をし、協力する。</p> <p>(3) 警戒区域の設定等を実施した警察官または海上保安官は、その旨を本部長（市長）に通知する。</p> <p>第4 避難方法</p> <p>避難勧告等が発令したときの誘導等は、次のとおりとする。</p> <p>1 原則的な避難形態</p> <p>(1) 避難勧告等が発令された場合の避難の単位は、指定する避難場所ごとになるべく一定地域または町会及び町内会などの単位とする。</p> <p>(2) 避難勧告等が発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、市民は自ら判断し、最寄りの最も安全と思われる場所への自主避難に努める。</p> <p>2 避難誘導及び移送</p> <p>(1) 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、避難行動要支援者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。</p> <p>発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。</p> <p>(4) 避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。なお、県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、移送すべき人並びに移送すべき場所及び期日を示して、被災者の移送を要請するものとする。</p>
--	--

第6 指定緊急避難場所の開放を追加

第6 避難所の開設

本部長（市長）は、避難勧告・指示が決定されたとき、または住民の自主避難を覚知したときは、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮しつつ、直ちに各避難所を開設するとともに住民等に対して周知徹底を図る。なお、開設に先立ち、開設予定避難所やそこへ至る経路が被害を受けていないかなどを確認するとともに、避難者を収容した後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。

避難所の収容に当たっては、収容対象者数、避難所の収容能力、収容期間等を考慮して収容を割り当てるとともに、避難所ごとの収容者の把握に努める。必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

また、避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の災害時要配慮者に十分配慮して、福祉避難所を開設するとともに、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

1 事前措置

- (2) 避難所配置職員の員数は、指定避難所については、1箇所当たり3人（責任者1人、補助者2人）を基準とし、避難者の収容に当たり、施設の解錠が必要となる指定緊急避難場所については、避難場所1箇所当たり1人（連絡員）を基準とする。なお、避難者の収容状況等により、適宜増員することとする。

3 避難所に収容する者

避難所に収容する対象者は次のとおりである。

- (1) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
(2) 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければ

第6 指定緊急避難場所の開放

本部長（市長）は、災害が発生する恐れがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始等の発令と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

第7 避難所の開設

本部長（市長）は、避難勧告等を決定したとき、又は市民の自主避難を覚知したときは、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮しつつ、直ちに避難所を開設するとともに、市民等に対して周知徹底を図る。なお、開設に先立ち、開設予定避難所やそこへ至る経路が被害を受けていないかなどを確認するとともに、避難者を受入れた後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。

避難所の受入に当たっては、受入対象者数、避難所の受入能力、受入期間等を考慮して受入を割り当てるとともに、避難所ごとの避難者の把握に努める。必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等を福祉避難所としたり、又は民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

1 事前措置

- (2) 避難所配置職員の職員数は、避難所1箇所当たり3人（責任者1人、補助者2人）を基準とし、避難者の受入に当たり、施設の解錠が必要となる指定緊急避難場所については、避難場所1箇所当たり1人（連絡員）を基準とする。なお、避難者の受入状況等により、適宜増員することとする。

3 避難所に受け入れる者

避難所に受け入れる対象者は次のとおりである。

- (1) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
(2) 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければ

<p>ばならない者</p> <p>(3) 避難の勧告、指示等が発せられた場合等で、現に被害を受けるおそれがある者</p> <p>5 避難所における職員の任務</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>ア. 避難所開設の掲示</p> <p>イ. 収容者の受付及び整理</p> <p>ウ. 日誌の記入</p> <p>エ. 食料、物資等の受払及び記録</p> <p>オ. 収容者名簿の作成</p> <p>6 避難所の運営</p> <p>(2) 避難所を開設したときは、避難所の管理責任者及び連絡員を決定し、避難所の運営管理と収容者の保護に当たるものとする。</p> <p>(3) 避難所の管理責任者は、避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるように努める。</p> <p>(4) 避難所におけるプライバシーを確保するとともに、災害時要援護者及び男女のニーズの違い等男女双方の視点などへの配慮等を行い、良好な生活環境の確保に努める。</p> <p>また、必要に応じ、同行避難したペットの避難スペースの確保に努める。</p> <p>(6) 避難場所の周辺で在宅・車中・テント泊等をしている被災者の情報の把握に努め、訪問による健康相談や心のケアに努める。</p>	<p>ばならない者</p> <p>(3) 避難勧告等が発せられた場合等で、現に被害を受けるおそれがある者</p> <p>5 避難所における職員の任務</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>ア. 避難所開設の掲示</p> <p>イ. 避難者の受付及び整理</p> <p>ウ. 日誌の記入</p> <p>エ. 食料、物資等の受払及び記録</p> <p>オ. 避難者名簿の作成</p> <p>6 避難所の運営管理</p> <p>(2) 避難所を開設したときは、避難所の管理責任者及び連絡員を指定し、避難所の運営管理と避難者の保護に当たるものとする。</p> <p>(3) 避難所の管理責任者は、避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努める。</p> <p>(4) 避難所におけるプライバシーを確保するとともに、要配慮者に配慮し、良好な生活環境の確保に努める。</p> <p>必要に応じ、同行避難したペットの避難スペースの確保に努める。</p> <p>また、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。</p> <p>特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努める。</p> <p>(6) 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。</p> <p>特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実</p>
---	---

(10) を追加

(11) 避難者名簿の作成

避難者を収容する際には、その場で所定の避難者名簿に世帯単位で記入させ、避難所運営の基礎資料とする。

第9 孤立地区対策

本部長（市長）は、災害により孤立地区が発生した場合は、連絡手段を早急に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被害状況等を把握して、住民の避難、支援物資の搬送などの必要な対策を行う。

第12 広域避難者対策を追加

第13 来日外国人旅行者対策を追加

第11 応援協力関係

- (1) 本部長（市長）は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、県または市町村相互応援協定に基づき市町村に対して、避難者の誘導及び移送の実施またはこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (2) 本部長（市長）は、自ら避難所の開設が困難な場合、県または市町村相互応援協定に基づき他市町村に対して、避難所の開設について応援を要請する。
- (3) 本部長（市長）は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、青森市の区域外への広域的な避難または応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、他市

施する。

(10) 福祉支援を必要とする避難者を把握し、適切な支援に努める。

(12) 避難者名簿の作成

避難者を受入する際には、その場で所定の避難者名簿に世帯単位で記入させ、避難所運営の基礎資料とする。

第10 孤立地区対策

青森市は、災害により孤立地区が発生した場合は、衛星携帯電話、防災行政無線、地域防災無線、簡易無線機等による集落との連絡手段を早急に確保するとともに、孤立状態の解消に努める。

また、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被害状況等を把握して、住民の避難、食料、飲料水及び生活必需品等の救援物資の搬送による物資供給など必要な対策を行う。

第12 広域避難者対策

所在が把握できる広域避難者に対しては、生活必需品等の物資等が提供されるよう努める。

第13 来日外国人旅行者対策

青森市は、通訳ボランティアを避難所に派遣するなどして支援体制の確保に努めるほか、被災状況、避難所等の場所及び避難路、避難所等におけるルール等に関する情報提供を多言語により行うよう努める。

第14 応援協力関係

- (1) 青森市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき市町村に対して、避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する人員及び資機材についての応援を県に要請する。
- (2) 青森市は、自ら避難所の開設が困難な場合、市町村相互応援協定に基づき他市町村に対して、避難所の開設についての応援を県に要請する。
- (3) 青森市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、青森市の区域外への広域的な避難又は応急仮設住宅等の提供が必要

町村に協議し、または他都道府県の市町村への収容については県に対して当該都道府県との協議を求める。

(4) を追加

(5) を追加

第10節 消防

第3 消火活動

消防長は、適切かつ迅速な消火活動を行うほか、広域的な火災に対しては、消防隊の絶対数の不足や消防車等の通行障害の発生のおそれがあるため、消防力の重点投入地区を選定するとともに、延焼防止線を設定するなど、消防力の効率的運用を図る。

第6 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら応急措置の実施が困難な場合、青森県消防相互応援協定その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、知事へ緊急消防援助隊及び自衛隊の派遣等を含め応援を要請する。

第11節 水防

第2 監視、警戒活動

洪水の襲来が予想される時は、水防管理者（市長）は直ちに河川、海岸、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒に当たるものとする。

また、水防団及び消防機関は、出水時に迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、国及び県と連携し、現地における迅速な水防活動の実施のため、必要に応じ水防上緊急の必要がある場合に

であると判断した場合、他市町村と協議し、または他都道府県の市町村への収容については県に対して当該都道府県との協議を求める。

(4) 青森市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の移送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(5) 県は、旅館・ホテルを避難所として確保するため、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」に基づき、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合に協力を要請する。また、青森市は、要配慮者の受入れについて、県に対して要請する。

第10節 消防

第3 消火活動

消防長は、適切かつ迅速な消火活動を行うほか、広域的な火災に対しては、消防隊の絶対数の不足、消防車等の通行障害の発生等が想定されるため、消防力の重点投入地区を選定し、また、延焼防止線を設定するなど、消防力の効率的運用を図る。

第6 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら応急措置の実施が困難な場合、青森県消防相互応援協定その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、知事へ緊急消防援助隊の応援等が必要である旨の連絡及び自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

第11節 水防

第2 監視、警戒活動

洪水の襲来が予想される時は、水防管理者（市長）は直ちに河川、海岸、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒に当たるものとする。

また、水防団及び消防機関は、出水時に土のう積みなどの迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、国及び県と連携し、現地における迅速な水防活動の実施のため、必要に応じ水防上緊急の

において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入禁止、**また**はその区域からの退去等の指示を実施する。

第6 青森市水防計画の策定

災害時における水防団の活動等具体的対策等については、「青森市水防計画」による。

第7 警戒水位の周知を追加

第8 その他を追加

第7 応援協力関係

必要がある場合において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入禁止、**又**はその区域からの退去等を指示する。

第6 青森市水防計画の策定

水防計画の策定に当たっては、水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するものとする。

第7 警戒水位の周知

- (1) 県は、洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供しよう努めるものとする。
- (2) 県は区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定したものにおいて、高潮特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位を示し、その状況を直ちに水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。
- (3) 県は、市長による洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

第8 その他

その他具体的対策等については、青森市水防計画による。

第9 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら応急措置の実施が困難な場合、**市町村相互応援協定**に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ緊急消防援助隊及び自衛隊の災害派遣等について要請する。

第12節 救出

第1 実施責任者等

1 実施責任者

災害対策基本法その他法令に定められた応急対策実施責任者の**管理の下**、災害の現場にある者は、被災者等の救出及び捜索を行うものとする。

(1) 青森市及び青森消防本部

災害により救出を要する事態が発生した場合は、警察機関その他の関係機関と**連絡**を密にしながら救出を実施するものとする。

第2 救出方法

1 陸上における救出

(2) 救出現場には、必要に応じて**救出隊を統括する本部**を設置し、各機関との連絡、被災者の収容状況その他の情報収集を行う。

(4) 救出作業に特殊機械**または**特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、災害の規模等に応じて、知事に対し県防災ヘリコプターの運航要請**または**自衛隊への災害派遣要請**依頼**を行うほか、市内土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期する。

(5) 救出現場には負傷者の応急手当を行うため、必要に応じて**医療看護班**の出動を求める。

(8) を追加

第4 救出機関

救出期間は、災害発生の日から3日以内（4日以後は**死体**の捜索として扱う。）に完了する。

ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

第7 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら応急措置の実施が困難な場合、**災害時における青森県市町村相互応援に関する協定**に基づき他市町村への応援を**県**に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第12節 救出

第1 実施責任者等

1 実施責任者

災害対策基本法その他法令に定められた応急対策実施責任者は**もちろん**、災害の現場にある者は、救出及び捜索を行う。

(1) 青森市及び青森消防本部

災害により救出**又は**捜索を要する事態が発生した場合は、警察機関その他の関係機関と**連携**を密にしながら救出**又は**捜索を実施する。

第2 救出方法

1 陸上における救出

(2) 救出現場には、必要に応じて**救出現地本部**を設置し、各機関との連絡、被災者の収容状況その他の情報収集を行う。

(4) 救出作業に特殊機械**又は**特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、災害の規模に応じて、知事に対し県防災ヘリコプターの運航要請**又は**自衛隊への災害派遣要請の**要求**を行うほか、市内土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期する。

(5) 救出現場には負傷者の応急手当を行うため、必要に応じて**救護班**の出動を求める。

(8) **事業所等で災害が発生した場合、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後は、その指揮を受けて救出活動を実施する。**

第4 救出機関

救出期間は、災害発生の日から3日以内（4日以後は**遺体**の捜索として扱う。）に完了する。

ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

第7 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら**また**は自主防災組織、事業所等の協力によっても救出が困難な場合には、救出の実施**また**はこれに要する人員及び資機材について、**災害時における応援協定に基づく協定締結事業者・団体または市町村相互応援協定**に基づく他市町村長への応援を要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

第13節 食糧供給

風水害等による災害により食糧を確保することが困難となり、日常の食事に支障がある被災者等に対し、速やかに食料の供給（**備蓄食料の供給を含む。**）**または炊き出しを実施し、食料の供給に万全を期するものとする。**

第1 実施責任者等

1 実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料の供給並びに供給のための調達等は、備蓄状況を考慮し、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）が行うものとする。

第3 食料の確保及び調達

1 食料の確保

本部長（市長）は、災害時の食料確保のため、**平常時より次の措置を講じておくものとする。**

(1) 市民が各家庭や職場で、平常時から3日分の食料を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、町会及び町内会を通じて啓発する。

(2) 市民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄**または**流通備蓄に努める。特に、粉ミルクや柔らかい食品など特別な

本部長（市長）は、自ら**又**は自主防災組織、事業所等の協力によっても救出が困難な場合、救出の実施**又**はこれに要する人員及び資機材について、**災害時における青森県市町村相互応援に関する協定**に基づき他市町村長への応援を**県**に要請するほか、知事へ自衛隊の**災害派遣**を含め応援を要請する。

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第13節 食糧供給

風水害等による災害により食糧を確保することが困難となり、日常の食事に支障がある被災者等に対し、速やかに食料を供給**するため、必要な米穀等の調達及び炊き出しその他の食品の供給（備蓄食品の供給を含む。）措置を講じるものとする。**

第1 実施責任者等

1 実施責任者

- (1) 本部長（市長）は、備蓄状況を考慮し米穀、その他の食品を調達する。
- (2) 本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）は、炊き出し及びその他の食品の供給を行う。

第3 食料の確保及び調達

1 食料の確保

本部長（市長）は、災害時の食料確保のため、**平時より次の措置を講じておくものとする。**

(1) 市民が各家庭や職場で、平時から**最低3日分、推奨1週間分**の食料を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、町会及び町内会を通じて啓発する。

(2) 市民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄**及び**流通備蓄に努める。特に、粉ミルクや柔らかい食品・**食物アレ**

食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。

第4 炊き出し及びその他の食品の配分

- (5) 食料を配分する際は、配分もれまたは重複支給がないよう受給者名を記録し、適切な配分を期するものとする。

第5 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら炊き出し及びその他の食料の給与の実施が困難な場合、炊き出し及びその他の食料の給与の実施、**またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。**

第14節 給水

第2 飲料水の供給方法

(3) 給水方法

- 水道施設の被害の状況により、次の方法で給水する。また、給水可能数量の把握に努める。
- ア. 配水池を緊急遮断し、給水施設を設けて給水所とする。
- イ. 緊急遮断装置等により配水管を部分的に遮断し、配水設備を設けて給水所とする。
- ウ. 給水車、給水タンク、容器等を使用して必要水量を運搬し、給水する。

第4 水道施設の応急措置

(2) 応急措置の重点事項

取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水施設の応急的な復旧工事または保守点検

第15節 応急住宅供給

風水害等の災害により住宅に被害を受け、自己の

ルギー対応食など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。

第4 炊き出し及びその他の食品の配分

- (5) **避難者等に食料を配分する場合は、必要に応じ、組又は班等を組織し、責任者を定め、確実に人員を把握するなどの措置をとり、配分もれ又は重複支給がないよう適切に配分する。**

第5 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら炊き出し及びその他の食料の給与の実施が困難な場合、炊き出し及びその他の食料の給与の実施、**又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町村長への応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。**

第14節 給水

第2 飲料水の供給方法

(3) 給水方法

- 水道施設の被害の状況により、次の方法で給水する。また、給水可能数量の把握に努める。
- ア. **浄水施設や配水池に被害があり、配水池からの給水ができなくなった場合、配水池を緊急遮断し、給水施設を設けて給水所とする。**
- イ. **配水管が部分的に破損した場合、緊急遮断装置等により配水管を部分的に遮断し、配水設備を設けて給水所とする。**
- ウ. 給水車、給水タンク、容器等を使用して必要水量を運搬し、給水する。

第4 水道施設の応急措置

(2) 応急措置の重点事項

- ア. 有害物等の混入防止及び井戸等補給用水源の広報**
- イ. 取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水施設の応急的な復旧工事または保守点検**
- ウ. 井戸水の滅菌使用その他飲料水の最低量確保**

第15節 応急住宅供給

風水害等の災害により住宅に被害を受け、自己の

資力により住宅を確保することができないか、**また**は応急修理をすることができない被災者に対し、応急仮設住宅を建設し、**また**は被害住家を応急修理し、被災者の**保護収容**を図るものとする。

第2 応急仮設住宅の建設及び供与

1 建設場所

- (1) 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所
- (2) 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- (3) 被災者の生業の見通しがたつ場所

3 供与

(2) 管理及び処分

ア. 応急仮設住宅は、適切に維持管理するとともに、被災者に対し、一時的居住の場所を**あ**たえるための仮設**住宅**であることから、なるべく早い機会に他の居住へ転居できるよう住宅のあっせんを積極的に行う。

4 運営管理

応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、**子供や女性に配慮しつつ、生活者の意見を反映できるよう努める**。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

5 公営住宅、民間賃貸住宅等の活用

市は、関係機関と連携しながら、応急仮設住宅が建設されるまでの間、または応急仮設住宅の建設に代えて、公営住宅、民間賃貸住宅等の積極的な活用を図るものとする。

第3 応急修理

被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅については、必要に応じて、住宅業者

資力により住宅を確保することができないか、**又**は応急修理をすることができない被災者に対し、応急仮設住宅を建設し、**又**は被害住家を応急修理し、被災者の**救済**を図るものとする。

第2 応急仮設住宅の建設及び供与

1 建設場所

- (1) **二次災害の発生のおそれのない場所**
- (2) 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所
- (3) 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- (4) 被災者の生業の見通しがたつ場所
- (5) **災害のおそれがない場所**

3 供与

(2) 管理及び処分

ア. 応急仮設住宅は、適切に維持管理するとともに、被災者に対し、一時的居住の場所を**与**えるための仮設**建設**であることから、なるべく早い機会に他の居住へ転居できるよう住宅のあっせんを積極的に行う。

4 運営管理

応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、**女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する**。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

5 公営住宅、民間賃貸住宅等の活用

青森市は、関係機関と連携しながら、応急仮設住宅が建設されるまでの間、**又**は応急仮設住宅の建設に代えて、公営住宅、民間賃貸住宅等の積極的な活用を図るものとする。

この際、当該住宅への避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

第3 応急修理

被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅については、必要に応じて、住宅**事業**

の団体と連携して、応急修理を**推進**する。

第4 建築資材の調達及び建築技術者の確保

第6 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら応急仮設住宅の建設**ま**たは住宅の応急修理が困難な場合、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理の実施、**また**はこれに要する人員及び建築資材について、**市町村相互応援協定**に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

第16節 死体の搜索、処理、埋火葬

第1 実施責任者等

1 実施責任者

- (1) 災害時における**死体**の搜索は、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）が行うものとする。

第3 死体の処理

2 死体の処理

- (1) 青森警察署及び青森南警察署は、**収容した死体**について**検視（見分）**する。
- (2) 医療機関は、**死体**の死因その他について医学的検査をする。
- (3) 市は、**死体**の識別、腐乱防止等のため、洗浄、縫合、消毒等を必要に応じて行う。
- (4) 市は、**死体**の身元の識別または埋火葬が行われるまでの間、大規模なイベント施設、公民館、体育館、廃校等多数死体を安置可能な場所に一時保存する。

第4 死体の埋火葬

2 埋火葬の方法

- (2) 縁故者の判明しない焼骨は、納骨堂**また**は寺

者の団体**等**と連携して、応急修理を**実施**する。

第4 **建設方法**、建築資材の調達及び建築技術者の確保

第6 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら応急仮設住宅の建設**又**は住宅の応急修理が困難な場合、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理の実施、**又**はこれに要する人員及び建築資材について、**災害時における青森県市町村相互応援に関する協定**に基づき他市町村への応援を**県**に要請するほか、知事へ応援を要請する。

第16節 **遺体**の搜索、処理、埋火葬

第1 実施責任者等

1 実施責任者

- (1) 災害時における**遺体**の搜索は、**警察官及び海上保安官の協力を得て**、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）が行う。

第3 **遺体**の処理

2 **遺体の処理の方法**

- (1) 青森警察署及び青森南警察署は、**医師の協力等**を得て、**遺体の検視・死体調査、身元確認**を行う。
- (2) 医療機関は、**遺体**の死因その他について医学的検査をする。
- (3) **青森市**は、**遺体**の識別、腐乱防止等のため、洗浄、縫合、消毒等を必要に応じて行う。
- (4) **大規模災害時に、多数の遺体が発生する事態**に備えて、**青森市**は、**県及び県警察と連携し、多数の遺体の検視及び一時保存が可能なイベント施設、公民館、体育館又は廃校等の屋内施設の確保に努める。**

また、**青森市**は、**遺体**の身元確認又は埋火葬が行われるまでの間、**当該屋内施設に遺体を一時保存するものとする。**

第4 **遺体**の埋火葬

2 埋火葬の方法

- (2) 縁故者の判明しない焼骨は、納骨堂**又は**寺院

院に一時的に保管を依頼し、縁故者がわかり次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、無縁墓地に埋葬する。

第6 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら死体の搜索、処理及び埋火葬の実施が困難な場合、死体の搜索、処理、埋火葬の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へあつせんを依頼する。

第17節 障害物除去

風水害等の災害により、土石、竹木等が住家またはその周辺に運ばれ、または道路等に堆積した場合に、被災者の保護、災害の拡大防止及び交通の確保のため、障害物を除去するものとする。

第2 障害物の除去

2 道路、河川、鉄道における障害物の除去

(1) 道路における障害物の除去は、当該道路の管理者が行い、交通の確保を図る。

に一時的に保管を依頼し、縁故者がわかり次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、無縁墓地に埋蔵する。

第6 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら遺体の搜索、処理及び埋火葬の実施が困難な場合、遺体の搜索、処理、埋火葬の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事へあつせんを依頼する。

第17節 障害物除去

風水害等の災害により、土石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ、又は道路等に堆積した場合、また、道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生した場合、被災者の保護、災害の拡大防止及び緊急通行車両の通行の確保のため、障害物を除去するものとする。

第2 障害物の除去

2 道路、河川、鉄道における障害物の除去

(1) 道路における障害物の除去は、当該道路の管理者が行い、交通の確保を図る。

(2) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うために必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（(3)及び(4)において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(3) 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合であって、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は自ら車両の移動等を行う。

(4) 国は道路管理者等である県及び市に対し、県は道路管理者等である市に対し、広域的な見地から緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、放置車両や立ち往生車両の移動が必要と認め

- (2) 河川における障害物の除去は、当該河川の管理者が行い、溢水の防止及び護岸等の決壊を防止する。
- (3) 道路及び河川の管理者は、災害の規模、障害の内容等により、相互に協力し交通の確保を図る。
- (4) 鉄道における障害物の除去は、当該鉄道の事業者が行い、輸送の確保を図る。

第5 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、障害物の除去の実施 **または** これに必要な人員及び資機材等について、**市町村相互応援協定**に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

また、道路管理者及び港湾管理者は、発災後の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

第18節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与

災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）をそう失、**または**き損し、直ちに入手することができない状態にある者に対し、給（貸）与するため、**以下のとおり**応急措置を講**ず**るものとする。

第1 実施責任者等

1 実施責任者

被災者に対する生活必需品の調達及び給（貸）与は、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合または災害救助法以外の災害援護の取扱要綱（以下「法外援護」という。）の適用基準に達した場合は、知事から**委任を受けた**市町村長）が行うものとする。

第2 確保

- (1) 本部長（市長）は、市民が各家庭や職場で、**平常**時から3日分の生活必需品を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を

られるときは指示を行うことができる。

- (5) 河川における障害物の除去は、当該河川の管理者が行い、溢水の防止及び護岸等の決壊を防止する。
- (6) 道路及び河川の管理者は、災害の規模、障害の内容等により、相互に協力し交通の確保を図る。
- (7) 鉄道における障害物の除去は、当該鉄道の事業者が行い、輸送の確保を図る。

第5 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、障害物の除去の実施 **又は** これに必要な人員及び資機材等について、**災害時における青森県市町村相互応援に関する協定**に基づき、他市町村への応援を**県に**要請するほか、知事へ自衛隊の**災害**派遣を含め応援を要請する。

また、道路管理者及び港湾管理者は、発災後の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

第18節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与

風水害等の災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）をそう失、**又は**き損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給（貸）与するために応急措置を講**じ**るものとする。

第1 実施責任者等

1 実施責任者

生活必需品**等の確保**・調達及び**被災者に対する**給（貸）与は、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合または災害救助法以外の災害援護の取扱要綱（以下「法外援護」という。）の適用基準に達した場合は、**知事及び**知事から**委託された**市町村長）が行うものとする。

第2 確保

- (1) 本部長（市長）は、市民が各家庭や職場で、**平常**時から**最低**3日分、**推奨1週間分**の生活必需品を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組

通じて啓発する。

(2) 本部長（市長）は、市民の備蓄を確保するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄**または**流通備蓄に努める。

(3) 本部長（市長）は流通備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の生活必需品の調達に関する協定の締結を推進する。

第3 調達

2 調達方法

生活必需品の調達は、青森市内の業者から調達するものとするが、当該業者が被害を受け調達できない場合は、県**または**他市町村に応援を求め調達する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所及び応急仮設住宅の暑さ・寒さ対策として、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。

第5 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら**日常**必需品の給（貸）与の実施が困難な場合、**日常**必需品の給（貸）与の実施**または**これに要する人員及び**日常**必需品の調達等について、**市町村相互応援協定**に基づき、他の**市町村長**へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

第19節 医療、助産及び保健

第1 実施責任者等

1 実施責任者

被災者に対する医療、助産及び保健措置は、関係機関の協力を得て本部長（市長）（災害救助法が適用された場合、**または**災害が大規模かつ広域にわたる場合で、市における対応が困難であると判断される場合は、知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長）が行うものとする。

織、自治会等を通じて啓発する。

(2) 本部長（市長）は、市民の備蓄を確保するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄**及び**流通備蓄に努める。

(3) 本部長（市長）は、流通備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の生活必需品**等**の調達に関する協定の締結を推進する。

第3 調達

2 調達方法

青森市内の**災害時応援協定締結業者等業者等**から調達するものとするが、当該業者が被害を受け調達できない場合は、県**又は**他市町村に応援を求め調達する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意すると**ともに要配慮者に配慮する**など、被災者の年齢、性別、障害の有無**といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する**。また、避難所及び応急仮設住宅の暑さ・寒さ対策として、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。

第5 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら**生活必需品等**の給（貸）与の実施が困難な場合、**生活必需品等**の給（貸）与の実施**又は**これに要する人員及び**生活必需品**の調達等について、**災害時における青森県市町村相互応援に関する協定**に基づき、他市町村への応援を**県**に要請するほか、知事へ自衛隊の**災害**派遣を含め応援を要請する。

第19節 医療、助産及び保健

第1 実施責任者等

1 実施責任者

被災者に対する医療、助産及び保健措置は、関係機関の協力を得て本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は、**事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任を受けた市町村長**）が行う。

第2 医療、助産及び保健の実施

1 対象者

- (1) 医療の対象者は、災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者
- (2) 助産の対象者は、災害のため助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者
- (3) 保健の対象者
 - ア. 災害のため避難した者で、避難所における環境不良等により健康に破綻をきたし、不健康に陥りつつある者
 - イ. 健康回復のため、適切な処置等が必要な者
 - ウ. 不安、恐怖感等がある者で応急的に保健指導を行う必要がある者
 - エ. 制限食を必要とする避難者で、避難所における食生活により、健康状態の悪化がみられる者

2 範囲

- (1) 診療
- (2) 薬剤または治療材料の支給
- (3) 処置手術その他治療及び施術
- (4) 病院、診療所または介護老人保健施設への移送
- (5) 看護、介護
- (6) 助産（分娩の介助等）
- (7) 健康相談指導、衛生指導及び精神保健相談指導
- (8) 栄養相談指導

3 実施方法

- (1) 医療

救護班により医療に当たるものとするが、トリアージタグ（負傷程度による治療優先度を示す認識票）を有効に活用しながら負傷程度を識別し、医療を実施するが、重症患者等で設備、資材等の不足のため救護班等では医療を実施できない場合には、病院または診療所に移送して治療する。また、寝たきり高齢者等については、医師の判断により介護老人保健施設に移送して看護・介護する。

第6 応援協力関係

本部長（市長）は、青森市内の医師等をもつ

第2 医療、助産及び保健の実施

1 対象者

- (1) 医療の対象者は、災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者
- (2) 助産の対象者は、災害のため助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者
- (3) 保健の対象者
 - ア. 災害のため避難した者で、避難所における環境不良等により健康を害した者
 - イ. 健康回復のため、適切な処置等が必要な者
 - ウ. 不安、恐怖感等がある者で応急的に保健指導を行う必要がある者
 - エ. 避難所における栄養の偏りにより、健康状態の悪化がみられる者

2 範囲

- (1) 診療
- (2) 薬剤または治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他治療及び施術
- (4) 病院、診療所又は介護老人保健施設への入院、入所
- (5) 看護、介護
- (6) 助産（分娩介助等）
- (7) 健康相談指導、衛生指導及び精神保健相談指導
- (8) 栄養相談指導

3 実施方法

- (1) 医療

救護班により医療に当たるものとするが、トリアージタグ（負傷程度による治療優先度を示す認識票）を有効に活用しながら負傷程度を識別し、医療を実施するが、重症患者等で設備、資材等の不足のため救護班等では医療を実施できない場合には、病院または診療所に移送して治療する。また、介護等を必要とする高齢者等については、医師の判断により介護老人保健施設に移送して看護・介護する。

第6 応援協力関係

本部長（市長）は、青森市内の医師等をもつ

てしても医療、助産及び保健の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の派遣（助産を除く）や、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を含め応援を要請する。

第20節 被災動物対策

第1 実施責任者等

1 実施責任者

本部長（市長）は、県（健康福祉部）が行う災害時における被災動物対策について、青森県獣医師会と連携し協力するものとする。

第2 実施内容

2 特定動物の逸走対策

本部長（市長）は、特定動物が逸走した場合は県に協力し、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

3 動物由来感染症等の予防上必要な措置

本部長（市長）は、動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、県に協力し、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講じる。

第21節 輸送対策

第1 実施責任者等

1 実施責任者

災害時における輸送力の確保等は、関係機関

てしても医療、助産及び保健の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森縣市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣（助産を除く。）や、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を含め応援を要請する。

また、青森市は、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な情報について、市を応援する県保健医療現地調整本部員等と情報連携することとし、県は、県保健医療現地調整本部員等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行い、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整について県保健医療現地調整本部及び県保健医療調整本部にて行うこととする。

第20節 被災動物対策

第1 実施責任者等

1 実施責任者

災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て青森市が行う。

第2 実施内容

2 特定動物の逸走対策

特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、市、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

3 動物由来感染症等の予防上必要な措置を削除

第21節 輸送対策

第1 実施責任者等

1 実施責任者

災害時における輸送力の確保等は、関係機関

の協力を得て本部長（市長）が行うものとする。

第2 実施内容

2 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材等の輸送のうち、主なものは次のとおりとする。

- (1) 被災者の避難輸送
- (2) 医療、助産及び保健に係る輸送
- (3) 負傷者等の救出に係る輸送
- (4) 飲料水供給に係る輸送
- (5) 救援用物資の輸送
- (6) 死体の捜索に係る輸送

3 輸送の方法

応急対策活動のための輸送は、被害状況、輸送物資等の種類、数量、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策等に係る緊急度及び地域の交通量等を勘案して、最も適切な方法により実施する。

なお、各災害現場を想定した輸送ネットワークを形成するため、道路、港湾、漁港、飛行場等緊急輸送を行ううえで必要な施設及びトラックターミナル、卸売市場等の輸送拠点を把握しておく。

(1) 自動車による輸送

本計画に基づき、自動車を確保し輸送を行うが、自動車が不足し、または確保できない場合は、他市町村または県に応援を要請する。

(2) 鉄道による輸送

道路の被害等により、自動車による輸送が不可能な場合、または鉄道による輸送が適切な場合は、県は、鉄道事業者に協力を要請し、鉄道輸送を行う。

第2.2節 労務供給

第2 実施内容

の協力を得て本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事又は知事から委任を受けた市町村長）が行うものとする。

第2 実施内容

2 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材等の輸送のうち、主なものは次のとおりとする。

- (1) 被災者の避難に係る輸送
- (2) 医療、助産及び保健に係る輸送
- (3) 負傷者等の救出に係る輸送
- (4) 飲料水供給に係る輸送
- (5) 救援物資の輸送
- (6) 遺体の捜索に係る輸送

3 輸送の方法

応急対策活動のための輸送は、被害状況、輸送物資等の種類、数量、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策等に係る緊急度及び地域の交通量等を勘案して、最も適切な方法により実施する。

なお、各災害現場を想定し、県が開設する一次物資拠点（広域物資輸送拠点）、市が開設する二次物資拠点（地域内輸送拠点）を経て、各避難所に支援物資を届ける輸送ネットワークを形成するため、道路、港湾、漁港、飛行場等緊急輸送を行ううえで必要な施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館、道の駅等輸送拠点として活用可能な施設を把握しておく。

(1) 自動車による輸送

本計画に基づき、車両を確保し輸送を行うが、車両が不足し、又は確保できない場合は、他市町村又は県に応援を要請する。

(2) 鉄道による輸送

道路の被害等により、車両による輸送が不可能な場合、又は鉄道による輸送が適切な場合は、県が鉄道事業者に要請し、鉄道輸送を行う。

第2.2節 労務供給

第2 実施内容

<p>2 奉仕団の編成及び従事作業</p> <p>(4) 日赤奉仕団、ボランティア団体等の現況 青森市内におけるボランティア団体等の現況は、炊き出し協力要請団体一覧のほか、市ホームページ掲載のとおりである。</p> <p>3 労務者の雇用</p> <p>(1) 労務者が行う応急対応の内容</p> <p>ア. 被災者の避難</p> <p>イ. 医療救護における移送</p> <p>ウ. 被災者の救出(救出する機械等を操作する場合を含む。)</p> <p>エ. 飲料水の供給(供給する機械等を操作する場合及び浄水用医薬品等の配布に要する場合を含む。)</p> <p>オ. 救援用物資の整理、輸送及び配分</p> <p>カ. 死体の搜索及び処理</p> <p>(2) 労務者の雇用方法</p> <p>ア. 労務者の雇用は、原則としてハローワーク青森を通じて行うものとする。</p> <p>イを追加</p> <p>イ. 労務者の宿泊施設予定場所は、次のとおりとする。</p> <p>第5 応援協力関係</p> <p>1 職員の派遣要請及びあっせん要求</p> <p>(1) 本部長(市長)は、災害応急対策または災害復旧のため必要がある場合、職員の派遣について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事または指定地方行政機関の長に応援を要請する。</p> <p>(2) 本部長(市長)は、要請先に適任者がいない等の場合、知事へ職員の派遣についてあっせんを求める。</p>	<p>2 奉仕団の編成及び従事作業</p> <p>(4) 日赤奉仕団、その他ボランティア団体等の現況 青森市内における日赤奉仕団、その他ボランティア団体等の現況は、炊き出し協力要請団体一覧のほか、市ホームページ掲載のとおりである。</p> <p>3 労務者の雇用</p> <p>(1) 労務者が行う応急対応の内容</p> <p>ア. 被災者の避難支援</p> <p>イ. 医療救護における移送</p> <p>ウ. 被災者の救出(救出する機械等の操作を含む。)</p> <p>エ. 飲料水の供給(供給する機械等の操作及び浄水用医薬品等の配布を含む。)</p> <p>オ. 救援用物資の整理、輸送及び配分</p> <p>カ. 遺体の搜索及び処理</p> <p>(2) 労務者の雇用方法</p> <p>ア. 労務者の雇用は、原則としてハローワーク青森を通じて行う。</p> <p>イ. 労務者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労務者の雇用を要する目的 ・ 作業内容 ・ 所要人員 ・ 雇用を要する期間 ・ 従事する地域 ・ 輸送、宿泊等の方法 <p>ウ. 労務者の宿泊施設予定場所は、次のとおりとする。</p> <p>第5 応援協力関係</p> <p>1 職員の派遣要請及びあっせん要求</p> <p>(1) 本部長(市長)は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合、職員の派遣について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事又は指定地方行政機関の長に職員の派遣を要請する。</p> <p>(2) 本部長(市長)は、要請先に適任者がいないなどの場合は、知事へ職員の派遣についてあっ</p>
--	--

2 応援協力

本部長（市長）は、応急対策を実施するための労働力が不足する場合、**市町村相互応援協定**に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

第23節 災害ボランティア受入・支援対策

災害時において、青森市の内外から参加する多種多様な災害ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関及びボランティア関係団体等の連携により、**災害**ボランティアの円滑な受入体制を整備するものとする。

第1 実施責任者等

1 実施責任者

本部長（市長）は、青森市社会福祉協議会等関係機関が災害ボランティア活動を効果的に進めるよう、災害ボランティアの受け入れや支援等について連携し協力するものとする。

また、本部長（市長）は、被災状況、被災地のボランティアニーズの集約に努めるとともに、避難所、救護所、物資集積場所、交通規制、公共交通の復旧状況など必要な情報の提供及び活動資機材の調達や活動拠点となる施設の提供・斡旋に努めるものとする。

第2 災害ボランティアセンターの設置

2 センターの役割

- (1) 青森市災害対策本部との**連携**調整を行う。
- (2) 被災地の前線拠点として、被災者ニーズを把握する。また、そのための相談窓口（電話）等を設置する。
- (3) **災害**ボランティア活動参加者のニーズを把握する。
- (4) 被災者ニーズと**災害**ボランティアニーズのコーディネートを行う。
- (5) 被災地の状況を把握、分析し、被災者がどのような支援を必要としているのかを情報発信する。
- (6) **災害**ボランティア活動用資材の調達を行

せんを求める。

2 応援協力

本部長（市長）は、応急対策を実施するための労働力が不足する場合、**災害時における青森県市町村相互応援に関する協定**に基づき、他市町村への応援を**県**に要請するほか、知事へ応援を要請する。

第23節 防災ボランティア受入・支援対策

風水害等の災害時において、青森市の内外から参加する多種多様な災害ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関及びボランティア関係団体等の連携により、**防災**ボランティアの円滑な受入体制を整備するものとする。

第1 実施責任者等

1 実施責任者

災害時における**防災**ボランティアの受け入れや支援等は、青森市社会福祉協議会等関係機関の協力を得て、本部長（市長）が行う。

第2 防災ボランティアセンターの設置

2 センターの役割

- (1) 青森市災害対策本部との**連絡**調整を行う。
- (2) 被災地の前線拠点として、被災者ニーズを把握する。また、そのための相談窓口（電話）等を設置する。
- (3) **防災**ボランティア活動参加者のニーズを把握する。
- (4) 被災者ニーズと**防災**ボランティアニーズのコーディネートを行う。
- (5) 被災地の状況を把握、分析し、被災者がどのような支援を必要としているのかを情報発信する。
- (6) **防災**ボランティア活動用資材の調達を行

う。

- (7) 避難所での運営支援及び救援物資の仕分け・配布を行う。

3 情報収集と情報発信

センターは、被災地の最前線にある情報拠点として被災状況やニーズ情報を発信する役割も担うことから、適切な支援を受けて災害ボランティア活動を展開していくための被害情報、避難情報、必要物資情報等の**情報収集**や収集した情報を整理し、青森市及び県など関係機関へ情報提供する。

第24節 防疫

第2 災害防疫実施要領

2 予防教育

パンフレット、リーフレット等により、あるいは保健協力員その他関係機関の協力を得て、市民に対する予防教育の徹底を図る。

3 消毒方法

- (1) 被災家屋を管理する者に対し、感染症や食中毒予防の注意喚起をすると共に必要に応じて消毒方法の指導や薬剤の配布を行う。
- (2) 薬剤を配布する場合は、薬剤の所要量を算出し、速やかに保管量を確認の上、不足分を入手する。また、薬剤の配布は、必要に応じて床上浸水家屋に対して次亜塩素酸ナトリウムを、床上浸水家屋に対しては消石灰を、排水後に行う。
- (3) 感染症が発生し、またはまん延の恐れがある場合には「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下この節において「法」という。）第27条の規定により、患者がいた場所や病原体に汚染された場所等の消毒を実施する。その際は、厚生労働省の「消毒の手引」を参考とした薬剤を使用する。

4 ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条の規定に基づき、**必要な措置を講ずることとし、実施に当たっては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法**

う。

- (7) 避難所での運営支援及び救援物資の仕分け・配布を行う。

3 情報収集と情報発信

センターは、被災地の最前線にある情報拠点として被災状況やニーズ情報を発信する役割も担うことから、適切な支援を受けて**防災**ボランティア活動を展開していくための被害情報、避難情報、必要物資情報等を**収集し**、収集した情報を整理し、**その対応を行う**青森市、県など関係機関へ情報提供する。

第24節 防疫

第2 災害防疫実施要綱

2 予防教育及び広報活動

知事の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは保健協力員その他関係機関の協力を得て、市民に対する予防教育の徹底を図るとともに、**広報車等の活用など広報活動の強化を図る。**

3 消毒方法

- (1) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下この節において「法」という。）第27条の規定により、知事の指示に基づき消毒を実施し、実施に当たっては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」（以下この節において「規則」という。）第14条に定めるところに従って行う。
- (2) 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。
- (3) 冠水家屋に対しては、各戸に消石灰等消毒剤を配付し、排水後家屋の消毒を行うよう指導する。

4 ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条の規定により、**知事が定めた地域内で知事の命令に基づき実施し、実施に当たっては、規則第15条に定めるところに従って行**

律施行規則」(以下この節において「規則」という。)第15条に定めるところに従って行う。

6 生活の用に供される水の供給

- (1) 法第31条の規定に基づき、生活の用に供される水の使用・給水を制限または禁止し、その期間中、下記により生活の用に供される水の供給を行う。

ア. 保健班長(保健予防課長)及び浪岡市民班長(浪岡事務所市民課長)は、生活の用に供される水が停止されたときは、必要とされる水の量、対象地域等を明示して、水道部水道総務班長(総務課長)に生活の用に供される水の供給を要請する。

イ. 施設班長(施設課長)は、飲料水及び給水資機材等を確保し、対象地域に対し給水を行う。

7 患者等に対する措置

- (1) 被災地において、感染症患者または病原体保有者が発生したときは、保健班長(保健予防課長)は、浪岡市民班長(浪岡事務所市民課長)と連携し、必要な措置を講じる。

10 記録の整備

災害防疫に関し、次の書類を整備しておく。

- (1) 被害状況報告書
- (2) 防疫活動状況の報告
- (3) 防疫経費所要見込額調及び関係書類
- (4) 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- (5) ねずみ族・昆虫等の駆除に関する書類
- (6) 生活の用に供される水の供給に関する書類
- (7) 患者台帳
- (8) 防疫作業日誌

11 防疫用器具、機材等の整備

防疫用器具等については、普段から整備し、また、調達先についてもあらかじめ定めるとともに、備蓄している物品はいつでも使えるよう随時点検を行う。

第3 応援協力関係

- (2) 本部長(市長)は、自ら防疫活動の実施が困

う。

6 生活の用に供される水の供給

- (1) 法第31条の規定に基づき、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行う。

7 患者等に対する措置

- (1) 被災地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに東青地域県民局地域健康福祉部保健総室へ連絡する。

10 記録の整備

災害防疫に関し、次の書類を整備しておく。

- (1) 被害状況報告書
- (2) 防疫活動状況の報告
- (3) 防疫経費所要見込額調及び関係書類
- (4) 消毒方法に関する書類
- (5) ねずみ族・昆虫等の駆除に関する書類
- (6) 生活の用に供される水の供給に関する書類
- (7) 患者台帳
- (8) 防疫作業日誌

11 防疫用器具、機材等の整備

防疫用器具等については、普段から整備・点検し、また、調達先についてもあらかじめ定めるとともに、備蓄している物品はいつでも使えるよう随時点検を行う。

第3 応援協力関係

- (2) 本部長(市長)は、自ら防疫活動の実施が困

難な場合、防疫活動の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、**市町村相互応援協定**に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

第25節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

風水害等の災害時において、被災地の環境衛生の保全のため、ごみ、し尿及び死亡獣畜の**収集**、処理業務及び環境モニタリング調査等を行うものとする。

第2 応急清掃

1 ごみの処理

(2) ゴミの処分

- ア. 可燃性のごみは、次のごみ処理施設において焼却**処理**する。
- イ. 焼却施設を有する事業所及び避難所は、その施設を利用して処分する。
- ウ. 不燃性のごみは、**次の最終処分場に運搬し、埋立処分する。**
- エ. **ごみ処理施設が被災し、焼却処理等ができない場合または焼却等処理能力を上回るごみが発生した場合は、他市町村等のごみ処理施設及び最終処分場へ委託して**処理**する。**

2 し尿の処理

- (3) 収集したし尿は、し尿処理施設で処理し、処理能力を上回る場合**または**施設が使用不可能なときは、他の市町村等のし尿処理施設に委託して**処理**する。

3 **清掃班**の編成等

4 死亡獣畜の処理

災害時において死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊の死体（家畜伝染病予防法等関係法令に係るものを除く。））の処理を必要とする場合は、所有者に対し、**死亡獣畜取扱場に搬送し適切に処理することを指導する。**

なお、搬送が不可能な場合は、東青地域県民

難な場合、防疫活動の実施**又は**これに要する人員及び資機材の確保について、**災害時における青森県市町村相互応援に関する協定**に基づき、他市町村への応援を**県**に要請するほか、知事へ自衛隊の**災害**派遣を含め応援を要請する。

第25節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

風水害等の災害時において、被災地の環境衛生の保全のため、ごみ、し尿及び死亡獣畜の処理業務及び環境モニタリング調査等を行うものとする。

第2 応急清掃

1 ごみの処理

(2) ゴミの処分

- ア. 可燃性のごみは、次のごみ処理施設において焼却**処分**する。
- イ. 焼却施設を有する事業所及び避難所は、その施設を利用して処分する。
- ウ. 不燃性の**もので再資源化ができないごみは、市等の最終処分場に運搬し、埋立処分する。**
- エ. **処理施設の稼働状況に合わせた分別区分設定による再資源化ができず、焼却処理等ができない場合又は処理能力を上回るごみが発生した場合は、他市町村等のごみ処理施設及び最終処分場へ委託して**処分**する。**

2 し尿の処理

- (3) 収集したし尿は、し尿処理施設で処理し、処理能力を上回る場合**又は**施設が使用不可能なときは、他の市町村等のし尿処理施設に委託して**処分**する。

3 **災害廃棄物処理班**の編成等

4 死亡獣畜の処理

災害時において死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊の死体（家畜伝染病予防法等関係法令に係るものを除く。））の処理を必要とする場合は、所有者に対し、**一般廃棄物である死亡獣畜の処理に必要な廃棄物処理法上の許可等を有する死亡獣畜取扱場に搬送し、適正に処理す**

局地域健康福祉部保健総室に相談し、指導を受ける。

5 災害廃棄物の処理を追加

第3 収集運搬資機材の調達

清掃資機材は、青森市所有のもののほか、青森市内関係業者所有のものを借り上げるものとする。

青森市及び業者所有の清掃資機材は次のとおりである。

第4 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら廃棄物等処理業務の実施が困難な場合、清掃の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

第5 環境汚染防止

本部長（市長）は、工場・事業場から有害物質の流出及び建築物の崩壊等による石綿の飛散等に起因した大気汚染や水質汚濁による二次災害

ることを指導する。

なお、搬送が不可能な場合は、東青地域県民局地域健康福祉部（保健総室）に相談した上で適切な方法で搬送する。

5 災害廃棄物の処理

発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集・運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じるものとする。

なお、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

第3 収集運搬資機材の調達

収集運搬資機材は、青森市所有のもののほか、青森市内関係業者所有のものを借り上げるものとする。

青森市及び業者所有の収集運搬資機材は次のとおりである。

第4 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら廃棄物等処理業務の実施が困難な場合、当該業務の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ関係機関への応援協力依頼を要請する。

第5 環境汚染防止

本部長（市長）は、大気汚染に関しては、調査地点の選定、検体の採取等、県が行う調査に協力し、水質汚濁に関しては、必要に応じ、事業者の

を防止するため、調査地点の選定、検体の採取等、知事が行う調査に協力する。

第27節 文教対策

第1 実施責任者等

1 実施責任者

- (1) 青森市立学校等の応急の教育対策は、本部長（市長）及び青森市教育委員会が行う。
- (2) 災害発生時の学校等内における児童生徒等の安全確保など必要な措置は、校長（園長を含む。以下同じ。）が行うものとする。
- (3) 県立及び私立の教育施設等の応急教育対策は、その設置者が行うものとする。

第2 実施内容

1 災害に関する気象警報・注意報及びその他の災害情報等の把握並びに避難の指示

- (2) 特別支援学校校長は、児童生徒等への指示や伝達の困難さと行動の不自由さによる精神的動揺、混乱等を防止するため、合図等に工夫するほか、重度障害児の避難は、教職員が背負うなど十分配慮してあらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。

2 教育施設・設備等の確保及び教育の実施

青森市教育委員会、県立及び私立学校等の管理者は、次により教育施設を確保し、応急の教育を実施する。

3 臨時休校等の措置

(1) 市立学校等

災害の発生が予想される場合は、青森市教育委員会または各校長が行う。ただし、各校長が行う場合は、青森市教育委員会があらかじめ定めた基準により行い、速やかに青森市教育委員会に報告する。

(2) 県立・私立学校等

校長が、各学校等が定めた基準により行う。

指導、環境モニタリングなど必要な措置を講じる。

第27節 文教対策

第1 実施責任者等

1 実施責任者

- (1) 青森市立学校等の応急の教育対策は、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）及び青森市教育委員会が行う。
- (2) 災害時の学校等内における児童生徒等の安全確保など必要な措置は、校長（園長を含む。以下同じ。）が行う。
- (3) 私立学校の応急の教育対策は、その設置者が行う。

第2 実施内容

1 災害に関する気象警報・注意報及びその他の災害情報等の把握並びに避難の指示

- (2) 特別支援学級が設置されている学校の校長は、児童生徒等への指示や伝達の困難さと行動の不自由さによる精神的動揺、混乱等を防止するため、合図等に工夫するほか、重度障害児の避難は、教職員が背負うなど十分配慮してあらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。

2 教育施設・設備等の確保及び教育の実施

青森市教育委員会及び私立学校等の管理者は、県教育委員会及び県（総務学事課）との連携のもと、次により教育施設を確保し、応急の教育を実施する。

3 臨時休校等の措置

(1) 市立学校等

青森市教育委員会又は各学校長があらかじめ定めた基準により行う。ただし、各学校長が行う場合は速やかに青森市教育委員会に報告する。

(2) 私立学校等

校長が、各学校等が定めた基準により行う。

4 学校用品の調達及び給与

本部長（市長）は、児童生徒等が学用品を**そ**う失し、**また**はき損し、就学上支障があると認めるときは、次により学用品を調達し、給与する。

(1) 給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流出**又**は床上浸水の被害を受け、学用品を**そ**う失し、**又**は**き損**し、就学に支障を来した小学校児童（**特別支援学校の小学部児童を含む。**）及び中学校生徒（**中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。**）

(3) 学用品の調達

青森市教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し次により調達する。

ア. 教科書の調達

教科書は、教科書取次店**また**は教科書供給所から調達する。

イ. 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、市内の業者等から調達する**ものとするが、それが不可能な場合は、**県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保する。

5 被災した児童生徒の健康管理

被災した児童生徒の健康管理として、臨時の健康診断や心の健康問題を含む健康相談を行う。特に、精神的に不安定になっている児童生徒に対して、学校医の指導の下に養護教諭や学級担任など全教職員の協力を得ながら、必要に応じて**心理相談や保健指導等を行う。**

8 文化財対策

(2) **県教育委員会及び**青森市教育委員会は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講**ず**る。

第4 応援協力関係

4 学校用品の調達及び給与

本部長（市長）は、児童生徒等が学用品を**喪**失し、**又**はき損し、就学上支障があると認めるときは、次により学用品を調達し、給与する。

(1) 給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流出**又**は床上浸水の被害を受け、学用品を**喪**失し、**又**は**損傷**し、就学に支障を来した小学校児童（**義務教育学校の前期課程の児童を含む。**）及び中学校生徒（**義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の生徒を含む。**）

(3) 学用品の調達

青森市教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

ア. 教科書の調達

教科書は、教科書取次店**又**は教科書供給所から調達する。

イ. 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、市内の業者等から調達する。**なお、青森市教育委員会において調達が不可能な場合は、**県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保する。

5 被災した児童生徒の健康管理

被災した児童生徒の健康管理として、臨時の健康診断や心の健康問題を含む健康相談を行う。特に、精神的に不安定になっている児童生徒に対して、学校医の指導の下に養護教諭や学級担任など全教職員の協力を得ながら、必要に応じて**心のケアや地域の医療機関等との連携による健康相談等を行う。**

8 文化財対策

(2) 青森市教育委員会は被災文化財の被害拡大を防ぐため、**県教育委員会と**協力して応急措置を講**じ**る。

第4 応援協力関係

<p>1 教育施設及び教職員の確保</p> <p>(2) 私立学校管理者は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育の実施 また はこれに要する教育施設及び教職員の確保について、他の私立学校管理者、市町村教育委員会または県（教育政策課） に応援を要請する。</p> <p>第28節 警備対策</p> <p>第1 実施責任者等</p> <p>1 実施責任者</p> <p>本部長（市長）は、青森警察署長並びに青森南警察署長が行う災害時における警備対策について、自主防犯組織及び防災関係機関と連携し協力するものとする。</p> <p>第29節 交通対策</p> <p>第2 陸上交通に係る実施内容</p> <p>3 道路管理者の交通規制</p> <p>道路管理者は、災害により道路・橋梁等の交通施設に被害が発生し、または発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合及び災害時における交通確保のため必要があると認められた場合は、交通の禁止・制限、う回路、代替道路の設定等を実施する。</p> <p>なお、通行の禁止・制限の実施に当たっては、道路管理者は県警察と相互に連絡協議する。</p> <p>4 応援協力関係</p> <p>災害の状況により、道路管理者のみでは、応急復旧が困難な場合、あるいは大規模な対策を必要とするときは、本部長（市長）は、自ら応急工事の実施が困難な場合、知事へ応急工事の実施またはこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、市町村災害相互応援協定に基づき他市町村長へ応援を要請する。</p> <p>第3 海上交通規制</p> <p>1 港湾施設等の保全</p>	<p>1 教育施設及び教職員の確保</p> <p>(2) 私立学校管理者は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育の実施 又は はこれに要する教育施設及び教職員の確保について、他の私立学校管理者、青森市教育委員会又は県（総務学事課） へ応援を要請する。</p> <p>第28節 警備対策</p> <p>第1 実施責任者等</p> <p>1 実施責任者</p> <p>災害時における警備対策は、青森警察署長並びに青森南警察署長が、青森市、自主防犯組織及び防災関係機関の協力を得て行う。</p> <p>第29節 交通対策</p> <p>第2 陸上交通に係る実施内容</p> <p>3 道路管理者の交通規制</p> <p>道路管理者は、災害により道路・橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合及び災害時における交通確保のため必要があると認められた場合は、交通の禁止・制限、う回路、代替道路の設定等を実施する。</p> <p>なお、通行の禁止・制限の実施に当たっては、道路管理者は県警察と相互に連絡協議の上、青森県公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知する。緊急を要し、あらかじめ青森県公安委員会に通知するいとまがなかったときは、事後速やかにこれらの事項を通知する。</p> <p>4 応援協力関係</p> <p>青森市は、自ら応急工事の実施が困難な場合、知事へ応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき他市町村への応援を県に要請する。</p> <p>第3 海上交通規制</p> <p>1 港湾施設等の保全</p>
--	---

港湾管理者は、港湾施設について早急に被災状況を確認し、東北地方整備局に対して被災状況を報告する。東北地方整備局及び港湾管理者は、港湾施設が被災した場合、緊急物資等の輸送ができるよう、**防潮堤等の潮止め工事、航路・泊地のしゅんせつ、岸壁・物揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を必要に応じ実施する。**

第3 1 節 石油燃料供給対策

第2 実施内容

- (2) 本部長（市長）は、本計画に基づき石油燃料を調達するものとするが、石油燃料の不足が顕著で、県石油商業協同組合各支部等と調整しても調達できない場合は、知事に応援を要請する。

第3 2 節 相互応援協定等に基づく広域応援

大規模災害が発生した場合において応急対策活動を円滑に実施するため、地方公共団体相互の広域応援対策を講ずるものとする。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の締結も考慮するものとする。

第2 応援の要請等

- 1 本部長（市長）は、青森市内において大規模災害が発生し、青森市独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、次により応援を要請する。

(1) 消防並びに水道施設の早期復旧及び給水の確保を除く応急措置については、「**大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定**」に基づき、他市町村へ応援を要請する。
- 3 市長は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点等他の市町村等の応援の受入体制を確立しておく。

第3 防災関係機関等との応援協力

港湾管理者は、港湾施設について早急に被災状況を確認し、東北地方整備局に対して被災状況を報告する。東北地方整備局及び港湾管理者は、港湾施設が被災した場合、**緊急物資等の輸送ができるよう、航路啓開を行うとともに、防潮堤・岸壁・物揚場等の工事、航路・泊地のしゅんせつ、岸壁・物揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を必要に応じ実施する。**

第3 1 節 石油燃料供給対策

第2 実施内容

- (2) 本部長（市長）は、本計画に基づき石油燃料を調達するものとするが、石油燃料の不足が顕著で、県石油商業協同組合各支部等と調整しても調達できない場合は、知事（**商工政策課**）に応援を要請する。

第3 2 節 広域応援

風水害等の災害が発生した場合において応急対策活動を円滑に実施するため、**以下のとおり**地方公共団体相互の広域応援対策を講じるものとする。**なお**、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の**協定締結**も考慮する。

第2 応援の要請等

- 1 本部長（市長）は、青森市内において大規模災害が発生し、青森市独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、次により応援を要請する。

(1) 消防並びに水道施設の早期復旧及び給水の確保を除く応急措置については、「**災害時における青森県市町村相互応援に関する協定**」に基づき、他市町村への応援を**県**に要請する。
- 3 市長（**本部長**）は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順の**確認**、応援機関の活動拠点の**整備**等他の市町村等の応援の受入体制を確立しておく。

第3 防災関係機関等との応援協力

本部長（市長）は、災害時において応急活動、復旧活動が円滑に行われるよう、必要に応じて災害時の応援協定を締結している次の防災関係機関、関連事業者等に対して、市の災害応急対策への応援を要請する。また、今後も体制強化のため協定締結の推進を図る。

第33節 自衛隊災害派遣要請

第1 実施責任者等

1 実施責任者

知事に対する自衛隊災害派遣要請に係る事務手続については、本部長（市長）が行うものとする。

第2 災害派遣の要件等

1 要件

風水害等の災害に際して、人命または財産の保護のため（公共性）、地方防災機関等では、明らかに能力が不足すると判断され、かつ自衛隊の人員、装備、機材によらなければ（非代替性）、その救援及び応急復旧が時機を失することとなる場合（緊急性）。

第34節 県防災ヘリコプター運行要請

風水害等の災害時において、災害応急対策活動、火災防御活動、救助活動及び救急活動を迅速かつ的確に行うため、県防災ヘリコプターの運航要請に関し定めるものとする。

第1 実施責任者等

1 実施責任者

県防災ヘリコプターの運航要請は、本部長（市長）または消防長が行うものとする。

第2 航空機の活動内容を追加

本部長（市長）は、災害時において応急活動、復旧活動が円滑に行われるよう、防災関係機関、関連事業者等と次のとおり協定を締結しているが、今後も体制強化のため協定締結の推進を図る。

第33節 自衛隊災害派遣要請

第1 実施責任者等

1 実施責任者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続については、本部長（市長）が行う。

第2 災害派遣の要件等

1 要件

天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため（公共性）、地方防災機関等では明らかに能力が不足すると判断され、かつ、自衛隊の人員、装備、機材によらなければ（非代替性）、その救援及び応急復旧が時機を失することとなる場合（緊急性）。

第34節 航空機運用

大規模災害時において、航空機（ヘリコプター及び固定翼機）を保有する防災関係機関相互の連携体制の確立を図るとともに、航空機等の安全運航及び効率的な運用調整を行う。

第1 実施責任者等

1 実施責任者

県防災ヘリコプターの運航要請は、本部長（市長）または消防長が行うものとする。

県災害対策本部（対策班航空機運用調整チーム）は、安全かつ迅速・的確な応急対策活動等を実施する。

第2 航空機の活動内容

航空機を有する防災関係機関等は、大規模災害時において、それぞれの航空機の機動性等を活かし、災害直後の初動時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

1 ヘリコプター活動

	<p>災害対策活動に従事するヘリコプターは、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合において、次の活動を行う。</p> <p>(1) 情報収集活動</p> <p>ア 被害状況の把握と伝達</p> <p>イ 地上及び海上部隊の活動支援のための情報提供</p> <p>(2) 捜索・救助・救出活動</p> <p>(3) 搬送活動</p> <p>ア 救急患者等の搬送（転院搬送を含む。）</p> <p>イ 救援隊・医師等の人員搬送</p> <p>ウ 被災地への救援物資の搬送（医薬品等を含む。）</p> <p>エ 応急復旧用資機材等の搬送</p> <p>オ 孤立地域からの被災者の搬送</p> <p>(4) 広報活動</p> <p>ア 避難勧告等の広報（避難誘導を含む。）</p> <p>イ 民心安定のための広報</p> <p>(5) その他の活動</p> <p>ア 林野火災等の空中消火</p> <p>イ その他ヘリコプターにより対応すべき活動</p> <p>2 固定翼機活動</p> <p>災害対策活動に従事する固定翼機は、固定翼機による活動が有効と認められる場合において、次の活動を行う。</p> <p>(1) 情報収集活動</p> <p>被害状況の把握と伝達</p> <p>(2) 搬送活動</p> <p>ア 救急患者の県外医療機関への搬送</p> <p>イ 県外からの救援隊・医師等の人員及び救援物資の搬送</p> <p>3 地上支援活動</p> <p>航空機活動を支えるため、次のような地上支援活動を行う。</p> <p>(1) ヘリコプターの駐機場及び場外離着陸場の確保</p> <p>(2) ヘリコプターの安全な活動のための情報提供</p> <p>(3) ヘリコプターの離着陸に係わる調整支援（搭乗人員の確認、掌握、誘導）</p> <p>(4) ヘリポート運営支援（立入制限、散水、人員等の統制、給油等）</p> <p>(5) その他必要な活動（管理施設の提供等）</p>
--	---

第3 安全運行体制の確保を追加

第2 運行要請の要件

- 1 公共性（災害等から市民の生命財産を保護し、被害軽減を図る目的であること）
- 2 緊急性（差し迫った必要性があること）
- 3 非代替性（県防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと）

第3 活動内容

1 災害応急対策活動

- (1) 被害状況の偵察、情報収集等
- (2) 救援物資、人員等の搬送
- (3) 災害に関する情報、警報等の伝達及び災害広報等

2 火災防御活動

第3 安全運行体制の確保

ヘリコプターを有する防災関係機関は、以下のような安全運航体制の確保に努める。

(1) 大規模災害時には、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災地上空等に飛来し、危険な状態になりやすいことから、二次災害防止のため、東京航空局三沢空港事務所、陸上自衛隊東北方面隊及び航空自衛隊北部航空方面隊等との連携により安全運航体制を確保する。

(2) 被災地上空を飛ぶ報道ヘリコプターが、救出救助活動の支障となる場合は、被災地上空からの一時的な退避等について協力要請を行い、安全に活動できる体制を確保する。

(3) 県は、航空機の飛行調整や場外離着陸場等の安全管理等において支援が必要と認められた場合、航空支援員の派遣要請を市町村等に対して行うこととし、その活動内容等については、「大規模災害時における青森県防災航空隊への航空支援に関する協定」の定めるところによる。

※ 「航空支援員」とは、円滑な受入体制を確立するため、あらかじめ県防災航空隊員勤務経験者を指定した者をいう。

第4 県防災ヘリコプターの運行

1 運行要請の要件

- (1) 公共性
災害等から市民の生命、**身体及び**財産を保護し、被害軽減を図る目的であること
- (2) 緊急性
差し迫った必要性があること
- (3) 非代替性
県防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと

2 活動内容

(1) 災害応急対策活動

- ア 被害状況の偵察、情報収集等
- イ 救援物資、人員等の搬送
- ウ 災害に関する情報、警報等の伝達及び災害広報等

(2) 火災防御活動

- (1) 林野火災における空中消火
- (2) 偵察、情報収集等
- (3) 消防隊員、資機材等の搬送等
- 3 救助活動
- (1) 中高層建築物等の火災における救助等の活動
- (2) 山岳遭難及び水難事故等における捜索・救助等の活動
- (3) 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故救助等の活動
- 4 救急活動
- 交通遠隔地からの傷病者搬送等

第4 運行要請の方法

運行要請は、次の事項を電話等により通報した後、速やかに県防災ヘリコプター緊急運航要請書(所定の様式)により行う。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 県防災ヘリコプターが離着陸する飛行場外離着陸場(第21節「輸送対策」参照)の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

- ア 林野火災における空中消火
- イ 偵察、情報収集等
- ウ 消防隊員、資機材等の搬送等
- (3) 救助活動
- ア 中高層建築物等の火災における救助等
- イ 山岳遭難及び水難事故等における捜索・救助
- ウ 高速自動車国道及び自動車専用道路上の事故救助等
- (4) 救急活動
- 交通遠隔地からの傷病者搬送等

第5 運行要請の方法

運行要請は、次の事項を電話等により通報した後、速やかに青森県総合防災情報システムにより行う。

(1) 転院搬送

項目	内容
発生場所	病院名
緊急性の有無	傷病の状況
傷病者の状況	傷病者の人数、年齢、性別、氏名、傷病名、傷病程度、バイタル
処置状況・必要資器材	酸素、モニター等の機内持ち込みの有無
同乗者	医師、看護師、家族、同伴者等
搬送先医療機関	調整済みの場合は連絡、未調整の場合は県で調整
飛行場外着陸場	搭乗に使用する飛行場外離着陸場
地上安全管理	飛行場外着陸場の安全管理実施者(消防等)
気象状況	天候、目視距離(視程)、風速
依頼責任者氏名・連絡手段	市町村、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と連絡先
搬送先責任者氏名・連絡手段	搬送先がわかる場合は先方の担当者
無線コールサイン	呼び出し名(相互の呼び出しを通報)

(2) 救助事案

項目	内容
発生場所	住所・目標(U T M、経度緯度)
緊急性の有無	孤立のみ・負傷・傷病の有無
孤立者の情報	孤立者の人数・傷病者の人数

搬送先	孤立地域から転送する場所
飛行場外着陸場	降機する飛行場外離着陸場
地上安全管理	飛行場外着陸場の安全管理実施者（消防等）
気象状況	天候、目視距離（視程）、風速
依頼責任者氏名・連絡手段	市町村、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と連絡先
搬送先責任者氏名・連絡手段	搬送先がわかる場合は先方の担当者
無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼び出しを通報）

(3) 火災事案

項目	内容
発生場所	住所・目標（UTM、経度緯度）
概要及び延焼状況	火災の状況についての情報
給水ポイント	他給水・自給水（場所： ）
飛行場外着陸場	給水・燃料補給を行う飛行場外離着陸場
地上安全管理	飛行場外着陸場の安全管理実施者（消防等）
地上隊の状況	地上隊の活動状況・規模等
気象状況	天候、目視距離（視程）、風速
現場指揮者（依頼責任者）との連絡手段及び連絡先	ヘリとの連絡担当者、連絡手段・連絡先
無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼び出しを通報）

第5 受入体制

本部長（市長）または消防長は、県防災ヘリコプターの運航要請をしたときは、知事と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次に掲げる受入態勢を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策

【風水害等対策編】

第2章 雪害、火山、事故災害対策計画

第6 受入体制

本部長（市長）又は消防長は、県防災ヘリコプターの運航要請をしたときは、知事と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次に掲げる受入態勢を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び離着陸場所周辺の警備等の安全確保対策

【風水害等対策編】

第2章 雪害、火山、事故災害対策計画

第1節 雪害対策

第1 予防対策

1 雪害に強いまちづくり

- (1) 本市の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による地域の孤立、なだれ災害等の雪害に強いまちづくりを行う。
- (2) 住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。
- (3) 積雪期における避難所、避難路の確保に努めるとともに、避難所における暖房施設及び除排雪等に必要な機材等の確保に努める。

4 捜索、救助・救急及び医療活動体制の整備

豪雪時の捜索、救助・救急活動に備えた、資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医療体制の整備を図るとともに、医薬品等の備蓄に努める。

1.2 文教対策

(1) 通学路の確保

通学路を確保するため、町会及び町内会等と連携した除雪体制を整備する。

(2) 冬季分校及び寄宿舎の開設

冬期間の積雪による通学困難を解消し、円滑な教育の確保を図るため、必要に応じて、冬季分校及び寄宿舎を開設する。

(3) 施設内における非常口の確保

学校等の施設内における事故発生に備えて、常に非常口周辺を除雪し、進入路等を確保する。

第1節 雪害対策

第1 予防対策

1 雪害に強いまちづくり

- (1) 青森市の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による地域の孤立、なだれ災害等の雪害に強いまちづくりを行う。
- (2) 住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。
- (3) 消防機関、福祉関係機関、町内会、自主防災組織等と連携し、自力で除雪作業を実施できない要配慮者宅の状況を訪問等により把握し、除雪が必要な場合は、これらの世帯の除雪作業の実施に努める。また、必要によっては、除雪業者のあっせんを行う。
- (4) 広報等により、屋根雪等による事故防止について、市民に対する啓発に努める。
- (5) 積雪期における避難所、避難路の確保に努めるとともに、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、防寒用品等）の備蓄に努める。

4 捜索、救助・救急及び医療活動体制の整備

(1) 医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

(2) 災害時の捜索、救助・救急活動に備えた、資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

1.2 文教対策

(1) 通学路の確保

通学路を確保するため、町会及び町内会等と連携した除雪体制を整備する。

(2) 施設内における非常口の確保

学校等の施設内における事故発生に備えて、常に非常口周辺を除雪し、確保する。

<p>(4) 落雪による事故防止 校舎及び屋内運動場等の屋根からの落雪による事故を未然に防止するため、必要な措置を講ずるとともに、降雪期前に点検等を行う。</p> <p>(5) 学校建物の雪害防止 屋根雪による学校建物の倒壊を未然に防止するため、校舎及び屋内運動場等の屋根の雪おろしを計画的に実施する。</p> <p>13 防雪対策</p> <p>(1) なだれ災害予防対策 イ. なだれ危険箇所の警戒 ウ. 事故防止体制 なだれの発生による事故を防止するため、危険道路及び危険地域の警戒体制を強化し、必要に応じて、交通規制の実施、迂回路の開設及び避難措置等の事故防止措置を講ずる。</p> <p>(2) 地吹雪災害予防対策 ア. 道路の地吹雪対策施設の整備 交通の安全を確保するため、地吹雪多発地域の道路に防雪柵、スノーシェッド、視線誘導標識等の吹きだまり対策施設及び視程障害対策施設を整備する。</p> <p>(3) 着雪災害予防対策 ウ. 果樹等の着雪防止を追加</p> <p>15 雪害対策に関する観測等の推進を追加</p> <p>16 防災訓練の実施を追加</p> <p>第2 応急対策 4 道路の交通確保</p>	<p>(3) 落雪による事故防止 校舎及び屋内運動場等の屋根からの落雪による事故を未然に防止するため、必要な措置を講じる。</p> <p>(4) 学校建物の雪害防止 校舎及び屋内運動場等の屋根の雪おろしについては、あらかじめ計画的に実施する。</p> <p>13 防雪対策</p> <p>(1) なだれ災害予防対策 イ. なだれ危険箇所の警戒 ウ. 事故防止体制 なだれの発生による事故を防止するため、危険道路及び危険地域の警戒体制を強化し、交通規制及び迂回路の開設及び避難措置等必要な事故防止措置を講じる。</p> <p>(2) 地吹雪災害予防対策 ア. 道路の地吹雪対策施設の整備 交通の安全を確保するため、地吹雪多発地域の道路に防雪柵、スノーシェルター、視線誘導標識等の吹きだまり対策施設、視程障害対策施設を整備する。</p> <p>(3) 着雪災害予防対策 ウ. 果樹等の着雪防止 果樹等の着雪防止は、「8. 農林水産業の生産条件の確保」により実施する。</p> <p>15 雪害対策に関する観測等の推進 降雪量、積雪量等の観測体制、設備の充実・強化等を図る。</p> <p>16 防災訓練の実施 積雪・なだれ等を想定した防災訓練を実施し、災害時の対応についての周知徹底を図るほか、関係機関等が相互に連携した実践的な訓練の実施に努める。</p> <p>第2 応急対策 4 道路の交通確保</p>
---	--

<p>(1) 情報の収集、連絡</p> <p>ア. 道路パトロールの実施を強化し、路面及び法面の状況（路面凍結、橋面凍結、圧雪の状況、雪庇等の有無）、雪堆積場・雪寄せ場、雪盛り箇所等を把握する。</p> <p>イ. 本計画に基づき、雪害防止に必要な情報の収集・伝達を行う。</p> <p>ウ. 異常事態が発生した場合は、速やかに報道機関、県交通管制センター、日本道路交通情報センター、青森県土整備事務所、青森河川国道事務所等に通報する。</p> <p>(2) 除排雪の実施</p> <p>道路の除排雪は、国（青森河川国道事務所）及び県等と連携を図るとともに、排雪作業の効率性を高めるため、幹線道路を優先して実施する。</p> <p>なお、青森県土整備事務所において、「青森県除雪事業計画」に基づく地区警戒体制等が青森市域に敷かれた場合、青森県土整備事務所と連絡を密にし、次により道路交通確保に万全を期するものとする。</p> <p>ア. 道路及びこれに関する情報連絡体制の強化</p> <p>イ. 除雪機械及びオペレーターの借上げ、応援に関する事前手配</p> <p>ウ. 除排雪作業の強化及び計画的な実施</p> <p>エ. 除排雪時期の検討</p> <p>オ. パトロール強化及び写真その他資料の準備</p> <p>6 生活関連施設の交通路の確保</p> <p>本部長（市長）は、市民及び事業者等と協力し、通学・通園路及び雪寄せ場の確保等を図り、生活関連施設への交通路の確保に努めるものとする。</p> <p>7 鉄道交通の確保</p> <p>鉄軌道事業者は、積雪期における規定ダイヤによる運行の確保のため、除排雪体制（車輛、機械、人員及び施設）の整備拡充を図るとともに、停車場構内等の増配線を実施し、除雪能力、操車能力の強化に努める。</p> <p>10 除排雪困難者の除排雪対策</p>	<p>(1) 情報の収集、連絡</p> <p>ア. 道路パトロールを実施し、特に路面、法面の状況（路面凍結、橋面凍結、圧雪の状況、雪庇等の有無）、雪堆積場・雪寄せ場、雪盛り箇所等を把握する。</p> <p>イ. 本計画に基づき、雪害防止に必要な情報の収集・伝達を行う。</p> <p>ウ. 異常事態が発生した場合は、速やかに報道機関、県交通管制センター、日本道路交通情報センター、東青地域県民局地域整備部、青森河川国道事務所等に通報する。</p> <p>(2) 豪雪災害時における体制</p> <p>青森市域管轄の東青地域県民局地域整備部内に「青森県除雪事業計画」の地区警戒体制等が敷かれた場合、東青地域県民局地域整備部と連絡を密にし、次により道路交通確保に万全を期する。</p> <p>ア. 道路及びこれに関する情報連絡体制の強化</p> <p>イ. 除雪機械及びオペレーターの借上げ、応援に関する事前手配</p> <p>ウ. 除排雪作業の強化及び計画的検討</p> <p>エ. 除排雪時期の検討</p> <p>オ. パトロール強化及び写真その他資料の準備</p> <p>6 生活関連施設の確保</p> <p>(1) 通学通園路の確保</p> <p>豪雪時には、青森市は、市民と協力し通学通園路を確保する。</p> <p>(2) 堆雪場の指定</p> <p>堆雪場は、次のとおりとする。</p> <p>7 鉄道交通の確保</p> <p>(1) 積雪期における規定ダイヤによる運行の確保のため、除雪体制（車輛、機械、人員及び施設）の整備拡充を働きかける。</p> <p>(2) 停車場構内等の増配線を実施し、除雪能力、操車能力の強化を働きかける。</p> <p>10 除排雪困難者の除排雪対策</p>
--	--

本部長（市長）は、近隣に親族等がないなど、一定の条件に該当する高齢者等除排雪困難者の屋根雪による家屋倒壊の危険性がある家屋を調査し、青森市社会福祉協議会や消防団、ボランティア等の協力を得て、屋根雪等の除排雪に努める。

1 1 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら除排雪の実施が困難な場合、除排雪の実施またはこれに要する除排雪機械及びオペレーターの確保について県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森市町村相互応援協定」及び消防相互応援協定に基づき、他の市町村へ応援を要請するほか、県へ緊急消防援助隊及び自衛隊の災害派遣等について要請する。

第2節 火山災害対策

第1 予防対策

1 火山防災協議会における協議事項等を追加

一人暮らしの高齢者、障害者、母子家庭等の除排雪困難者の屋根雪による家屋倒壊の危険性がある家屋を調査し、青森市社会福祉協議会や消防団、ボランティア等の協力を得て、屋根雪等の除排雪に努める。

1 1 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら除排雪の実施が困難な場合、除（排）雪の実施又はこれに要する除（排）雪機械及びオペレーターの確保について県へ応援を要請するほか、「災害時における青森市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村へ応援を要請するほか、県に自衛隊の災害派遣等について要請する。

第2節 火山災害対策

第1 予防対策

1 火山防災協議会における協議事項等

(1) 警戒地域をその区域に含む青森市は、本計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発表・伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示（緊急）等避難のための措置について本部長（市長）が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。また、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、青森市は、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、本計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

(2) 県及び警戒地域をその区域に含む青森市が

警戒避難体制の整備について本計画に定める際は、火山防災協議会での検討により、噴火シナリオや複数の噴火規模を想定した火山ハザードマップを用いて避難開始時期や避難対象地域をあらかじめ段階的に設定することにより噴火警戒レベルを設定し、これに対応した避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段を定めるなど具体的で実践的な避難計画を本計画に位置付けるようにする。

(3) 県及び警戒区域をその地区に含む青森市は、本計画に定める事項について、火山防災協議会の意見を聴くものとする。

(4) 警戒地域をその区域に含む本部長（市長）は、本計画に基づき、警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民、登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民や登山者等に防災上必要な情報を付加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講じるものとする。

(5) 県及び青森市は、登山者など火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届の導入、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。この際、火山防災協議会において、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案し、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届の必要性について検討するものとする。登山届が必要と認められる場合には、ITを用いた登山届の仕組み等も活用し、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。

1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 噴火警報等を迅速かつ確実に関係機関、市民等に伝達する体制を整備するとともに、**関係機**

2 情報収集・連絡体制の整備

(1) 噴火警報等を迅速かつ確実に関係機関、市民等に伝達する体制を整備するとともに、**常時遠**

関の協力を得ながら、遠望観測等を実施するほか、火山活動に関する異常現象を発見した場合、青森市、警察署へ迅速かつ確実に通報されるよう周知する。

3 救助・救急、消火及び医療活動体制の整備

- (1) 医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の救助・救急、消防活動に備え、資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等を確保できる体制の整備に努める。

4 避難体制の整備

- (1) 予想される噴火、降灰（礫）、溶岩、有毒ガス、泥（土石）流、火砕流及び地殻変動等火山現象による災害に対応できるよう避難所を設定する。
- (2) 火山活動の状況に応じての登山規制、立入規制等の措置を迅速かつ適切に行えるよう体制を整備する。
- (3) を追加

5 防災訓練の実施及び防災知識の普及・啓発

- (1) 総則・災害予防計画編／第2章／第1部／第2節「防災訓練」によるほか、県、県警察等防災関係機関と緊密な連携のもとに実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。
- (2) 総則・災害予防計画編／第2章／第1部／第1節「防災教育及び防災思想の普及」によるほか、火山ハザードマップ等の作成に努め、火山活動に伴う異常現象、噴火の前兆現象、噴火災害時の対応等について周知を図る。
- (3) 火山性ガスの発生している箇所等の危険箇所の把握に努め、平常時から地域住民等への周知徹底に努める。

望観測等を実施するほか、火山活動に関する異常現象が、発見者から青森市、警察官へ迅速かつ確実に通報されるよう、あらかじめ市民等に周知徹底する。

4 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

- (1) 医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の救助・救急、消防活動に備え、資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

5 避難体制の整備

- (1) 予想される噴火、降灰（礫）、溶岩、有毒ガス、泥（土石）流、火砕流及び地殻変動等火山現象による災害を想定し、実態に即した避難場所を設定しておく。
- (2) 火山活動の状況に応じての入山規制、立入規制等の措置を迅速かつ適切に行えるための計画を策定しておく。
- (3) 関係市町村及び関係機関の協議等により、火山周辺で地域住民が居住している範囲を火山災害対策計画における「居住地域」としてあらかじめ定めておき、噴火警報発表時に必要十分な避難対策が行えるようにする。

6 防災訓練の実施及び防災知識の普及・啓発

- (1) 総則・災害予防計画編／第2章／第1部／第2節「防災訓練」によるほか、県、県警察等防災関係機関と緊密な連携のもとに火山ハザードマップや噴火シナリオ等を活用した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。
- (2) 総則・災害予防計画編／第2章／第1部／第1節「防災教育及び防災思想の普及」によるほか、火山活動に伴う異常現象、噴火の前兆現象、噴火災害時の対応等について、各火山の特性を考慮した火山ハザードマップ等の作成により市民等に周知徹底する。
- (3) 火山性ガスの発生している箇所等の危険箇所の把握に努め、平時から市民等への周知徹底に努める。

7 登山者等の安全確保を追加

第2 応急対策

3 噴火警報等の発表及び伝達

噴火警報等の発表及び伝達は、第1章／第3節「気象予報・警報等の収集及び伝達」による。

4 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達は、第1章／第4節「情報収集及び被害報告」によるほか、次のとおりとする。

災害現場は山岳地であることから、青森市及び防災関係機関の無線機を活用するほか、航空機による災害情報を収集・伝達する。

災害情報の内容は、次のとおりとする。

- (1) 人的被害及び住家被害の状況
- (2) 要救助者の確認
- (3) 市民等の避難状況
- (4) 噴火規模及び火山活動の状況
- (5) 被害の範囲
- (6) 避難路及び交通の確保の状況
- (7) その他必要と認める事項

7 登山者等の安全確保

(1) 県及び青森市は、登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。

(2) 県及び青森市は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して防災知識の普及啓発を図るものとする。また、パンフレットの配布等を通じて、火山災害履歴についての知識の普及を図る。

(3) 登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届、登山計画書、登山カード等の積極的な提出等の手段を講じるよう努めるものとする。

第2 応急対策

3 噴火警報等の収集及び伝達

噴火警報等の収集及び伝達は、第1章／第3節「気象予報・警報等の収集及び伝達」による。

4 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達は、第1章／第4節「情報収集及び被害報告」によるほか、次による。

県は、国から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の伝達を受けた場合は、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、指定地方行政機関、指定地方公共機関、青森市その他の関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

青森市は、県から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の伝達を受けた場合は、本計画の定めるところにより、伝達を受けた事項を防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関や市民、登山者等へ伝達するものとする。また、放送事業者等は、伝達を受けた噴火警報等について、市民、登山者等への伝達に努めるものとする。なお、青森市は、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベル）を運用している火山では噴

<p>5 活動体制の確立</p> <p>災害発生時は、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置など必要な体制をとる。</p> <p>9 警戒避難対策</p> <p>警戒避難対策は、第1章／第7節「避難」によるほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 噴火警報等の発表、または異常現象の通報がなされ、火山噴火等により地域住民に被害が及ぶおそれがあると判断される場合には、人命の安全を第一義とし、直ちに避難の勧告、指示を行う。</p> <p>(2) 避難者の誘導については、火山の位置及び特性、地形等に留意し、青森市、青森消防本部、青森警察署及び青森南警察署等が相互に連携し実施する。</p> <p>(3) 観光客、登山者等の対策として、火山活動の状況に応じ、観測、監視体制を強化するとともに、登山規制、立入規制等の措置をとる。</p> <p>(4) を追加</p>	<p>火警戒レベル4以上、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者等に伝達するものとする。</p> <p>災害現場は山岳地であることから、青森市等防災関係機関の無線機を活用するほか、航空機による空中偵察によって災害情報を収集・伝達する。</p> <p>災害情報の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 人的被害及び住家被害の状況</p> <p>(2) 要救助者の確認</p> <p>(3) 市民・登山者・観光客等の避難状況</p> <p>(4) 噴火規模及び火山活動の状況</p> <p>(5) 被害の範囲</p> <p>(6) 避難路及び交通の確保の状況</p> <p>(7) その他必要と認める事項</p> <p>5 活動体制の確立</p> <p>発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。</p> <p>9 警戒避難対策</p> <p>警戒避難対策は、第1章／第7節「避難」によるほか、次による。</p> <p>(1) 噴火警報等の発表、又は異常現象の通報がなされ、火山噴火等により地域住民に被害が及ぶおそれがあると判断される場合には、人命の安全を第一義とし、直ちに避難勧告等を発令する。</p> <p>(2) 避難者の誘導については、火山の位置及び特性、地形等に留意し、あらかじめ定めた青森市、青森消防本部、青森警察署及び青森南警察署等の役割分担、誘導方法、避難先等の避難計画に基づき実施する。</p> <p>(3) 観光客、登山者等の対策として、火山活動の状況に応じ、観測、監視体制を強化するとともに、入山規制、立入規制等の措置をとる。</p> <p>(4) 噴火警報等が発表された場合には、警報の区分に応じた居住地域からの避難、入山規制、火口周辺への立入規制などを検討し、必要な範囲に対して実施する。</p>
---	---

1 1 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら応急措置の実施が困難な場合、市町村相互応援協定及び消防相互応援協定に基づき、他の市町村へ応援を要請するほか、県への緊急消防援助隊、自衛隊の災害派遣等について要請する。

第3節 海上災害対策

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、**または発生のおそれがある場合及び船舶からの油、危険物等の大量排出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、または発生のおそれがある場合に、その拡大を防止し、被害の軽減を図るため、早期に初動体制を確立して、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。**

I 海難対策

第1 予防対策

海難の発生を未然に防止し、**または被害を軽減するため、青森市は、関係機関と協力しながら次により必要な予防対策を実施するものとする。**

1 船舶の安全性及び安全な運航の確保

船舶の安全性及び安全な運航の確保については、本節「I 海難対策」の「船舶の安全性及び安全な運航の確保」により実施する。

2 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制等の整備については、本節「I 海難対策」の「情報収集・連絡体制等の整備」により実施する。

1 1 応援協力関係

- (1) 青森市自ら応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第1章第3節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第3節 海上災害対策

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による**多数の**遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、**又は発生のおそれがある場合及び船舶からの油、危険物等の大量排出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。**

I 海難対策

第1 予防対策

海難の発生を未然に防止し、**又は被害の軽減を図るため、青森市は、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。**

1 船舶の安全性及び安全な運航の確保

船舶所有者等及び漁業協同組合は、気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。

2 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

<p>3 災害応急体制の整備</p> <p>災害応急体制の整備については、本節「I 海難対策」の「災害応急体制の整備」により実施する。</p> <p>4 消火及び医療活動体制の整備</p> <p>救助・救急、医療及び消火活動体制の整備については、本節「I 海難対策」の「救助・救急、医療及び消火活動体制の整備」により実施する。</p> <p>第2 応急対策</p> <p>海難が発生し、または発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、または軽減するため、次のとおり応急対策を講ずるものとする。</p> <p>4 活動体制の確立</p> <p>青森市及び災害発生事業所は、災害発生後、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置など必要な体制をとる。</p> <p>6 救助・救急活動</p> <p>(3) 防災関係機関の措置</p> <p>ア. 第二管区海上保安本部（青森海上保安部）の措置</p> <p>被災者の救助・救急活動を行うものとし、必要に応じ民間救助組織（青森県漁船海難防止・水難救済会）等と連携する。</p> <p>10 応援協力関係</p> <p>本部長（市長）は、市単独による応急措置の実施が困難な場合、市町村相互応援協定及び消防相互応援協定に基づき、他の市町村へ応援を要請するほか、知事への緊急消防援助隊、自衛</p>	<p>3 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。</p> <p>(2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。</p> <p>4 搜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備</p> <p>(1) 災害発生事業所の措置</p> <p>危険物等の種類に応じた化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。</p> <p>(2) 本部長（市長）の措置</p> <p>危険物等の種類に応じた化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。また、災害時の医療活動に備え、資機材等の整備に努める。</p> <p>第2 応急対策</p> <p>海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減を図るため、次のとおり応急対策を講じる。</p> <p>4 活動体制の確立</p> <p>青森市及び災害発生事業所は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。</p> <p>6 救助・救急活動</p> <p>(3) 防災関係機関の措置</p> <p>ア. 第二管区海上保安本部（青森海上保安部）の措置</p> <p>被災者の救助・救急活動を行い、必要に応じ民間救助組織（青森県水難救済会）等と連携する。</p> <p>10 応援協力関係</p> <p>(1) 青森市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」そ</p>
--	---

隊の派遣を含め応援を要請する。

II 海上排出油等及び海上火災対策

重油等の大量排出等による海洋汚染、火災、爆発等を未然に防止し、**または被害を軽減するため**、青森市は、関係機関と協力しながら次により必要な予防対策を実施するものとする。

第1 予防対策

1 船舶の安全性及び安全な運航の確保

船舶所有者等及び漁業協同組合は、気象情報の把握に努め、**海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるとともに**、職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、**応急体制を整備する。**

4 消火及び医療活動体制の整備

救助・救急、医療及び消火活動体制の整備については、本節「I 海難対策」の「救助・救急、医療及び消火活動体制の整備」により実施する。

5 排出油・漂着油防除体制等の整備

油等が大量に排出・漂着した場合等に備えて、オイルフェンス等の防除資機材の整備を図る。

第2 応急対策

4 活動体制の確立

青森市は、県と協力して**災害発生後**、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置**など**必要な体制をとる。

8 油等の大量排出に対する応急対策活動

沿岸海域において、油等が大量に排出等した場合や海上火災があった場合の応急対策は次により実施する。

(1) 災害発生事業所（船舶所有者、管理者、占有

他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。

(2) 自衛隊への災害派遣要請については、第1章第3節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

II 海上排出油等及び海上火災対策

重油等の大量排出等による海洋汚染、火災、爆発等を未然に防止し、**又は被害の軽減を図るため**、青森市は、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

第1 予防対策

1 船舶の安全性及び安全な運航の確保

船舶の安全性及び安全な運航の確保については、本節「I 海難対策」の「船舶の安全性及び安全な運航の確保」により実施する。

4 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

救助・救急、医療及び消火活動体制の整備については、本節「I 海難対策」の「救助・救急、医療及び消火活動体制の整備」により実施する。

5 排出油・漂着油防除体制等の整備

油等が大量に排出・**漂着油等の事故が発生した場合に備えて**、オイルフェンス等の防除資機材を整備する。

第2 応急対策

4 活動体制の確立

青森市は、県と協力して、**初災後**速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置**等**必要な体制をとる。

8 油等の大量排出に対する応急対策活動

沿岸海域において、油等が大量に排出・**漂着**等した場合や海上火災があった場合の応急対策は次により実施する。

(1) 災害発生事業所（船舶の所有者、管理者、占

<p>者等を含む。)の措置</p> <p>ア. 所轄消防機関、第二管区海上保安本部（青森海上保安部）、または青森市等関係機関に対し、災害発生について直ちに通報するとともに、現場付近の者または船舶に対し注意を喚起する。また、必要に応じ付近住民に避難するよう警告する。</p> <p>イ. 自衛消防隊その他の要員により、次の排出油等の拡散防止活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ他の関係事業所の応援協力を求める。</p> <p>(3) 防災関係機関の措置</p> <p>ア 第二管区海上保安本部（青森海上保安部）の措置</p> <p>(カ) 巡視船艇を出動させ、関係市町村（消防機関）と連携し、港湾関係団体等の協力を得て排出油等の拡散防止、除去活動及び消火活動を実施する。消火活動を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行う。</p> <p>なお、業務協定により、埠頭または岸壁に繫留された船舶及び上架または入渠中の船舶並びに河川湖沼における船舶の消火活動は、主として消防機関が担任し、それ以外の船舶の消火活動は、主として第二管区海上保安本部（青森海上保安部）が担任し、それぞれ相互に協力して消火活動を行う。</p> <p>エ 青森警察署の措置</p> <p>海上事故により油等が大量に排出した場合、関係機関と緊密に連携して地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を実施する。</p> <p>カ 港湾・漁港管理者の措置</p> <p>港湾・漁港管理者は、港湾・漁港施設に及ぶ被害の防止措置を講ずるとともに、港湾機能に支障を来すおそれがある場合または第二管区海上保安本部（青森海上保安部）若しくは関係市町村から協力を求められた場合は、曳き船等により、積</p>	<p>有者等を含む。)の措置</p> <p>ア. 所轄消防機関、第二管区海上保安本部（青森海上保安部）、又は青森市等関係機関に災害発生について直ちに通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対し注意を喚起する。また、必要に応じ、付近住民に避難するよう警告する。</p> <p>イ. 自衛消防隊、その他の要員により、次の排出油等の防除活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ他の関係企業に応援協力を求める。</p> <p>(3) 防災関係機関の措置</p> <p>ア 第二管区海上保安本部（青森海上保安部）の措置</p> <p>(カ) 巡視船艇を出動させ、関係市町村（消防機関）と連携し、港湾関係団体等の協力を得て排出油等の拡散防止、除去活動及び消火活動を実施する。消火活動を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行う。</p> <p>なお、業務協定により、①埠頭又は岸壁に繫留された船舶及び上架又は入渠中の船舶、②河川湖沼における船舶の消火活動は、主として消防機関が担任し、①及び②以外の船舶の消火活動は、主として第二管区海上保安本部（青森海上保安部）が担任し、それぞれ相互に協力して消火活動を行う。</p> <p>エ 青森警察署の措置</p> <p>海上事故により油等が大量に排出した場合、関係機関と緊密に連携して地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を実施するとともに、海上排出油等の防除活動を行う。</p> <p>カ 港湾・漁港管理者の措置</p> <p>港湾・漁港管理者は、港湾・漁港施設に及ぶ被害の防止措置を講じるとともに、港湾機能に支障を来すおそれがある場合、又は第二管区海上保安本部（青森海上保安部）若しくは関係市町村から協力を求められた場合は、曳き船等により、積極</p>
---	---

極的に消火活動等に協力する。

キ 青森県沿岸流出油等災害対策協議会の措置

大量の油が排出し、沿岸に漂着またはそのおそれがある場合は、青森県沿岸流出油等災害対策協議会会長または地区部会長は、会員の全部または一部を招集し、原因者等を含め協議調整のうえ、関係する会員に出動を要請し、また、必要と認められるときは、総合調整本部を設置し、防除活動の調整を行う。

1 1 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら応急措置の実施が困難な場合、市町村相互応援協定及び消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、県へ緊急消防援助隊及び自衛隊の災害派遣等について要請する。

第4節 航空災害対策

青森空港及びその周辺並びにその他の地域において、民間機、自衛隊機、米軍機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生し、または発生のおそれがある場合に、その拡大を防止し、被害の軽減を図るため、早期に初動体制を確立して、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

第1 予防対策

3 捜索、救助・救護、医療及び消火活動体制の整備

- (1) 医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の捜索、救助・救急、消火活動に備え、資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等を確保できる体制の整備に努める。

第2 応急対策

航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、早期に初動体制を確立し、防災関

的に災害応急活動等に協力する。

キ 青森県沿岸排出油等防除協議会の措置

青森県沿岸排出油等防除協議会会長又は地区部会長は、大量の油が排出され、沿岸に漂着するなどした場合には、必要に応じ総合調整本部を設置し、協議会会員に対し、情報の共有や既の実施された防除措置の状況の周知等に努めるとともに、迅速かつ的確な防除活動が実施できるよう調整する。

1 1 応援協力関係

- (1) 青森市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第1章第3節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第4節 航空災害対策

青森空港及びその周辺並びにその他の地域において、民間機、自衛隊機、米軍機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、早期に初動体制を確立して災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

第1 予防対策

3 捜索、救助・救護、医療及び消火活動体制の整備

救助・救急及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

第2 応急対策

航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制

係機関と緊密な協力のもとに、次のとおり各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図るものとする。

3 情報の収集・伝達

航空災害が発生し、または発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。

4 活動体制の確立

災害発生後、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置など必要な体制をとる。

6 救助・救急活動

(2) 防災関係機関の措置

イ. 青森警察署及び青森南警察署の措置

救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。また、大規模航空災害が発生した場合は、関係機関と連携のうえ、広域緊急救助隊等による救助活動を行う。

エ. 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、救助・救出活動を実施するほか、民間機の事故が発生した場合、東京航空局三沢空港事務所の要請により出動し、救助・救出活動を実施する。

1 2 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら応急措置の実施が困難な場合、市町村相互応援協定及び消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、県へ緊急消防援助隊及び自衛隊の災害派遣等について要請する。

を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防止し、被害の軽減を図る。

3 情報の収集・伝達

航空災害が発生した場合、情報の収集伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。

4 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

6 救助・救急活動

(2) 防災関係機関の措置

イ. 青森警察署及び青森南警察署の措置

救助・捜索活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。また、大規模航空災害が発生した場合は、関係機関と連携のうえ、広域緊急救助隊等による救助活動を行う。

エ. 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、捜索活動を実施するほか、民間機の事故が発生した場合、東京航空局三沢空港事務所の要請により出動し、救助活動を実施する。

1 2 応援協力関係

(1) 青森市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。

(2) 自衛隊への災害派遣要請については、第1章第3節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第5節 鉄道災害対策

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生し、**または発生のおそれがある場合に、その拡大を防止し、被害の軽減を図るため、早期に初動体制を確立して、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。**

第1 予防対策

4 救助・救護、医療及び消火活動体制の整備

(2) 本部長（市長）の措置

県と協力して救助・救急、医療及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等を**確保できる体制の整備に努める。**

第2 応急対策

列車の衝突等が発生し、**または発生するおそれのある場合、被害の拡大を防止、軽減するため、次のとおり応急対策を講ずるものとする。**

3 情報の収集・伝達

鉄道災害が発生し、**または発生するおそれがある場合、**情報の収集・伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、列車火災については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。

4 活動体制の確立

(1) 鉄軌道事業者の措置

災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を**講ずる。**

(2) 本部長（市長）の措置

災害発生後、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

1.1 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら応急措置の実施が困難な場合、市町村応援協定及び消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほ

第5節 鉄道災害対策

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合、**又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、又はその軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。**

第1 予防対策

4 救助・救護、医療及び消火活動体制の整備

(2) 本部長（市長）の措置

県と協力して救助・救急、医療及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の**備蓄に努める。**

第2 応急対策

列車の衝突等が発生した**場合、**被害の拡大を防止し、**又は軽減を図るため、**次のとおり応急対策を**講じる。**

3 情報の収集・伝達

鉄道災害が発生した**場合、**情報の収集・伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、列車火災については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。

4 活動体制の確立

(1) 鉄軌道事業者の措置

発災後、速やかに災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を**講じる。**

(2) 本部長（市長）の措置

発災後速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

1.1 応援協力関係

(1) 青森市自らの応急措置の実施が困難な場合、**県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、**「災害時における青森県市町村相互応援に関

か、県へ緊急消防援助隊及び自衛隊の災害派遣等について要請する。

第6節 道路災害対策

道路構造物の被災**または**道路における車両の衝突等により、大規模な救助・救急活動や消火活動等が必要とされている災害が発生し、**または**発生のおそれがある場合に、**その拡大を防止し、被害の軽減を図るため、早期に初動体制を確立して、次のとおり**予防、応急対策を実施するものとする。

第1 予防対策

1 道路交通の安全確保

(1) 道路管理者の措置

ア. 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかに**応急対策が展開できるようにするため**、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ. 道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるとともに、道路における災害の予防と道路施設等の安全の確保のため、必要な措置を講ずる。また、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

第2 応急対策

道路構造物の**被災等が発生し、または**発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、**軽減するため、次のとおり**応急対策を**講ずるものとする**。

4 活動体制の確立

(1) 道路管理者の措置

災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のため、必要な措置を**講ずる**。

(2) 本部長（市長）の措置

する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。

(2) 自衛隊への災害派遣要請については、第1章第33節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第6節 道路災害対策

路構造物の被災**又は**道路における車両の衝突等により、大規模な救助・救急活動や消火活動等が必要とされている災害が発生し、**又は**発生のおそれがある場合に、**早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、又はその軽減を図るため、次のとおり**予防、応急対策を実施するものとする。

第1 予防対策

1 道路交通の安全確保

(1) 道路管理者の措置

ア. 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかに**応急対策が実施するために**、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ. **道路管理者は**、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるとともに、道路における災害の予防と道路施設等の安全の確保のため、必要な措置を講ずる。また、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

第2 応急対策

道路構造物の**被災し、又は**発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、**又は軽減を図るため、次のとおり**応急対策を**講じる**。

4 活動体制の確立

(1) 道路管理者の措置

発災後、速やかに災害の拡大の防止のため、必要な措置を**講じる**。

(2) 本部長（市長）の措置

災害発生後、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

6 医療活動

医療活動については、第1章／第19節「医療、助産及び保健」による。

9 危険物の流出に対する応急対策

(2) 防災関係機関の措置

ア. 消防本部の措置

危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行う。

イ. 青森警察署及び青森南警察署の措置

危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うほか、立入禁止区域を設定し、避難誘導活動を行う。

10 道路施設の応急復旧活動

(1) 道路管理者の措置

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

13 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら応急措置の実施が困難な場合、市町村相互応援協定及び消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、県へ緊急消防援助隊及び自衛隊の災害派遣等を要請する。

発災後速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

6 医療活動

医療活動については、第1章／第19節「医療、助産及び保健」による。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を行い、必要に応じて他の医療機関等に協力を求める。

9 危険物の流出に対する応急対策

(2) 防災関係機関の措置

ア. 消防本部の措置

危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行う。

イ. 青森警察署及び青森南警察署の措置

危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うほか、道路災害が通行量の多い道路において発生し、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定し、避難誘導活動を行う。

10 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

(1) 道路管理者の措置

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設の緊急点検を行う。

13 応援協力関係

(1) 青森市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。

(2) 自衛隊への災害派遣要請については、第1章第3節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第7節 危険物等災害対策

危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい・流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害（放射性物質の大量の放出による場合を除く）が発生し、または発生のおそれがある場合に、その拡大を防止し、被害の軽減を図るため、早期に初動体制を確立して、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

第1 予防対策

2 危険物施設の安全性の確保

立入検査等により危険物施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

3 高圧ガス

(1) 規制

県は、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、高圧ガス施設の所有者等に対して次の規制を行う。

(2) 保安指導

- ア. 高圧ガス施設の位置、構造及び設備の維持管理
- イ. 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、その他取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱い
- ウ. 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス製造保安統括者等が非常時にとるべき措置
- エ. 災害による高圧ガス施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

- ア. 事業所は、法令の定めるところにより、保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。
- イ. 県及び高圧ガス関係団体は、各種保安講習等を実施する。
- ウ. 県及び高圧ガス関係団体は、保安活動促進週間を設定し、関係者の防災意識の高揚を図る。

4 火薬類施設

第7節 危険物等災害対策

危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい・流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害（放射性物質の大量の放出による場合を除く。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、又はその軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

第1 予防対策

2 危険物施設

立入検査等により危険物施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

3 高圧ガス

(1) 規制

県は、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号）に基づき、高圧ガス施設の所有者等に対して次の規制を行う。

(2) 保安指導

- ア. 高圧ガス施設の位置、構造及び設備の維持管理
- イ. 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、その他取扱及び消費並びに容器の検査及び取扱い
- ウ. 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス製造保安統括者等が非常時にとるべき措置
- エ. 災害による高圧ガス施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

- ア. 事業所は、法令の定めるところにより保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。
- イ. 県及び高圧ガス関係団体は、各種保安講習等を実施する。
- ウ. 県及び高圧ガス関係団体は、国が設定した保安活動促進週間に基づき、関係者の防災意識の高揚を図る。

4 火薬類施設

<p>(1) 規制</p> <p>県は、火薬類取締法の周知徹底を図り、火薬類施設の所有者等に対して次の規制を行う。</p> <p>(3) 保安教育等</p> <p>ア. 事業所は、法令の定めるところにより、保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。</p> <p>イ. 県は、研修会等を開催するとともに、危害予防週間を設定し、関係者の防災意識の高揚を図る。</p> <p>5 毒物・劇物施設</p> <p>(1) 規制</p> <p>市は、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物・劇物の販売業者に対して次の規制を行う。</p> <p>ア. 毒物・劇物の販売業の登録</p> <p>イ. 毒物劇物取扱責任者の選任及び届出</p> <p>ウ. 毒物・劇物の飛散、流出等の防止措置</p> <p>エ. その他法令で定められた事項</p> <p>県は、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物・劇物の製造業、輸入業者に対して次の規制を行う。</p> <p>ア. 毒物・劇物の製造業、輸入業の登録</p> <p>イ. 毒物劇物取扱責任者の選任</p> <p>ウ. 毒物・劇物の飛散、流出等の防止措置</p> <p>エ. その他法令で定められた事項</p> <p>6 放射線使用施設</p> <p>放射線使用施設の管理者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防措置を行う。</p> <p>第2 応急対策</p> <p>1 実施責任者</p> <p>(1) 災害時における危険物等による災害の防止のために必要な応急措置は、本部長（市長）、消防長、知事及び関係機関が相互に連携し行うものとする。</p>	<p>(1) 規制</p> <p>県は、火薬類取締法（昭和 25 年 5 月 4 日法律第 149 号）の周知徹底を図り、火薬類施設の所有者等に対して次の規制を行う。</p> <p>(3) 保安教育等</p> <p>ア. 事業所は、法令の定めるところにより、保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。</p> <p>イ. 県は、研修会等を開催するとともに、国が設定した危害予防週間に基づき、関係者の防災意識の高揚を図る。</p> <p>5 毒物・劇物施設</p> <p>(1) 規制</p> <p>県は、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年 12 月 28 日法律第 303 号）に基づき、毒物・劇物の販売業者に対して次の規制を行う。</p> <p>ア. 毒物・劇物の製造業、輸入業、販売業の登録</p> <p>イ. 毒物劇物取扱責任者の設置届出の受理</p> <p>ウ. 毒物・劇物の飛散、流出等の防止措置の確認</p> <p>エ. その他法令で定められた事項</p> <p>6 放射線使用施設</p> <p>放射線使用施設の管理者は、法令で定める技術基準を遵守する。県及び放射線使用施設の管理者とともに、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防措置を行う。</p> <p>第2 応急対策</p> <p>1 実施責任者</p> <p>(1) 災害時における危険物等による災害の防止のために必要な応急措置は、本部長（市長）、消防長及び知事が行う。</p>
---	---

<p>3 情報の収集・伝達</p> <p>関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。</p> <p>5 危険物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等</p> <p>(1) 危険物施設の所有者、管理者、占有者の措置 イ. 青森消防本部及び青森警察署または青森南警察署に直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。</p> <p>(2) 本部長（市長）の措置 カ. さらに消防力等を必要とする場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要な資機材の確保等について応援を要請する。</p> <p>8 毒物・劇物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等</p> <p>(1) 毒物・劇物営業者の措置 毒物・劇物施設等が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散・漏えいまたは地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、またはそのおそれがある場合は、危害防止のための応急措置を講ずるとともに、速やかに青森市（保健所）のほか、青森警察署または青森南警察署及び消防本部に災害発生について直ちに通報し、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。</p> <p>12 危険物等の大量排出に対する応急対策</p> <p>(2) 消防本部、青森警察署及び青森南警察署は、危険物等が大量排出した場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。</p> <p>16 応援協力関係</p> <p>本部長（市長）は、自ら応急措置の実施が困難な場合、市町村相互応援協定及び消防相互応援</p>	<p>3 情報の収集・伝達</p> <p>危険物等災害が発生した場合の情報の収集・伝達は、次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。</p> <p>5 危険物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等</p> <p>(1) 危険物施設の所有者、管理者、占有者の措置 イ. 青森消防本部及び青森警察署または青森南警察署へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。</p> <p>(2) 本部長（市長）の措置 カ. さらに消防力等を必要とする場合は、知事に対して緊急消防援助隊等の応援や自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要な資機材の確保等について応援を要請する。</p> <p>8 毒物・劇物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等</p> <p>(1) 毒物・劇物営業者の措置 毒物・劇物施設等が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散・漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、危害防止のための応急措置を講じるとともに、東青地域県民局地域健康福祉部保健総室、青森警察署又は青森南警察署及び消防本部に災害発生について直ちに通報し、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。</p> <p>12 危険物等の大量排出に対する応急対策</p> <p>(2) 消防本部、青森警察署及び青森南警察署は、危険物等が海上に大量排出した場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。</p> <p>16 応援協力関係</p> <p>(1) 青森市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、</p>
---	--

協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、県へ緊急消防援助隊及び自衛隊の災害派遣等を要請する。

第8節 大規模な火事災害対策

死傷者が多数発生するなど大規模な火事災害が発生し、**または発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し、被害の軽減を図るため、早期に初動体制を確立して、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。**

第1 予防対策

6 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

(3) 大規模な火事への備えとして、**消防水利施設の整備及び海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。**

第2 応急対策

大規模な火事災害が発生し、**または発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、軽減するため、次のとおり応急対策を講ずるものとする。**

4 活動体制の確立

災害発生後、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

1.3 応援協力関係

本部長(市長)は、自ら応急措置の実施が困難な場合、市町村相互応援協定及び消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、県へ緊急消防援助隊及び自衛隊の災害派遣等を要請する。

「災害時における青森縣市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。

(2) 自衛隊への災害派遣要請については、第1章第3.3節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第8節 大規模な火事災害対策

死傷者が多数発生するなど大規模な火事災害が発生し、**又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。**

第1 予防対策

6 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

(3) 大規模な火事への備えとして、**消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の活用等により消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。**

第2 応急対策

大規模な火事災害が発生し、**又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減を図るため、次のとおり応急対策を講じるものとする。**

4 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

1.3 応援協力関係

(1) 青森市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森縣市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。

(2) 自衛隊への災害派遣要請については、第1章第3.3節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第9節 大規模な林野火災対策

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、または発生のおそれがある場合に、その拡大を防止し、被害の軽減を図るため、早期に初動体制を確立して、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

第1 予防対策

1 林野火災に強い地域づくり

(1) 予防施設の整備

林野火災の発生を防止するため、林野内の道路、ハイキングコース等に火の取扱いの注意事項を記載した標識板を設置し、林内の道路や人の集まる場所への休憩所の設置等を推進するとともに、早期発見、初期消火など林野火災の被害の軽減を図るため、監視所、望楼及び簡易防火用水等予防施設の整備に努めるものとする。

また、林道及び防火管理道の整備、防火線の敷設、防火水の確保等を実施するとともに、他の林野所有者等が行う予防措置に積極的に協力する。

4 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

(2) 災害時の救助・救急に備え、資機材の整備に努めるとともに、林野火災に対する消防力の維持、強化のため、次のような防御資機材等の整備に努める。

8 出火防止対策の充実

(1) 予防広報宣伝の充実

ア. 山火事防止強調期間の設定

林野火災の発生しやすい4月10日から6月10日までを山火事防止運動強調期間として定め、関係機関が連携して各種の広域的な運動を展開する。

第2 応急対策

4 活動体制の確立

(2) 現場指揮本部の設置等

火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統

る。

第9節 大規模な林野火災対策

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、又は被害の軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

第1 予防対策

1 林野火災に強い地域づくり

(1) 予防施設の整備

林野火災の発生を防止するため、林野内の道路、ハイキングコース等に火の取扱いの注意事項を記載した標識板の設置を推進するとともに、早期発見、初期消火など林野火災の被害の軽減を図るため、監視所や簡易防火用水等予防施設の整備に努める。

また、林道及び防火管理道の整備、防火線の敷設、防火水の確保等を実施するとともに、他の森林所有者等が行う事業に積極的に協力し、予防措置を講じる。

4 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

(2) 災害時の救助・救急に備え、資機材の整備に努めるとともに、林野火災に対する消防力の維持、強化のため、積極的に防御資機材等を整備する。

8 出火防止対策の充実

(1) 予防広報宣伝の充実

ア. 山火事防止強調期間の設定

林野火災の発生しやすい気象条件となる時期を山火事防止運動強調期間（4月10日～6月10日）として定め、関係機関が連携して各種の広域的な運動を展開する。

第2 応急対策

4 活動体制の確立

(2) 現場指揮本部の設置等

火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、県防災ヘリコプター、

一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるように現場指揮本部を設置し、関係機関の指揮者による連絡会議等を必要に応じ設け、消防長が現場最高指揮者として防御方針を決定し、有機的な組織活動を確保するものとする。

火災の区域が二以上の市町村または広域事務組合の区域にまたがる場合の現場最高指揮者は、当該消防長が協議して定める。

9 避難対策

林野火災発生時においては、次の事項に留意し、市民の安全を図るものとする。

- (3) 火災が延焼拡大し、住家等へ延焼し、または延焼するおそれのある場合、市民の生命、身体を火災から保護するため特に必要があると認めるときは、市民に避難の勧告・指示するものとし、避難の方法等は、第1章／第7節「避難」によるものとする。

1.1 災害広報・情報提供

災害広報については、第4章／第6節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

1.4 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら応急措置の実施が困難な場合、市町村相互応援協定及び消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、県へ緊急消防援助隊及び自衛隊の派遣等を要請する。

【風水害等対策編】

第3章 災害復旧対策計画

自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるように現場指揮本部を設置し、関係機関の指揮者による連絡会議等を必要に応じて設け、消防長が現場最高指揮者として防御方針を決定し、有機的な組織活動を確保する。

火災の区域が二以上の市町村又は広域事務組合の区域にまたがる場合の現場最高指揮者は、当該消防長が協議して定める。

9 避難対策

林野火災発生時においては、次の事項に留意し、市民の安全を確保する。

- (3) 火災が延焼拡大し、住家等へ延焼し、又は延焼するおそれのある場合、市民の生命又は身体を火災から保護するため特に必要があると認めるときは、本部長（市長）は、市民に避難勧告等を発令する。避難の方法等は、第1章／第7節「避難」による。

1.1 災害広報・情報提供

災害広報については、第4章／第6節「災害広報・情報提供」により実施する。

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

1.4 応援協力関係

- (1) 青森市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第1章第3.3節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

【風水害等対策編】

第3章 災害復旧対策計画

第1節 公共施設災害復旧

1 災害復旧手続き体制の確立

(2) 指定地方行政機関は、所管する公共施設に災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に**即応**できる体制を整備しておく。

2 災害復旧事業計画の作成及び実施

(1) 公共施設災害復旧計画作成

オ. 査定に**欠格**、**失格**したもので、再度災害の弱点となり、被害の原因となると考えられる箇所は、再調査の上、市単独災として実施する。

3 災害復旧資金の確保（**県総務部**、東北財務局）

4 計画的な復興

本部長（市長）は、大規模な災害により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害にあつては、迅速な原状復旧を目指すか、**または**、さらに災害に強いまちづくりのため計画的な復興を目指すか検討した**うえ**、**計画的復興を行う場合は次のおり復興計画を作成し、復興事業を遂行するものとする。**

(2) 復興の理念、方法等

イ. 市街地等の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等の活用を図り、土地区画**整備**事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成を推進する。

第2節 民生安定のための金融対策

本部長（市長）は、災害により被害を受けた個人及び団体等の民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、次のおり金融措置を講**ず**るよう県に働きかけるものとする。

1 農林水産業復旧資金の活用

本部長（市長）は、**県と連携し**、災害により被害を受けた農林漁業者**または**団体に対し、復旧を促進し、農林水産業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、**天災による被害農林漁業者等に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）**に基づく天災資金や株式会社日本政策金融公庫

第1節 公共施設災害復旧

1 災害復旧手続き体制の確立

(2) 指定地方行政機関は、所管する公共施設に災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に**対応**できる体制を整備しておく。

2 災害復旧事業計画の作成及び実施

(1) 公共施設災害復旧計画作成

オ. 査定に**失格**したもので、再度災害の弱点となり、被害の原因となると考えられる箇所は、再調査の上、市単独災として実施する。

3 災害復旧資金の確保（**県危機管理局**、東北財務局）

4 計画的な復興

本部長（市長）は、大規模な災害により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害にあつては、迅速な原状復旧を目指すか、**又は**、さらに災害に強いまちづくりのため計画的な復興を目指すか検討した**上**、**大規模災害からの復興に関する法律に基づいて**次のおり復興計画を作成し、復興事業を遂行するものとする。

(2) 復興の理念、方法等

イ. 市街地等の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等の活用を図り、土地区画**整理**事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成を推進する。

第2節 民生安定のための金融対策

災害により被害を受けた個人及び団体等の民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、次のおり金融措置を講**じ**るよう県に働きかけるものとする。

1 農林水産業復旧資金の活用

県は、災害により被害を受けた農林漁業者**又は**団体に対し、復旧を促進し、農林水産業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、**天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）**に基づく天災資金や株式会社日本政策金融公庫の農林漁

<p>の農林漁業施設資金（災害復旧）等の円滑な融資について周知を図る。</p> <p>2 中小企業向け復興資金の活用</p> <p>本部長（市長）は、県と連携し、災害により被害を受けた中小企業者に対し、その経営の安定を図るため、金融機関及び商工団体等の協力を得て、被災中小企業者に対する復旧に向けた資金の活用について周知を図る。</p> <p>第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画</p> <p>1 被災者に対する職業の斡旋</p> <p>本部長（市長）は、青森労働局が、災害による勤務先の会社、事務所、工場等の滅失により、職業を失った被災者の生活確保を図るため実施する職業の斡旋等に関する周知を図るものとする。</p> <p>(1) 職業斡旋の対象者</p> <p>(4) 職業斡旋</p> <p>2 租税等の徴収猶予、減免</p> <p>本部長（市長）は、国及び県と連携し、被災者の納付すべき国税及び地方税等について、法令及び条例の規定に基づき、災害の状況に応じて、申告、申請、請求及びその他書類の提出並びに納付または納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を実施する。</p> <p>3 郵便業務に係る災害特別事務取扱い</p> <p>本部長（市長）は、日本郵便株式会社が、災害救助法の適用を受けた災害地の被災者に対して実施する郵便葉書等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金減免措置に関する周知を図るものとする。</p> <p>4 生業資金の確保</p> <p>本部長（市長）は、被災者の生活確保を図るため、関係機関と連携し次の措置を講ずる。</p> <p>(2) 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付</p> <p>実施機関：市</p> <p>申込先：子育て支援課</p>	<p>業施設資金（災害復旧）等の円滑な融資について指導する。</p> <p>2 中小企業向け復興資金の活用</p> <p>県は、災害により被害を受けた中小企業者に対し、その経営の安定を図るため、金融機関及び商工団体等の協力を得て、被災中小企業者に対する復旧に向けた資金の活用について周知徹底を図る。</p> <p>第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画</p> <p>1 被災者に対する職業のあっせん</p> <p>災害による勤務先の会社、事務所、工場等の滅失により、職業を失った者に対し、次のとおり必要な就職のあっせんを行い、被災者の生活の確保を図るものとする。</p> <p>(1) 職業あっせんの対象者</p> <p>(4) 職業あっせん</p> <p>2 租税等の徴収猶予、減免</p> <p>国、県及び青森市は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、災害の状況に応じて、申告、申請、請求及びその他書類の提出並びに納付又は納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を実施する。</p> <p>3 郵便業務に係る災害特別事務取扱い</p> <p>災害救助法の適用を受けた災害地の被災者に対して、郵便葉書等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金減免措置を講じる。</p> <p>4 生業資金の確保</p> <p>災害により被害を受けた者に対し、早急に民生の安定を図るため、次の措置を講じる。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付</p> <p>実施機関：市、県</p> <p>申込先：子育て支援課、東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室/福祉こども総室</p>
---	--

5 生活再建の支援

本部長（市長）は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、国及び都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用の創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図る。

6 義捐物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

本部長（市長）は、市民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県に報告する。

(2) 義援金の受入れ、配分

市民、企業等からの義援金は、日本赤十字社青森県支部及び県で受入れし、それぞれの配分委員会の決定に基づき、**本部長（市長）**が被災者に配分する。また、市で受け入れた義援金は適切に保管し、市配分委員会を組織し、協議のうえ被災者に配分する。

その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

7 住宅災害の復旧対策等

本部長（市長）は、災害により住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物及び被災建築物資金の融通等を適用し、建設資金**または**補修資金の貸付けの周知を行う。

(1) 災害復興住宅資金

災害復興建築物及び被災建築物資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の算定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの**周知を図る**。

(2) 災害特別貸付金

被災者の希望により災害の実態を調査した**うえで**被災者に対する貸付金の融資を住宅金融支

5 生活再建の支援

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、国及び都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実**も**図る。

6 義捐物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

県民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県に報告する。

(2) 義援金の受入れ、配分

県民、企業等からの義援金は、日本赤十字社青森県支部及び県で受入れし、それぞれの配分委員会の決定に基づき、**青森市**が被災者に配分する。また、市で受け入れた義援金は適切に保管し、市配分委員会を組織し、協議のうえ、被災者に配分する。

その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

7 住宅災害の復旧対策等

災害により住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物及び被災建築物資金の融通等を適用し、建設資金**又は**補修資金の貸付けを行う。

(1) 災害復興住宅資金

災害復興建築物及び被災建築物資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の算定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの**促進を図る**。

(2) 災害特別貸付金

被災者の希望により災害の実態を調査した**上**で被災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援

<p>援機構に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入申込の希望者に対して借入れの周知を図る。</p> <p>8 生活必需品、復旧用資機材の確保</p> <p>本部長（市長）は、被災地における被災者の生活確保を図り、業務運営の正常化を早急に実施するため、生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給を確保するとともに、関係機関と連携し物資の優先輸送の確保に必要な措置、その他適切な措置を講ずる。</p> <p>9 農業災害補償</p> <p>本部長（市長）は、農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について、県と連携し補償業務の迅速化、適正化を図る。</p> <p>10 漁業災害補償</p> <p>本部長（市長）は、漁業経営者の災害によって受ける損失を補償する漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく漁業共済について、県と連携し補償業務の迅速化、適正化を図る。</p> <p>11 罹災証明の交付体制の確立</p> <p>本部長（市長）は、罹災証明の交付体制を確立し、迅速な罹災証明の交付を行う。</p>	<p>機構に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入申込の希望者に対して借入れの指導を行う。</p> <p>8 生活必需品、復旧用資機材の確保</p> <p>被災地における民生の安定を図り、業務運営の正常化を早急に実施するため、生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給を確保するとともに、関係機関と緊密な連携協調のもとに物資の優先輸送の確保に必要な措置、その他適切な措置を講じる。</p> <p>9 農業災害補償</p> <p>県は、農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について、補償業務の迅速化、かつ適正化を図る。</p> <p>10 漁業災害補償</p> <p>漁業経営者の災害によって受ける損失を補償する漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく漁業共済について、補償業務の迅速化、適正化を図る。</p> <p>11 罹災証明の交付体制の確立</p> <p>青森市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p> <p>青森市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</p> <p>県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較し被災市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、青森市に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる</p>
--	---

<p>1 2 被災者の住宅確保の支援</p> <p>本部長（市長）は、被災者の住宅確保のため、県と連携し災害公営住宅を建設するとともに、既設公営住宅及び空き家等への特定入居を行う。</p> <p>1 3 被災者の住宅確保の支援を追加</p> <p>1 3 援助、助成措置の広報等</p> <p>本部長（市長）は、国及び県と連携し、被災者、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広報するとともに、相談窓口を設置する。</p> <p>【地震・津波対策編】</p> <p>第1章 災害応急対策計画</p> <p>第3節 津波警報・地震情報等の収集及び伝達</p> <p>防災活動に万全を期するため、大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震情報（以下「津波警報、地震情報等」とする）の収集・伝達を迅速かつ確実に実施し、災害発生の防止に努めることを目的とするため、必要な体制の確立を図るものとする。</p> <p>第1 実施責任者等</p> <p>1 実施責任者</p> <p>(1) 本部長（市長）は、法令及び青森市地域防災計画の定めるところにより、津波警報等・地震情報等を関係機関、市民その他関係ある公私の</p>	<p>場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る。</p> <p>1 2 被災者の住宅確保の支援</p> <p>青森市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する青森市の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p> <p>1 3 被災者の住宅確保の支援</p> <p>被災者の住宅確保のため、災害公営住宅を建設するとともに、既設公営住宅及び空き家等への特定入居を行う。また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。</p> <p>1 4 援助、助成措置の広報等</p> <p>被災者、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広報するとともに、相談窓口を設置する。</p> <p>【地震・津波対策編】</p> <p>※ 風水害等対策編と共通する対策は省略し、以下、地震・津波災害に特化する部分のみ掲載する。</p> <p>第1章 災害応急対策計画</p> <p>第3節 津波警報等・地震情報等の収集及び伝達</p> <p>防災活動に万全を期するため、津波警報等・津波予報及び地震、津波に関する情報の発表及び伝達を迅速かつ確実に実施する。</p> <p>第1 実施責任者等</p> <p>1 実施責任者</p> <p>(1) 本部長（市長）は、法令及び本計画の定めるところにより、津波警報等・地震情報等を関係機関、市民その他関係ある公私の団体に伝達し</p>
---	--

団体に伝達しなければならない。

- (2) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長、消防職員、警察官または海上保安官に通報しなければならない。

第2 情報の種類と発表基準

1 津波警報等の種類と発表基準

気象庁本庁等が発表する津波警報等は、次表のとおりである。なお、青森市の津波予報区は、陸奥湾である。

- (1) 津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分～表のみ掲載～

- (2) 津波情報を追加
～表のみ掲載～

なければならない。

- (2) 災害又は災害による被害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長、消防職員、警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

第2 情報の種類と発表基準

1 情報の種類と発表基準

気象庁本庁等が発表する津波警報等は、次表のとおりである。なお、青森市の津波予報区は、陸奥湾である。

- (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

ア. 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

- (2) 津波情報

ア. 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、さらには各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

イ. 津波情報の留意事項等

- ①津波到達予想時刻・予想される津波の高

<p>(2) 津波予報の発表基準と発表内容 ～表のみ掲載～</p> <p>2 地震・津波に関する情報の種類と発表基準</p> <p>第3 津波警報・地震情報等の伝達 1 青森市の伝達系統</p>	<p>さに関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。 <p>②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。 <p>③津波観測に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。 <p>④沖合の津波観測に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。 <p>(3) 津波予報 気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。</p> <p>2 地震情報 気象庁等は、次により地震及び津波に関する情報を発表する。</p> <p>第3 津波警報等・地震情報等の伝達 1 青森市の伝達系統</p>
---	--

<p>(1) 津波警報・地震情報等の伝達方法</p> <p>ア. 勤務時間内は総務部危機管理課長が、勤務時間外は宿日直員（本庁舎守衛）が受領する。</p> <p>(2) を追加</p> <p>(3) を追加</p>	<p>(1) 津波警報等及び地震情報等の伝達方法</p> <p>ア. 関係機関から通報される、又は全国瞬時警報システム（J－ALERT）等により受信した津波警報等及び地震情報等は、勤務時間内は総務部危機管理課長が、勤務時間外は宿日直員（本庁舎守衛）が受領する。</p> <p>(2) 青森市は、住民等に警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等の活用により、伝達手段の多重化、多様化を図る。</p> <p>(3) 強い揺れ（震度4程度以上の地震）を感じたとき、又は、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは次の措置を行う。</p> <p>ア. 気象庁等から発表される津波警報等を受信し、必要な体制を整えるとともに、海岸から離れた高台等の安全地域からの目視、監視カメラ等の機器等を用いて海面の状態を監視する。</p> <p>イ. 津波警報等の発表は、テレビ、ラジオ放送により情報を得る方が早い場合が多いので、地震発生後は放送を聴取する。</p> <p>ウ. 津波警報等が発表された場合は、本部長（市長）の判断で、沿岸の住民、海水浴客、釣り人等に対し、広報車等により、直ちに海岸から退避し、安全な場所に避難するよう指示する。</p> <p>エ. 引き波等異常な水象を知ったときは、県、青森警察署及び関係機関に通報するとともに、上記ア～ウに準じた措置を行う。</p> <p>オ. 一般住民に対する周知方法は、次のとおりとする。</p> <p>本部長（市長）は、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対処とすべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をする。この際、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮するものとする。</p>
---	---

<p>(4) 津波警報等及び地震情報等の伝達系統を追加 ～表のみ掲載～</p> <p>(5) 青森県震度情報ネットワークによる震度情報の伝達を追加</p> <p>2 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報</p> <p>3 緊急地震速報を追加</p>	<p>(4) 津波警報等及び地震情報等の伝達系統 津波警報等及び地震情報等の伝達系統は、お おむね次のとおりとする。</p> <p>(5) 青森県震度情報ネットワークによる震度情報 の伝達 迅速な初動活動の実施のため、震度情報ネット ワークの表示装置により震度3以上を確認 した場合は、勤務時間内は総務部危機管理課長 が、勤務時間外は宿日直員（本庁舎守衛）等が 上記(1)に準じて伝達する。</p> <p>(6) 災害が発生するおそれのある異常現象発見 時の通報 災害が発生するおそれのある異常現象と は、群発地震や数日間にわたり体を感じる ような地震などの地象に関する事項及び異 常潮位や津波、周期的な海面変動などの水 象に関する事項をいう。</p> <p>3 緊急地震速報</p> <p>(1) 緊急地震速報の発表等 気象庁は、最大震度震度5弱以上の揺れが 予想される場合に、震度4以上が予想された 地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、 緊急地震速報（警報）を発表する。 (注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後 に震源に近い観測点で観測された地震波を 解析することにより、地震による強い揺れ が来る前に、これから強い揺れが来ること を知らせる警報である。このため、震源付 近では強い揺れの到達に間に合わない場合 がある。</p> <p>(2) 緊急地震速報の伝達 気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放 送協会に伝達する。また、放送事業者等はテ レビ、ラジオ、緊急速報メールにより、さら に消防庁は全国瞬時警報システム（J-A-L E-R-T）経由による市町村の防災行政無線等 を通して住民に伝達する。また、住民への緊 急地震速報等の伝達に当たっては、防災行政 無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段 を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速 かつ的確な伝達に努めるものとする。</p> <p>(3) 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行</p>
---	--

第8節 津波災害応急対策

第2 応急活動態勢

1 津波監視体制等の確立

(3) 津波警報等が発表される前で、災害発生のおそれのある段階

ア. 震度4程度以上の強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、次の措置を行う。

(ア) 監視員は、青森地方気象台から、なんらかの通報が届くまで少なくとも30分は海面の状態を監視する。ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

(イ) 津波注意報・警報の伝達は、テレビ、ラジオ放送による方が早い場合が多いので、地震発生直後は放送を聴取する。

(ウ) 沿岸の市民、海水浴客、釣人等に対し、同報系防災行政無線及び広報車により、海岸から退避し安全な場所に避難するよう広報する。

イ. 異常な潮位変動などを知ったときは、県、青森警察署及び関係機関に通報するとともに、上記アに準じた措置を行う。

(4) 津波警報等が発表され、災害発生のおそれがある段階

ア. 監視員は、直ちに海面監視を実施する。ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とす

動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まず、自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

(4) 普及啓発の推進

青森市は、青森地方気象台その他の防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることについて知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合があること。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を見聞きした時の適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

第8節 津波災害応急対策

第2 応急活動態勢

1 津波監視体制等の確立

(3) 津波警報等が発表される前で、災害発生のおそれのある段階

ア. 強い揺れ（震度4程度以上の地震）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、次の措置を行う。

(ア) 監視員は、気象庁等からなんらかの情報が届くまで少なくとも30分は海面の状態を監視する。ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

(イ) 津波警報等の発表は、テレビ、ラジオ放送により情報を得る方が早い場合が多いので、地震発生直後は放送を聴取する。

(ウ) 沿岸の市民、海水浴客、釣人等に対し、広報車等により、海岸から退避するよう広報する。

イ. 異常な水象を知ったときは、県、青森警察署及び関係機関に通報するとともに、上記アに準じた措置を行う。

(4) 津波警報等が発表され、災害発生のおそれがある段階

ア. 監視員は、直ちに海面監視を実施する。ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とす

<p>る。</p> <p>イ．沿岸の市民、海水浴客、釣人等に対し、広報車等により、直ちに海岸から退避し安全な場所に避難するよう勧告または指示する。</p> <p>第4 避難</p> <p>(1) 住民避難</p> <p>沿岸住民に対する避難の勧告、指示については、第7節「避難」に定めるところによるものとするが、特に次のような措置を講じ、市民の避難が円滑に行われるよう努める。</p> <p>ア．避難の勧告</p> <p>津波の到達に時間的余裕がある場合に勧告し、高齢者、乳幼児、妊産婦及び傷病者等を優先的に避難させるとともに、津波危険予想地域内の物件（自動車等）を移動させるほか、津波危険予想地域内への立入りを禁止するなどの措置を行う。</p> <p>イ．避難の指示</p> <p>実施責任者は、避難の時機を失しないよう速やかに行う。この場合、津波危険区域内の全市民を避難させる。</p> <p>ウ．避難の勧告、指示の伝達</p> <p>避難勧告、指示を発したときは、広報車・同報系防災行政無線・サイレン等により、迅速に地域住民に対し周知徹底を図る。</p> <p>なお、津波による避難の勧告、指示は次による。</p> <p>第27節 被災建築物等の応急危険度判定</p> <p>建築物等の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物や工作物等の倒壊、落下物に伴う二次災害を未然に防止する。</p> <p>第1 実施責任者等</p> <p>1 実施責任者</p> <p>余震等による二次災害を防止するための被災建築物等の応急危険度判定は、県等関係機関の協力を得て、本部長（市長）が行うものとする。</p>	<p>る。</p> <p>イ．沿岸の市民、海水浴客、釣人等に対し、広報車等により直ちに海岸から避難し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。</p> <p>第4 避難</p> <p>(1) 住民避難</p> <p>沿岸住民に対する避難指示（緊急）については、第7節「避難」に定めるところによるものとするが、特に次のような措置を講じ、市民の避難が円滑に行われるよう努める。</p> <p>ア．避難の勧告を削除</p> <p>イ．避難の指示</p> <p>実施責任者は、避難の時機を失しないよう速やかに行う。この場合、津波危険区域内の全市民を避難させる。</p> <p>イ．避難指示（緊急）等の伝達</p> <p>避難指示（緊急）等を発したときは、広報車・サイレン・有線放送等により、迅速に地域住民に対し、周知徹底を図る。</p> <p>なお、津波による避難の勧告、指示は次による。</p> <p>第27節 被災建築物等の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定</p> <p>建築物等の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物や工作物等の倒壊、落下物に伴う二次災害を未然に防止する。また、被災宅地の危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより宅地の二次災害を軽減・防止する。</p> <p>第1 実施責任者等</p> <p>1 実施責任者</p> <p>余震等による二次災害を防止するための被災建築物等の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、県等関係機関の協力を得て、本部長（市長）が行うものとする。</p>
--	---

第2 応急危険度判定

本部長（市長）は、建築物等の被災状況を現地調査のうえ、危険度を判定し、判定結果を表示することにより、建築物等の所有者等に注意を喚起する。

第3 応急危険度判定体制の確立

本部長（市長）は、被災建築物等の応急危険度判定のため、県が行う被災建築物応急危険度判定士の養成登録に協力する。

第4 被災者への説明を追加

第5 応援協力関係

本部長（市長）は、自らまたは青森市内の被災建築物応急危険度判定士によっても建築物等の応急危険度判定の実施が困難な場合、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

第3 4 節 危険物施設等災害対応対策

地震・津波災害が発生し、または発生するおそれがある場合、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射線使用施設の被害（放射性物質の大量の放出による被害を除く。）の拡大を防止し、または最小限にとどめるとともに、二次災害の発生を防止するため、以下のとおり応急対策を講ずるものとする。

また、施設の関係者及び周辺住民に対する危険防止を図るため、必要な措置を行うものとする。

第2 応急危険度判定

本部長（市長）は、建築物等の被災状況を現地調査の上、危険度を判定し、判定結果を表示することにより、建築物及び宅地の所有者等に注意を喚起する。

第3 応急危険度判定体制の確立

本部長（市長）は、被災建築物等の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定のため、県が行う被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成・登録に協力する。

第4 被災者への説明

青森市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住宅被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、県は、市町村の活動の支援に努めるものとする。

第5 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら又は青森市内の震災建築物応急危険度判定士によっても建築物等の応急危険度判定の実施が困難な場合及び被災宅地危険度判定士によっても宅地の危険度判定の実施が困難な場合、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町村長への応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。

第3 4 節 危険物施設等災害対応対策

地震・津波災害が発生した場合において、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射線使用施設の被害（放射性物質の大量の放出による被害を除く。）の拡大を防止し、又は最小限にとどめるとともに、二次災害の発生を防止するため、次のとおり応急対策を講じる。

また、施設の関係者及び周辺住民に対する危険防止を図るため、必要な措置を行う。

<p>第4 危険物施設に係る被害の拡大防止、救助・救護、消火、避難活動</p> <p>2 本部長（市長）の措置</p> <p>(6) さらに消防力等を必要とする場合は、知事に対して緊急消防援助隊及び自衛隊の災害派遣を要請するとともに、化学消火薬剤等必要な資機材の確保等について応援を要請する。</p> <p>第5 高圧ガス施設に係る被害の拡大防止、救助・救護、消火、避難活動</p> <p>(1) 高圧ガス施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、または少量ずつ放出する。また、充てん容器が危険な状態になったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、または水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。</p> <p>第7 毒物・劇物施設に係る被害の拡大防止、救助・救護、消火、避難活動</p> <p>毒物・劇物施設等が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散・漏えいまたは地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、またはそのおそれがある場合は、危害防止のための応急措置を講ずるとともに、災害発生について直ちに青森警察署または青森南警察署、及び青森消防本部及び青森市保健所または東青地域県民局地域健康福祉部保健総室に通報し、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。</p> <p>第8 放射線使用施設に係る被害の拡大防止、救助・救護、消火、避難活動</p> <p>(1) 災害の発生について、速やかに文部科学省、青森警察署または青森南警察署、青森消防本部に通報する。</p> <p>(2) 施設の破壊による放射線源の露出、流出等の防止を図るため、施設の点検要領を定めて緊急措置を講ずる。</p> <p>(3) 被害拡大防止措置を講ずる。</p> <p>(4) 放射線治療中の被災者から他の者が被爆しないよう措置を講ずる。</p>	<p>第4 危険物施設に係る被害の拡大防止、救助・救護、消火、避難活動</p> <p>2 本部長（市長）の措置</p> <p>(6) さらに消防力等を必要とする場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要な資機材の確保等について応援を要請する。</p> <p>第5 高圧ガス施設に係る被害の拡大防止、救助・救護、消火、避難活動</p> <p>(1) 高圧ガス施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に少量ずつ放出する。また、充てん容器が危険な状態になったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、または水（地）中に埋める等の安全措置を講じる。</p> <p>第7 毒物・劇物施設に係る被害の拡大防止、救助・救護、消火、避難活動</p> <p>毒物・劇物施設等が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散・漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、危害防止のための応急措置を講じるとともに、東青地域県民局地域健康福祉部保健総室、青森警察署又は青森南警察署、青森消防本部に対して災害発生について直ちに通報し、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。</p> <p>第8 放射線使用施設に係る被害の拡大防止、救助・救護、消火、避難活動</p> <p>(1) 災害の発生について、速やかに文部科学省、原子力規制委員会、青森警察署又は青森南警察署、青森消防本部に通報する。</p> <p>(2) 施設の破壊による放射線源の露出、流出等の防止を図るため、施設の点検要領を定めて緊急措置を講じる。</p> <p>(3) 被害拡大防止措置を講じる。</p> <p>(4) 放射線治療中の被災者から他の者が被爆しないよう、必要な措置を講じる。</p>
---	--

2 その他（全編共通事項）

「または」を「又は」に、「講ずる」を「講じる」に、「平常時」を「平時」等に修正する。